

WORLD ATHLETICS ANTI-DOPING RULES (2024年1月1日より発効)

アンチ・ドーピング規則

1. 緒言

1.1 2021世界アンチ・ドーピング規程の実施

1.1.1 ワールドアスレティックス (WA) は、「世界アンチ・ドーピング規程」(以下「原規程」という)への署名当事者である。本アンチ・ドーピング規則は、WA カウンシルによって採択され、署名当事者としての WA の義務を果たし、陸上競技におけるドーピングの根絶を目指す WA による不断の努力を継続するために実施される。

1.1.2 本アンチ・ドーピング規則は、陸上競技において 2021 年版原規程の規則が要求することが履行され、原規程と国際基準と矛盾なく解釈され、適用されることを目指している。原規程と国際基準(随時修正される)は、本アンチ・ドーピング規則の本質的な部分であり、本アンチ・ドーピング規則と一致しない場合は原規程と国際基準を適用する。本アンチ・ドーピング規則はそれ自体独立した文書として解釈するものとし、いかなる署名当事者または政府の既存の法令に照らし合わせて解釈してはならない。本アンチ・ドーピング規則、原規程、および国際基準の各条項に付されている解説は、本アンチ・ドーピング規則の解釈の一助として使用されるものとする。

1.1.3 特に明記しない限り、本アンチ・ドーピング規則に定義された(大文字で示された)用語は、別表 1 の用語の定義にある意味を持つ。別表 1 または本アンチ・ドーピング規則で定義されていない場合などは、WA 憲章で定義された意味を持つ。特に規定がない場合、規則とは本アンチ・ドーピング規則を指すものとする。

1.1.4 WA カウンシルは、AIU 理事会の勧告や、同理事会との協議に従って、本アンチ・ドーピング規則を随時改定することがある。改定の発効日は WA カウンシルが定める。しかしながら、疑問の余地なく原規程、禁止表、そして国際基準に対する WADA の改定は原規程に定められた方法で自動的に発効する。全ての競技者、サポートスタッフ、または他の者に特段の手続きなしに適用されるものとなる。

1.1.5 本アンチ・ドーピング規則の条項と行動規範規程や他の WA 規則の内容が一致しない場合、本アンチ・ドーピング規則を適用する。

1.2 AIU (アスレティックスインテグリティユニット)

1.2.1 WA は、WA 憲章に従って、アスレティックスインテグリティユニット(以下「AIU」という)を組織した。AIU の役割は、陸上競技の規範を守ることであり、WA が原規程への署名当事者として有する義務を果たすことも含まれる。

1.2.2 WA は、本アンチ・ドーピング規則の実施を AIU に委任する。委任される事項には、

国際レベルの競技者とサポートスタッフに関する教育、検査、調査、結果管理、聴聞、制裁措置、不服申立てといった活動が含まれるが、これらに限らない。AIU に対する本アンチ・ドーピング規則の照会は、該当する場合は WA の代理として活動している AIU への照会となる。疑問の余地なく AIU は WA の機関として活動することが可能であり、WA は原規程への署名当事者の役割を担うべく、アンチ・ドーピング規則違反であることを主張する機関であり、結果管理過程における全ての活動のための不服申し立ておよび聴聞における対応機関であり、その他アンチ・ドーピング規則に関する諸問題に対応する機関としてみなされる。

- 1.2.3 AIU はドーピング・コントロールとアンチ・ドーピング教育のどの部分についても第三者機関に委託することができる。しかしながら AIU は第三者機関に、本アンチ・ドーピング規則（そして本アンチ・ドーピング規則に従って導入された協定）、原規程、国際基準に則って行動するよう要求し、それらを遵守させる責任を負う。本アンチ・ドーピング規則における AIU に対するいかなる照会も、委託した第三者機関を含み、該当するならば、前述した委託機関も含む。

1.3 懲戒機関

WA は本アンチ・ドーピング規則違反や不履行に対する聴聞を行うために懲戒機関を設置する。懲戒機関は結果管理に関する国際基準に則った独立した機関である。

1.4 アンチ・ドーピング規則の適用範囲

- 1.4.1 本アンチ・ドーピング規則は、WA と各国陸連および各地域陸連に適用される。すべての各国陸連と地域陸連は、本アンチ・ドーピング規則を遵守しなければならない。本アンチ・ドーピング規則を、各国陸連および各地域陸連の規則や規定の中に直接含まれるか、言及することで含めなければならない。また、各国陸連および各地域陸連は、その規則の中に、アンチ・ドーピング規則（およびそれらに対して適宜行われ得るあらゆる変更）の効果的な実施に必要な手続に関する規定を含めなければならない。各国陸連および各地域陸連の規則では、各国陸連および各地域陸連の管轄下にあるすべての競技者および他の者がアンチ・ドーピング規則によって拘束される旨、本規則で定める結果管理機関に従うことも含めて、具体的に定めなければならない。

- 1.4.2 上記の制限なしに、本アンチ・ドーピング規則は以下に対しても適用される。

- (a) WA/WA のカウンスルメンバー、常任幹事会、その他 WA 憲章に定義される役員
- (b) AIU 理事、顧問、相談役
- (c) 適用法令に従うが、AIU に勤務する WA 職員もしくは、WA と AIU のドーピング・コントロールに関係する WA 職員
- (d) WA と AIU のドーピング・コントロールまたはアンチ・ドーピング教育に関係する委託を受けた第三者機関（とその職員）

【※以下、緑文字は解説文となります】

WA と AIU のドーピング・コントロールまたはアンチ・ドーピング教育に関する委託を受けた第三者機関とは、独立請負人として従事する個人（例えば職員ではないドーピング・コントロール係員やシャペロンなど）を含む。

(e) 全ての各国陸連とそのカウンスル、理事、理事長、顧問、相談役、職員と、各国陸連からドーピング・コントロールの委託を受けた第三者機関（とその職員）、および

(f) 下記の全ての競技者、サポートスタッフおよび他の者

(i) WA との合意書に署名した、または WA、AIU から正式な資格が認められたすべての競技者（例えば、国際的登録検査対象者リストに掲載されている競技者、またはプラチナ、ゴールド、シルバー、ブロンズレベルに指定されている競技者）、WA、AIU から正式な資格が認められた（ID カードが付与されるなど）、または WA 公認もしくは主催の国際大会に参加する全てのサポートスタッフ

(ii) 各国陸連メンバーもしくは各国陸連から認可されたメンバー、もしくは各国陸連のメンバーか関連団体（あらゆるクラブ、チーム、協会、もしくはリーグを含む）の全ての競技者、サポートスタッフおよび他の者

(iii) (i)WA、(ii)各国陸連やその会員団体・関連団体（あらゆるクラブ、チーム、協会、もしくはリーグを含む）、または (iii) 各地域陸連が、開催地を問わず組織、召集、開催、認定、または承認する競技会やその他の活動に参加するすべての競技者、サポートスタッフ、および他の者と、競技者の準備、参加をサポートするすべてのサポートスタッフ、および

(iv) 認定、免許、またはその他の契約上の取決めなどのため、アンチ・ドーピングを目的として WA、各国陸連、または、その会員団体や関連団体（あらゆるクラブ、チーム、協会、もしくはリーグを含む）の管轄権に従うその他すべての競技者、サポートスタッフ、または他の者、および

(v) WA または各国陸連の正式メンバーではないが、特定の国際大会に参加を希望する競技者、またそのような競技者を支えるサポートスタッフ

- 1.4.3 第1条4.2に記載されている人物は、加盟資格、認定、参加、雇用および/またはスポーツへの関与の要件として、本アンチ・ドーピング規則に拘束されることに同意し、違反に対するあらゆる措置を含め、本アンチ・ドーピング規則の適用について WA に代わって AIU に委ねることに同意する。そして（WA の職員を除き）本アンチ・ドーピング規則に、よる案件と不服申立ての聴聞と結論について下記に述べられる聴聞会の権限に拘束されることに同意していると見なされる。

モナコ公国の法律により、WA の職員は聴聞機関の管轄権に服すことはなく、WA 職

員による本アンチ・ドーピング規則違反はモナコ公国の関連する裁定機関によって裁かれる。疑義を避けるために付言すると、第1条4.3はWAの職員ではないWA/AIUのコンサルタント更にアドバイザーに適用される。

1.4.4 上記の通り、本アンチ・ドーピング規則によって拘束され、これらの規則に従うことが求められる競技者全体のうち、関係する期間に下記各項に該当する競技者の各々が、本アンチ・ドーピング規則において、国際レベルの競技者（本規則では「国際レベルの競技者」という）と見なされるものとする。つまり、当該の競技者には、本アンチ・ドーピング規則のうち国際レベルの競技者に適用される特定の条項（例えば検査、TUE、居場所と結果管理）が適用されるものとする。

(a) 下記 AIU のサイトに適宜掲載される国際的登録検査対象者リストに掲載されている競技者

<https://www.athleticsintegrity.org/know-the-process/registered-testing-pool>

(b) 下記の国際競技会のいずれかに参加申し込みするか、競技を行う競技者

(i) ワールド・アスレティックス・シリーズ競技会

(ii) オリンピック大会の陸上競技種目

(iii) AIU がウェブサイトで定めるその他の国際競技会

オリンピック大会の最終エントリーに含まれるのは、本アンチ・ドーピング規則の国際レベル競技者のみとする。

(c) インテグリティユニットのウェブサイトで公表している、WA ラベルロードレースプログラムのもとプラチナまたはゴールド資格を有する競技者

(d) 上記の本規則第1条4.4(a), (b), (c)に該当する競技者に関する結果管理に加えて、結果管理の目的において、下記(i)~(iii)のいずれかによるアンチ・ドーピング規則違反という結果が認められた際には、AIUは競技者または他の者に対する結果管理責任を有する。(i) WAの検査権限のもとで行われた検査、(ii)AIUが行ったドーピング調査、(iii)WA/AIUが本規則第7条のもとで結果管理権限を有するその他の状況。

1.5 競技者、サポートスタッフ、他の者、各国陸連の義務

1.5.1 すべての競技者は、下記のことを行わなければならない。

(a) 本アンチ・ドーピング規則を常に理解し遵守すること。

(b) アンチ・ドーピング規則違反、禁止表に掲載されている物質や方法が何であるかを知ること。

(c) 検体の採取を常に受けられるようにすること。

(d) アンチ・ドーピングの観点から、摂取し使用するものに対し責任を持つこと。

(e) (使用前に) 使用しようとする製品や物質がアンチ・ドーピング規則違反とされないことを確実にするための調査を行うこと。調査は最低限以下のものの合理的なインターネット検索を含む。

(i) 製品や物質の名前

(ii) 製品や物質のラベルに記された材料または物質

(iii) (i)や(ii)の調査に関連した他の情報

(f) 医事担当者に禁止物質、禁止方法の使用禁止義務を伝え、競技者が受ける医療処置が本アンチ・ドーピング規則違反にならないようにすること。

(g) 各国のアンチ・ドーピング機関またはAIUに、過去10年間にアンチ・ドーピング規則違反となった決定(署名当事者による、または非署名当事者による)を通知すること。

(h) AIUまたは他のアンチ・ドーピング機関の、可能性のある本アンチ・ドーピング規則違反または他の違反の調査に充分協力すること。競技者がAIUまたは他のアンチ・ドーピング機関の、本アンチ・ドーピング規則違反または他の違反の調査に充分協力しなかった場合、本規則第12条の違反となる。および、

(i) AIU、各国陸連、その他競技者の管理権限を有するアンチ・ドーピング機関の要求に応じてサポートスタッフの身元を明らかにすること。

1.5.2 すべてのサポートスタッフは、下記のことを行わなければならない。

(a) 本アンチ・ドーピング規則を常に理解し遵守すること。

(b) ドーピング・コントロールに協力すること。

(c) アンチ・ドーピングに対する姿勢を育むような価値観や行動を競技者に示すこと。

(d) 各国のアンチ・ドーピング機関またはAIUに、過去10年間にアンチ・ドーピング規則違反となった決定(署名当事者による、または非署名当事者による)を通知すること。

(e) AIUまたは他のアンチ・ドーピング機関の、可能性のある本アンチ・ドーピング規則違反または他の違反の調査に充分協力すること。サポートスタッフがAIUまたは他のアンチ・ドーピング機関の、本アンチ・ドーピング規則違反または他の違反の調査に充分協力しなかった場合、本規則第12条の違反となる。および、

(f) 正当な理由なしに禁止物質や禁止方法を使用したり所有したりしないこと。サポートスタッフが正当な理由なしに禁止物質や禁止方法を使用したり所有したりすると、本規則第2条違反となる。

1.5.3 本アンチ・ドーピング規則の影響下にある他の者は、下記のことを行わなければならない。

(a) 本アンチ・ドーピング規則を常に理解し遵守すること。

(b) AIU(および、もしあれば各国のアンチ・ドーピング機関)に、過去10年間にアンチ・ドーピング規則違反となった決定(署名当事者による、または非署名当事

者による)を通達すること。および、

(c) AIU または他のアンチ・ドーピング機関の、可能性のある本アンチ・ドーピング規則違反または他の違反の調査に充分協力すること。他の者が AIU または他のアンチ・ドーピング機関の、本アンチ・ドーピング規則違反または他の違反の調査に充分協力しなかった場合、第 12 条の違反となる。

- 1.5.4 不正干渉を構成しないドーピング・コントロールにおいて、ドーピング・コントロール係員や他の者に対する、競技者、サポートスタッフ、他の者による威圧的な行動は、本アンチ・ドーピング規則第 12 条、インテグリティ行動規範に違反し、訴追されることがある。

1.6 通知と期限

- 1.6.1 AIU またはその他の団体 (通知団体) によって本アンチ・ドーピング規則に基づき発信されたあらゆる通知は、その通知が送付されるべき団体 (受領団体) に対し以下の方法で書面によって提供および送達された場合、受領団体は全て受け取ったものとみなされる。

(a) 受領団体の最後に知られた住所に投函

(b) 受領団体が公表した実際の住所への個別配達 (宅配業者を含む)

(c) 受領団体への電子メールアドレスや他の電子アドレスに対する、電子メールや他の電子コミュニケーション

(d) 受領団体が公表した FAX 番号への FAX

競技者への通知の場合、AIU が ADAMS に記載された電子メールアドレスに通知を送信した場合、送達されたものとみなされる。各国陸連への通知の場合、WA が発行した@mf.worldathletics.org の電子メールアドレスに送信した場合、送達したものとみなされる。

- 1.6.2 受領団体が各国陸連のメンバーまたは関係団体の場合、通知は各国陸連に対し次の手段の 1 つによってなされてもよい。(i) 受領団体へ通知を転送すること、(ii) かかる通知を受領団体へ知らせること。通知を遅滞なく行うことは各国陸連の責任である。

AIU が各国陸連に対し WA が発行した@mf.worldathletics.org の電子メールアドレスに送信した場合、本規則第 1 条 6 の 2 に基づき送達したものとみなされる。

- 1.6.3 本アンチ・ドーピング規則に規定された期限は、期限が定められた通知を通知団体が送付した日の翌就業日からカウントが始まる。公休日または休日は期限の計算に含まれ、期限最終日が期限を定められた団体が居住する国の公休日または休日

の場合は、最終日を翌就業日とする。通知が最終日の中央ヨーロッパ標準時 24 時間前に受領された場合、期限は遵守されたものとみなされる。

1.7 発効日と移行規程

1.7.1 発効日以前に効力があった 2023WA アンチ・ドーピング規則に代わる、2024 アンチ・ドーピング規則の発効日は、2024 年 1 月 1 日とする（発効日）。

1.7.2 本アンチ・ドーピング規則は、以下の場合を除き発効日以前に遡って適用されることはない。

(a) 発効日以前のアンチ・ドーピング規則違反が発効日後のアンチ・ドーピング規則違反に対する本規則第 10 条 9 における結果の判定で「1 回目の違反」または「2 回目の違反」とみなされた場合。

(b) 発効日時点で係属中の、又は発効日以降に提起された、発効日以前に発生したアンチ・ドーピング規則違反に基づくアンチ・ドーピング規則違反事案は、アンチ・ドーピング規則違反が疑われた時点で有効であった実質的なアンチ・ドーピング規則に準拠し、本アンチ・ドーピング規則に定める実質的なアンチ・ドーピング規則には準拠しない、ただし、審問委員会が、事案の状況において寛大な法 (lex mitior) の原則が適切に適用されると判断し、かつ、手続的事項に関して本アンチ・ドーピング規則が適用されると判断した場合を除く（ただし、発効日までに、事案が 2016-2017 年国際陸上競技連盟競技規則第 38 条に基づき既に聴聞パネルに付託されている場合を除き、この場合、事案は 2016-2017 年国際陸上競技連盟競技規則に基づき当該聴聞パネルにおいて審理されるものとする。）本規則において、規則第 10 条 9.4 に基づく複数の違反のために過去の違反が考慮されうる遡及期間及び規則第 18 条に定める時効は、実体的な規則ではなく手続的な規則であり、本アンチ・ドーピング規則の他の全ての手続的な規則とともに遡及的に適用されるべきものである（ただし、規則第 18 条が遡及的に適用されるのは、時効期間（当初のものであるか、その後の規則により延長されたものであるかを問わない）が発効日までに既に満了していない場合に限られる。

(c) 発効日以前の本規則第 2 条 4 の居場所情報関連義務違反（結果管理に関する国際基準で定義される居場所情報提出義務違反または検査未了）は、それが発生してから 12 か月以内まで本アンチ・ドーピング規則における第 2 条 4 のアンチ・ドーピング規則違反の必須要素の 1 つとなり得る。

(d) アンチ・ドーピング規則違反に対する最終的な決定が発効日以前に下されたが、競技者または他の者が発効日において依然として資格停止期間中である事案に関し、競技者または他の者は、AIU もしくは、アンチ・ドーピング規則違反の結果管理を行うアンチ・ドーピング機関に対し、本アンチ・ドーピング規則を踏まえた資格停止期間の短縮を申請できる。当該申請は資格停止期間が満了する前にな

されなければならない。上記に関し下された決定に対しては、本アンチ・ドーピング規則第 13 条 2 に従って不服申立てを行うことができる。本アンチ・ドーピング規則は、アンチ・ドーピング規則違反があった旨の最終的な決定が下され、科された資格停止期間が満了した事案には適用されない。

(e) 本アンチ・ドーピング規則第 10 条 9.1 に基づき 2 回目の違反につき資格停止期間を査定する際、1 回目の違反の制裁措置が発効日以前の規則に基づき決定されている場合には、本アンチ・ドーピング規則が適用可能であったものとして 1 回目の違反につき査定されたであろう資格停止期間が、適用されるものとする。

第 1 条 6 (本来は 7) . 2(e) に記載された状況以外で、発効日以前の規則に基づき、アンチ・ドーピング規則違反があった旨の最終的な決定が言い渡され、科された資格停止期間が満了した事案には、以前の違反を再評価するために本アンチ・ドーピング規則を使用することはできない。

(f) WADA の禁止表および禁止表上の物質または方法に関するテクニカルドキュメントに対する変更は、別途具体的に規定する場合を除き、遡及的に適用されない。しかし、禁止物質または禁止方法が禁止表から除外された場合には、過去の禁止物質または禁止方法の使用を理由として資格停止期間に現に服している競技者または他の者は、AIU もしくはアンチ・ドーピング規則違反について結果管理責任を負っていたアンチ・ドーピング機関に対し、禁止表から当該物質または方法が除外されたことを踏まえた資格停止期間の短縮を検討するよう申請することができる。

(g) 発行日以前に採取された検体の分析結果とデータは、WA 規則あるいは規約の下で、原規程第 23 条 2.2 に基づいて、競技者の参加資格を監視するためのような正当な目的のために、本規則あるいは規則の下で用いられることがある。

2. アンチ・ドーピング規則違反

ドーピングとは以下の本規則第 2 条 1 から第 2 条 11 に示す行為が 1 つまたは複数発生することと定義される。

本規則第 2 条は、アンチ・ドーピング規則違反が成立する状況および行為を明記することを目的とする。ドーピング事案の聴聞会は、1 つまたは複数の規則違反が発生したとする主張に基づいて開始されることになる。

競技者または他の者は、アンチ・ドーピング規則違反、禁止表に掲載されている物質や方法が何であるかを知らなければならない。

下記のいずれかに該当すればアンチ・ドーピング規則違反となる。

2.1 競技者の検体において禁止物質またはその代謝物またはマーカの存在が確認された場合

- 2.1.1 禁止物質が体内に入らないように注意することは、競技者各人の義務である。検体に禁止物質またはその代謝物またはマーカースが確認された場合は、競技者がその責任を負う。従ってこの場合は、競技者の側に意図、過誤、怠慢、または故意の使用があったことを立証しなくても、本規則第2条1の下で違反が成立する。
- 2.1.2 以下のいずれかの場合は、本規則第2条1に基づくアンチ・ドーピング規則違反が発生したことが十分に証明されたものとみなされる。(i)競技者のA検体において禁止物質またはその代謝物もしくはマーカースの存在が確認された際、当該競技者がB検体の分析を放棄し、B検体の分析が行われなかった場合。(ii)競技者のB検体が分析され、その結果、競技者のA検体に認められた禁止物質またはその代謝物もしくはマーカースの存在が追認された場合。または、(iii)競技者のAまたはB検体が2つに分けられ、それらの第二の検体が確認分析された結果、第一の検体に認められた禁止物質またはその代謝物もしくはマーカースの存在が追認された場合。または競技者が確認分析を放棄したとき。
- 2.1.3 禁止表またはテクニカルドキュメントに量的閾値が明記されている物質を除き、競技者の検体において禁止物質またはその代謝物またはマーカースの存在が確認された場合は、その量の多少にかかわらず、アンチ・ドーピング規則違反が成立する。
- 2.1.4 本規則第2条1の規定の例外として、特定の禁止物質の報告または評価基準を禁止表、国際基準またはテクニカルドキュメントに盛り込むことができる。
- 2.2 競技者が禁止物質または禁止方法を使用した場合、または使用を企てた場合
- 2.2.1 禁止物質が体内に入らないよう、また禁止方法を使用しないよう注意することは、競技者各人の義務である。従って、アンチ・ドーピング規則違反を認定するためには、競技者の側に意図、過誤、怠慢または、故意の使用があったことを立証する必要はない。

禁止物質や禁止方法の使用またはその企ては信頼できる手段で立証されてきた。本規則第3条2にある通り、アンチ・ドーピング規則第2条1違反を立証するための証拠とは違い、その使用や使用の企ては、競技者の自白、目撃証言、証拠書類、アスリート・バイオロジカル・パスポートの一部データを含む長期にわたる分析による結論、または本規則第2条1の禁止物質存在を証明するための全ての必要条件を必ずしも満たさない他の分析的証拠などによる信頼できる手段によって立証されうる。例えば、使用は(B検体の分析結果の確認を伴わない)A検体分析、またはアンチ・ドーピング機関が他のサンプルでは確認ができなかったことに対して十分納得できる説明が行われた場合に行われるB検体分析から得られる信頼性のある分析データによって立証されうる。

- 2.2.2 禁止物質または禁止方法の使用の成否は重要ではない。禁止物質または禁止方法を使用した、または使用を企てたという事実があれば、それだけでアンチ・ドーピング規則違反が成立する。

禁止物質または禁止方法使用の企ての立証には、競技者側の意志を証明することが必要である。使用の企てを証明するために意志が必要という事実は、禁止物質または禁止方法の使用に関する本規則第2条1と第2条2違反のために立証される厳格な責任の原則を侵害しない。かかる禁止物質が競技会外での使用を禁じられていない場合、そして競技者による使用が競技会外で行われた場合、競技者による禁止物質の使用はアンチ・ドーピング規則違反とはならない。しかし、競技会における競技者の検体において禁止物質またはその代謝物またはマーカの存在が確認された場合は、その投与の時期に関わらず本規則第2条1の違反が成立する。

- 2.3 競技者による検体の採取の回避、拒否または不提出
競技者が検体の採取を回避すること、すなわち、正式に認定された人物による通告後に、やむを得ない正当な事由なくして、検体の採取を拒否する、もしくは提出しないこと。

例えば、競技者が通告または検査を回避するためにドーピング・コントロール係員を意図的に避けたことが立証されれば、「検体採取の回避」というアンチ・ドーピング規則違反となる。「検体の不提出」違反は競技者の意図的または怠慢な行動に基づくことがあり、一方で検体採取の「回避」または「拒否」は、競技者の意図的な行動が考えられる。

- 2.4 登録検査対象者リストに含まれる競技者による居場所情報関連義務違反
登録検査対象者リストに含まれる競技者において、結果管理に関する国際基準に定められた検査未了または居場所情報提出義務違反、あるいはその両方の回数が、12カ月の期間中に合わせて3回にのぼった場合。

- 2.5 競技者または他の者が、ドーピング・コントロールに少しでも不正干渉を行った、または不正干渉を企てる場合

- 2.6 競技者またはサポートスタッフによる禁止物質または禁止方法の保有

- 2.6.1 競技者が、禁止物質または禁止方法を競技会（時）において保有していた場合、または競技会外における禁止物質または禁止方法を競技会外において保有していた場合。ただしかかる保有が、下記本規則第4条3（治療使用特例）に従って付与さ

れた TUE、または他の正当な事由に基づいていることを当該競技者が証明した場合はこの限りではない。

- 2.6.2 サポートスタッフが、競技者、競技会、またはトレーニングのために、禁止物質または禁止方法を競技会（時）において保有していた場合、または競技会外における禁止物質または禁止方法を競技会外において保有していた場合。ただしかかる保有が、本規則第 4 条 3 に従って付与された TUE、または他の正当な事由に基づいていることを当該サポートスタッフが証明した場合は、この限りではない。

次のような例は許容される正当な理由となりうる。(a)競技者またはチームドクターが治療または緊急事態の対処のために禁止物質または禁止方法を所有する場合（エピネフリン自動投与器など）、または(b)競技者が直前に TUE 申請および承認を受けた治療のための禁止物質または禁止方法を所有する場合。例えば糖尿病の子供のためにインスリンを購入するなど医師の処方箋を持った場合等を除き、許容される正当な理由に、知人または親族に渡す目的で禁止物質を購入または所持することは含まれない。

- 2.7 競技者または他の者が、禁止物質または禁止方法を不正取引する、または不正取引を企てる場合

- 2.8 競技会（時）において禁止物質もしくは禁止方法を競技者に投与する、もしくは投与を企てる場合、または、競技会外における禁止物質もしくは禁止方法を競技会外において競技者に投与する、もしくは投与を企てる場合

- 2.9 競技者または他の者による違反共謀または違反共謀の企て
第三者がアンチ・ドーピング規則違反に関連する他の人による支援、助長、援助、教唆、企て、隠ぺい、またはその他の意図的な共謀またはその企てを行うことで本規則第 10 条 14.1（資格停止中の人）に参与しようとする、もしくは関与した場合。

共謀または共謀の企ては肉体的または精神的援助を含むこともある。

- 2.10 競技者または他の者による禁止された交流

- 2.10.1 アンチ・ドーピング機関の管轄下にある競技者または他の者が、職務上の、またはスポーツと関連する立場で、以下のいずれかに該当するサポートスタッフと関わりを持った場合。

(a) アンチ・ドーピング機関の管轄下にあつて、資格停止期間中である人。または

(b) アンチ・ドーピング機関の管轄下になく、原規程に基づく結果管理過程において資格停止に関する手続きがなされていないが、仮に原規程に準拠した規則が適

用されればアンチ・ドーピング規則違反が認定されたであろう行為により、刑事手続、懲戒手続、または職務上の手続において有罪を宣告されたか、かかる行為を行ったと認定されている人。かかる人への関わりが禁止される期間は、(i)当該刑事手続、懲戒手続、または職務上の手続による決定から6年間、または(ii)当該刑事手続、懲戒手続、または職務上の手続により科された制裁措置の期間のいずれか長い方とする。または

(c) 本規則第2条10.1(a)または(b)に記載されている個人の連絡窓口または仲介者として行動している人。

- 2.10.2 本規則第2条10の違反を立証するために、AIUまたは他のアンチ・ドーピング機関は、競技者または他の者がサポートスタッフの資格停止期間を認識していたことを立証しなければならない。

本規則第2条10.1(a)および(b)に示されるサポートスタッフとの関わりが職務上の、またはスポーツに関連する立場によるものではないこと、またそのような関わりが不可欠なものであることを証明する責任は、競技者または他の者が負うものとする。

AIUもしくは他のアンチ・ドーピング機関が、本規則第2条10.1(a)、(b)および(c)に記載された基準を満たすサポートスタッフを認識した場合には、当該情報をWADAに提出しなければならない。

競技者その他の者は、アンチ・ドーピング規則違反で資格停止、またはドーピングに関連して有罪を宣告されたまたは懲戒を受けたコーチ、トレーナー、医師、その他サポートスタッフと提携してはならない。資格停止期間中にコーチまたはサポートスタッフとして活動する他の競技者との提携も禁じる。禁止される提携の例としては、トレーニング、戦略、技術、栄養、または医療に関する助言を受けること、治療、施術、処方を受けること、分析のための生体試料を提供すること、またはサポートスタッフがエージェントまたは代理人として活動することを容認することなどがある。禁止される特定の対象者との関わり成立には、いかなる対価の提供も要さない。本規則2条10は、AIUまたは他のアンチ・ドーピング機関が競技者または他の者にサポートスタッフが資格停止状態であることを知らせることを必要とはしていないが、そのような通知があった場合は、競技者または他の者がサポートスタッフの資格停止状態を認識していたことを立証する重要な証拠となる。競技者または他の者が本規則2条10.2に定められた責任を放棄すれば、それは競技者または他の者が本アンチ・ドーピング規則第2条10に違反したと訴追されることに対して完全な弁明となる。

- 2.11 競技者または他の者が、当局への通報を阻止し、または当局への通報に対して報復する行為

かかる行為が本規則 2 条 5（不正干渉）の違反にあてはまらない場合、

- 2.11.1 本規則、WADA、AIU、他のアンチ・ドーピング機関、法の施行、取締または懲戒機関、聴聞会、または WADA、AIU または他のアンチ・ドーピング機関で調査を行う人物についてアンチ・ドーピング規則違反もしくは法律違反に関連する情報を正直に申告しようとする人を思いとどませようとする意思を持ち、他の人を脅迫もしくは威嚇しようとする行為。
- 2.11.2 WADA、AIU、他のアンチ・ドーピング機関、法の施行、取締または懲戒機関、聴聞会、または WADA、AIU または他のアンチ・ドーピング機関で調査を行う人物について、アンチ・ドーピング規則違反や法律違反に関し、正直に証拠や情報を提供した人に対する報復。

本規則は正直に報告を行った人物の保護を目的とするものであり、故意に虚偽の情報をもたらす人物の保護を目的とするものではない。

- 2.11.3 本規則第 2 条 11 において、報復、脅迫および威嚇とは、その行為が誠実さを欠く、または不相当な対応であるという理由で、当該人に対して行われる行為を含む。

報復は、例えば報告者、その家族、または親族の肉体的または精神的な健康、経済的利益を脅かす行為を含む。報復には、通報する人に対し、アンチ・ドーピング機関が誠実にアンチ・ドーピング規則違反を主張することを含まない。本規則第 2 条 11 において、当該通報が虚偽であることを通報する人が知っている場合には、当該通報は誠実に行われたものとはいえない。

3. ドーピングの立証

3.1 立証責任および立証基準

アンチ・ドーピング規則違反が発生したことを立証する責任は、AIU または他のアンチ・ドーピング機関が負うものとする。立証基準は、聴聞会パネルが AIU または他のアンチ・ドーピング機関の主張の妥当性を考慮したうえで、アンチ・ドーピング規則違反が生じたことを無理なく納得できたか否かで決定される。いずれのケースにおいても、ここに定める立証基準は単なる確率論では不十分であるが、合理的疑いの余地がなくなるまでの立証は求められない。本アンチ・ドーピング規則においては、アンチ・ドーピング規則に違反したとされる競技者または他の者は、推定事項に対して反論したり、具体的事実または事情を証明する責任を有するが、本規則 3 条 2.3 と 3 条 2.4 の場合を除き、立証基準は、可能性のバランスによるものである。

この AIU の要求を満たす立証基準は、多くの国において職務上の非違行為と認定

される基準に相当する。

3.2 事実および推定事項の立証方法

アンチ・ドーピング規則違反に関する事実は、自白を含む、信頼できるいかなる手段によっても立証することができる。

例えば、AIU は本規則第 2 条 2 (禁止物質または禁止方法の使用) のアンチ・ドーピング規則違反を、競技者による自白、第 3 者の信頼性の高い証言、信頼性のある文書による証拠、本規則第 2 条 2 にあるような A 検体または B 検体の信頼性のある分析データ、またはアスリート・バイオロジカル・パスポートのデータといった競技者の血液または尿の一連の分析結果から判断された結論に基づいて立証する。

次にあげる規則がドーピング事例の証拠として適用される。

- 3.2.1 関連する学術団体との協議後に WADA に承認され、または査読がなされた分析方法および閾値の設定は、科学的に有効とみなされる。その推定の前提を疑おうとする、またこの科学的有効性の推定に対し異議を唱えようとする競技者または他の者は、かかる異議の前提条件として、まず異議の内容およびその根拠について WADA に通知するものとする。その最初の聴聞機関、上訴組織もしくは CAS も、自らの裁量により、WADA にあらゆる異議を通知することができる。WADA は通知とかかる異議に関するケースファイルの受理 10 日以内に、かかる手続きにおいて、当事者として介入する、法廷助言人として参加する、または別途証拠を提供する権利を有する。事前に WADA の要請があれば、CAS 委員は当該異議を評価するに当たり適切な科学的専門家を任命する。

WADA は特定の禁止物質またはその代謝物またはそのマーカについて、それらの検出濃度が最低限の報告レベルを下回る場合、違反が疑われる分析報告として報告しないよう WADA 認定分析機関を指導できる。最低限の報告レベルまたはどの禁止物質を最低限の報告レベルの対象にすべきであるかという WADA の決定は抗議の対象にはならない。更に、分析機関のサンプル内の禁止物質の推定濃度は推定に過ぎない。いかなる場合も、サンプル内の禁止物質の正確な濃度が最低限の報告レベルを下回るという可能性は、サンプル内の禁止物質の存在に基づくアンチ・ドーピング規則違反の抗弁となるものではない。

- 3.2.2 (他にとりうる基準、慣行または手続とは対立するものとして)国際基準の遵守は、国際基準に定められた手続を適切に実施していると判断されることが必要である。

- 3.2.3 WADA 認定分析機関およびその他の WADA 承認分析機関は、分析機関に関する国際基準に準拠して、検体の分析および管理の手續きを実施しているものと推定される。競技者または他の者は、かかる分析機関が分析機関に関する国際基準を遵守しなかったことが、違反が疑われる分析報告を招いた合理的な原因となりうることを証明することにより、かかる前提に反論することができる。
- 競技者または他の者が、分析機関が国際基準を遵守しなかったために違反が疑われる分析報告がもたらされたことを示すことで前述の推定に異議を唱える場合、AIU はかかる逸脱は違反が疑われる分析報告を引き起こしたわけではないことを立証する責任を負う。

違反が疑われる分析報告の合理的な原因となりうるような分析機関に関する国際基準からの逸脱を確率論として証明する責任は、競技者または他の者が負う。よって、一旦、競技者または他の者が逸脱の事実を確率論により証明した場合、因果関係に関する競技者または他の者の挙証基準は若干低くなる—「合理的に引き起こされる可能性があったか」になる。競技者または他の者がこれらの基準を充足した場合には、挙証責任は AIU に移り、当該逸脱が、違反が疑われる分析報告の原因ではなかった旨を、聴聞パネルが納得できる程度に証明する責任を AIU が負うことになる。

- 3.2.4 他の国際基準、または原規程もしくは本アンチ・ドーピング規則に定められている他のアンチ・ドーピング規則または方針からの逸脱があつたとしても、その分析結果または他のアンチ・ドーピング規則違反の証拠が無効になることはなく、またアンチ・ドーピング規則違反に対する弁護にもならない。しかしながら、競技者または他の者が、下記の特定の国際基準の条項からの逸脱が、違反が疑われる分析報告または居場所情報関連義務違反に基づくアンチ・ドーピング規則違反を合理的に引き起こしたと立証すれば、AIU は、かかる逸脱は違反が疑われる分析報告または居場所情報関連義務違反の原因ではないことを立証する責任を負う。
- (a) 違反が疑われる分析報告に基づくアンチ・ドーピング規則違反の合理的な原因となる検体採取または検体の取り扱いに関して検査およびドーピング調査の国際基準からの逸脱。この場合 AIU はかかる逸脱は違反が疑われる分析報告の原因となっていないことを立証する責任を負う。
- (b) アンチ・ドーピング規則違反の合理的な原因となり得る、結果管理に関する国際基準や違反が疑われるアスリート・バイオロジカル・パスポートに関して、検査およびドーピング調査の国際基準からの逸脱。この場合 AIU はかかる逸脱がアンチ・ドーピング規則違反の原因となっていないことを立証する責任を負う。
- (c) 違反が疑われる分析報告に基づくアンチ・ドーピング規則違反の合理的な原因になりうる B 検体の開封について競技者に通知する際に求められる結果管理に関する国際基準からの逸脱。この場合 AIU はかかる逸脱は違反が疑われる分析報告の原因となっていないことを立証する責任を負う。または

AIUは、例えば、B検体の開封と分析が第三者によって確認され、何ら異常がなかったことが確認されれば、かかる逸脱は違反が疑われる分析報告の原因となっていないことを立証する責任を果たしたことになる。

(d) 居場所情報関連義務違反に基づくアンチ・ドーピング規則違反を合理的に引き起こし得る競技者への通知に関する結果管理に関する国際基準からの逸脱。この場合 AIU はかかる逸脱が居場所情報関連義務違反の原因となっていないことを立証する責任を負う。

国際基準または検体採取やその取り扱い、違反が疑われるアスリート・バイオロジカル・パスポート結果、居場所情報関連義務違反に関係する競技者への通知、または B 検体の開封などに関係のない他の規則—例えば教育に関する国際基準、プライバシーと個人情報保護の国際基準、または治療使用特例の国際基準—からの逸脱は、WADA による法的な審理の対象となることもあるが、アンチ・ドーピング規則違反訴訟の弁護にはならず、競技者がアンチ・ドーピング規則違反に関与したかどうかの問題に関連性はない。同様に、AIU (または他の関係団体) による 競技者のアンチ・ドーピング権利法の違反 はアンチ・ドーピング規則違反の弁護とはならない。

- 3.2.5 管轄権を有する裁判所または専門的な懲戒機関によって決定が下され、これに対して不服申し立てがなされていない場合、かかる決定によって証明された事実は、当該事実に関し、決定を受けた競技者または他の者にとって反証できない証拠となるものとする。ただし、かかる決定が正当性の原則に反していることを、当該競技者または他の者が証明した場合はこの限りではない。
- 3.2.6 聴聞会へ参加し、アンチ・ドーピング規則違反を主張する AIU や他のアンチ・ドーピング機関からの質問に答える要求が、合理的な時間の余裕をもって（直接、または聴聞会パネルから指示された電話により）行われたにもかかわらず、競技者または他の者がそれを拒絶した場合、アンチ・ドーピング規則違反の聴聞会における聴聞会パネルは、アンチ・ドーピング規則違反を犯したとされる競技者または他の者に対して不利な推論を導き出す場合がある。

4 禁止表

4.1 禁止表の採択

4.1.1 本アンチ・ドーピング規則には、原規程第 4 条 1 に記載されている WADA が随時発効・改定する禁止表が含まれる。

4.2.2 禁止表およびまたは禁止表に加えられた改定部分に別途定められていない限り禁

禁止表およびその改定版は、WADA がこれを発行した日から、または禁止表の改定から 3 カ月後に、WA が特段の行動をとるまでもなく、本アンチ・ドーピング規則の下で自動的に発効する。競技者および他の者はすべて、禁止表およびその改定の発効日から、特段の手続きなしに、禁止表およびその改定に拘束されるものとする。すべての競技者および他の者は、禁止表およびそのすべての改定の最新版を熟知しておく責任を負う。

最新の禁止表は WADA のウェブサイトを確認できる (<https://www.wada-ama.org>)。禁止表は必要に応じて随時改定され、掲載される。しかし、確認のため、新しい禁止表が変更の有無にかかわらず毎年掲載される。

4.2 禁止表に掲載された禁止物質および禁止方法

4.2.1 禁止物質および禁止方法

(a) 禁止表には、将来の競技会で競技能力を増強するおそれ、または隠蔽のおそれがあるために、常時（競技会（時）においても競技会外においても）ドーピングとして禁止されている禁止物質および禁止方法、ならびに競技会（時）に限定して禁止されている物質および方法を明記するものとする。禁止物質および禁止方法は、一般的なカテゴリー（例：蛋白同化薬）と別に、または特定の物質または方法に具体的に言及することにより、禁止表に記載するものとする。

(b) 原規程第 4 条 2.1 の通り、WADA は陸上競技に対し禁止表を拡大することができる。

(c) WADA は原規程第 4 条 5 にある監視プログラムで、陸上競技において濫用される可能性がある物質や方法を追加することができる。

競技会（時）のみ禁止されている特定物質の競技会外での使用は、競技会（時）に採取された検体で、その禁止物質またはその代謝物、マーカーについて違反が疑われる分析報告が報告されない限り、アンチ・ドーピング規則違反とはならない。

4.2.2 特定物質または特定方法

本規則第 10 条の適用にあたり、禁止表に定められた物質を除いて、全ての禁止物質は特定物質と見なされる。禁止方法は、禁止表に定められた方法として明記されている場合を除き、特定方法とはみなされない。

本規則第 4 条 2.2 にある特定物質と特定方法は、多くの他のドーピング物質よりも重要ではない、または危険ではないと考えられるべきではない。むしろ、それらは競技力向上の目的以外で競技者に使用されてしまう恐れのある物質である。

4.2.3 濫用物質

本規則第 10 条の適用にあたり、いくつかの禁止物質がスポーツ以外の社会で頻繁に濫用されることから、濫用物質として禁止表に特別に掲載される。

4.3 WADA による禁止表の決定

禁止表に含まれる禁止物質および禁止方法、禁止表における物質の分類、常時禁止とするか競技会（時）に限定して禁止とするか、ならびに物質や方法の分類を特定物質、特定方法、または濫用物質とすることについては、WADA の決定が最終である。競技者も他の者も、当該物質または方法が隠蔽薬ではない、または競技能力を増強する効果を持たない、健康リスクがない、もしくはスポーツ精神を損なうものではないという主張を根拠に、WADA の決定にいかなる異議も唱えることはできないものとする。

4.4 治療使用特例（TUE）

4.4.1 禁止物質もしくはその代謝物、マーカ存在（本規則第 2 条 1）、および / または禁止物質の使用（本規則第 2 条 2）もしくは禁止方法の使用（本規則第 2 条 6）、使用の企て、保有もしくは投与、投与の企て（本規則第 2 条 8）は、治療使用特例に関する国際基準に基づき付与された TUE の条項に適合する場合には、アンチ・ドーピング規則違反と判断されない。

4.4.2 TUE の申請

(a) 国際レベルでない競技者は TUE を国内アンチ・ドーピング機関に申請しなければならない。国内アンチ・ドーピング機関が申請を認可しなかった場合、競技者は本規則第 13 条 2 に記載されている国内レベル審問機関にのみ訴えることができる。
(b) 国際レベルの競技者は TUE を WA または AIU に申請しなければならない。

4.4.3 TUE の認可

(a) 対象となる物質または方法について競技者が、すでに本規則第 4 条 2.2(a)により国内アンチ・ドーピング機関からすでに TUE を付与されており、当該 TUE が治療使用特例に関する国際基準に定められている基準を満たす場合は、WA または AIU は国際大会のためにこれを承認するものとする。当該 TUE がかかる基準を満たさないと WA が判断し、その承認を拒否する場合は、WA は競技者または競技者の所属する国のアンチ・ドーピング機関に対し、理由を添えて速やかに通知する。競技者または国内アンチ・ドーピング機関は、かかる通知から 21 日以内に、本規則第 4 条 4.7 に従って当該案件を WADA に付託し審査してもらうことができる。事案が WADA の審査に付託された場合は、国内アンチ・ドーピング機関が付与した TUE は、WADA による決定が下されるまで、国際競技会においては無効となるが、国内競技会および競技会外検査において引き続き有効となる。事案が 21 日間の期限内に

WADA に付託されなかった場合は、競技者の国内アンチ・ドーピング機関は、当該国内アンチ・ドーピング機関の付与した元の TUE が国内競技会および競技会外検査について引き続き有効であり続けるべきか判断しなければならない（但し、競技者が国際レベルの競技者ではなくなり、国際競技会に参加しないことを条件とする）。国内アンチ・ドーピング機関の判断を待っている間は、TUE は国内競技会および競技会外検査について有効であり続けるものとする（しかし、国際競技会については無効とする）。

本規則第5条7および第7条1の治療使用特例の国際基準にある通り、WA は自らあるいはAIUのウェブサイトで(1)TUEの申請を求められた権限下にある競技者(2) (もし行われていれば)申請せずに自動的に承認された TUE の決定 (3)認定のために申請された他のアンチ・ドーピング機関による TUE の決定を、掲載し更新している。

(b) AIU が国際レベルではない競技者を検査することを選択した場合、AIU は当該国内アンチ・ドーピング機関によってその競技者に付与する TUE を確認する。

AIU が治療使用特例に関する国際基準を満たすために必要な医学的記録または他の情報が欠落しているという理由のみで、当該国内アンチ・ドーピング機関による TUE を拒否した場合、その問題は WADA に付託されない。代わりに、ファイルを完成させて AIU に再提出する。AIU は国内アンチ・ドーピング機関が AIU に代わって TUE 申請を検討することを承認できる。

4.4.4 TUE 申請手順

(a) 対象となる物質または方法について競技者が国内アンチ・ドーピング機関による TUE を付与されていない場合には、競技者は治療使用特例に関する国際基準に則り WA ウェブサイトまたは AIU ウェブサイトの様式を使用し WA または AIU に直接申請しなければならない。

(b) TUE の WA へ申請は可及的速やかに（TUE に関する国際基準第4条1または第4条3の場合を除く）、いかなる場合でも競技者の次の競技会の少なくとも 30 日前までに行わなければならない。

(c) WA は、TUE の付与申請または承認申請に対し判断を行うパネル（TUE 委員会）を選任するものとする。

(d) TUE 委員会は、治療使用特例に関する国際基準や WA や AIU のウェブサイトに掲載された規定に従い、正式な申請の受理から（特別な事情がなければ）通常 21 日以内に申請を速やかに評価し決定を下すものとする。申請が競技会前の合理的

な時期になされた場合、TUE 委員会は競技会開催前に結論を下すよう最善の努力を行う。

(e) TUE 委員会の決定は WA の最終決定で、本規則第 4 条 4.7 に従って不服を申し立てられることがある。TUE 委員会の決定は、治療使用特例に関する国際基準に基づき競技者、WADA、および他の関連するアンチ・ドーピング機関に書面で通知される。この決定はまた、ADAMS に速やかに報告される。

(f) WA（または WA に代わり申請を審査することが認められた国内アンチ・ドーピング機関）が競技者の申請を却下した場合、理由とともに競技者に速やかに報告されなければならない。WA が競技者の申請を認可した場合、競技者のみならず当該国内アンチ・ドーピング機関にもその決定を通知しなければならない。WA に認可された TUE を国内アンチ・ドーピング機関が治療使用特例に関する国際基準に満たないと判断した場合、本規則第 4 条 4.7(a)に基づき 21 日以内に WADA に付託される。

(g) 国内アンチ・ドーピング機関が WADA に付託した場合でも、WA に認可された TUE は国際競技会や競技会外検査において有効となるが、WADA の結論が出るまでは国内競技会検査では無効となる。国内アンチ・ドーピング機関が WADA へ付託しない場合、WA に認可された TUE は国内競技会検査で 21 日間の審査期限の後に有効となる。

TUE 申請の目的で、TUE 委員や AIU に偽造文書や虚偽または誤解を招く不完全な情報を提出すること（当該 TUE につき、他のアンチ・ドーピング機関に対する従前の申請が不成功に終わったことを通知しなかったことを含むが、これに限らない）、その決定に関係する人物と賄賂のやり取りをすること、目撃者から虚偽の証言を得ること、他の不正行為または故意の妨害行為をはたらくことや TUE 審査過程で妨害を試みることは、本規則第 2 条 5 によって不正干渉または不正干渉の企てとなる。

競技者は TUE の申請や認可（または TUE の更新）が当然受け入れられると考えるべきではない。申請が認可される前の禁止物質や禁止方法のあらゆる使用や所有は、競技者の自己責任となる。

4.4.5 遡及的 TUE の適用

(a) 本規則第 4 条 4.5(b)に従い、競技者は TUE 国際基準第 4 条 1 と第 4 条 3 により、遡及的 TUE を申請できる。

(b) AIU が国際レベルではない競技者または国内レベルの競技者を検査する場合、AIU は競技者が治療目的で使用している禁止物質または禁止方法の遡及的 TUE を申請することを認めるものとする。

4.4.6 TUE の終了、解除、撤回または取り消し

(a) 本アンチ・ドーピング規則に従い付与された TUE は、

(i) 更なる通知あるいはその他の形式によらず、付与された期間の末日において自動的に終了するものとし、

(ii) TUE の付与にあたり TUE 委員会が賦課した要件又は状態を競技者が速やかに遵守しない場合には、解除されることができ、

(iii) TUE を付与する基準を事実上充足しない旨後日判断された場合には、TUE 委員会はこれを撤回することができ、または

(iv) WADA による審査もしくは不服申し立てにあたり、取り消されることがある。

(b) 競技者は、TUE の終了、解除、撤回又は取消しの発効日より以前の TUE に従った対象となる禁止物質または禁止方法の使用、保有または投与に基づく措置の対象とはならないものとする。違反が疑われる分析報告の結果管理に関する国際基準第 5 条 1.1.1 に基づく審査は、TUE の終了、解除、撤回または取り消しの後速やかに報告され、当該報告にはそれ以前の禁止物質または禁止方法の使用に合致するか否かの検討も含むものとし、その場合には、アンチ・ドーピング規則違反の主張はなされない。

4.4.7 TUE 決定の審査および不服申し立て

(a) WADA は、国内アンチ・ドーピング機関が付与した TUE を承認しない旨の WA による決定が競技者または国内アンチ・ドーピング機関により WADA に申し立てられた場合に審査を行わなければならない。さらに WADA は、TUE を付与する旨の WA による決定が競技者の国内アンチ・ドーピング機関より WADA に申し立てられた場合に審査を行わなければならない。WADA は、影響を受ける者による要請または自らの主導により、他の TUE 決定をいつでも審査することができる。審査を受けている TUE 決定が治療使用特例に関する国際基準の定める基準を充足する場合には、WADA はこれを取り消さない。TUE 決定が当該基準を充足しない場合には、WADA はこれを取り消す。

WADA は、以下の費用をまかなうために手数料を請求することができる。(a) 本規則第 4 条 4.7 に基づき TUE の審査の実施が義務づけられるとき、および(b)審査されている決定が取り消された場合において独自に審査を行うとき。

(b) WA (または国内アンチ・ドーピング機関が WA または AIU に代わって申請を検討する旨を合意した場合には、国内アンチ・ドーピング機関) による TUE 決定のうち、WADA が審査していないもの、または WADA が審査したが取り消さなかったものは、競技者および / または国内アンチ・ドーピング機関がこれを CAS にのみ不服

申立てを提起することができる。

かかる場合において、不服申立ての対象となっている決定は、TUE 委員会の決定であり、TUE 決定を審査せず、または、TUE 決定を（審査の上）取り消さない旨の WADA の決定ではない。但し、TUE 決定に対する不服申立て期間は、WADA がその決定を通知するまで始まらない。いずれにせよ、当該決定が WADA により審査されたか否かを問わず、WADA は当該不服申立ての通知を受け、適切と判断する場合には、当該不服申立てに参加することができる。

(c) TUE 決定を取り消す旨の WADA による決定は、影響を受ける競技者、国内アンチ・ドーピング機関および / または WA 代理の AIU によって、CAS にのみ不服申し立てを提起することができる。

(d) TUE の付与/承認または TUE 決定の審査を求める、適切に提出された申請に対して、合理的な期間内に判断を下さなかった場合には、当該申請は却下されたものとみなされ、よって適用される審査/不服申立ての権利が発動されるものとされる。

(e) 本アンチ・ドーピング規則による TUE 決定が WADA による審査の結果、または不服申立てにより取り消されるまでの間、その TUE 決定は有効となる。

5 検査およびドーピング調査

5.1 検査およびドーピング調査の目的

5.1.1 検査およびドーピング調査は本アンチ・ドーピング規則に則りあらゆるアンチ・ドーピングの目的のために行われる。検査およびドーピング調査は、本アンチ・ドーピング規則が定める国際基準に基づき、本アンチ・ドーピング規則に規定される国際基準を補足する規定に則り AIU によって行われる。

5.1.2 検査は、競技者の本規則第 2 条 1（競技者の検体において禁止物質またはその代謝物またはマーカーの存在が確認された場合）または本規則第 2 条 2（競技者が禁止物質または禁止方法を使用した場合、または使用を企てた場合）への違反に対する分析に基づく証拠を得るために行われる。

アンチ・ドーピングのために行われた検査の分析結果とデータは本アンチ・ドーピング規則、および / または WA 参加資格規則や規約に基づいて合法的な目的のために使用されることがある。例として、トランスジェンダー競技者に対する WA 参加資格規則や女子参加者に対する WA 参加資格規則に基づいて参加資格を監視することがある。

5.2 検査を行う権限

5.2.1 本規則第 5 条 3 に定める競技会（時）の検査の制限を条件として、AIU は本アン

チ・ドーピング規則に関係する全ての競技者に対する競技会（時）または競技会外での検査権限を持つ。

- 5.2.2 AIU は、（資格停止期間に服する競技者を含め）検査権限を有するいかなる競技者に対してもいつでもどこでも検体の提供を要求することができる。

AIU は原規程の署名当事者間の合意により検査を実施する追加的な権限を付与される場合がある。競技者が、午後 11 時から午前 6 時までの 60 分間の検査時間枠を指定しない、または、当該時間内に検査を受けることに同意しない限り、アンチ・ドーピング機関は、当該競技者がドーピングを行った重大かつ具体的な疑義がなければこの時間帯に検査を行わない。AIU が当該時間内に検査を実施するにあたり十分な疑義を有していなかったのではないかという申立ては、当該検査または検査の企てに基づくアンチ・ドーピング規則違反に対する抗弁とはならないものとする。

- 5.2.3 WADA は、原規程第 20 条 7.10 に定めるとおり、競技会（時）および競技会外における検査権限を有するものとする。

- 5.2.4 AIU が検査の一部でも直接または各国陸連を経由して国内アンチ・ドーピング機関に委託、または、請け負わせる場合には、当該国内アンチ・ドーピング機関は、追加の検体を採取し、もしくは国内アンチ・ドーピング機関の費用負担において異なる方法での分析を行うよう分析機関に指示を与えることができる。追加の検体が採取され、または、異なる方法での分析が行われた場合には、AIU はその旨の通知を受けなければならない。

5.3 検査配分計画

- 5.3.1 AIU は、検査およびドーピング調査に関する国際基準で定められている検体配分計画および検査を行うものとする。

- 5.3.2 合理的に実行可能な場合、複数の検査機関による検査を効率化し、不必要な繰り返し検査を避けるため、AIU と他のアンチ・ドーピング機関は ADAMS を通して調整する。

5.4 競技会（時）検査

- 5.4.1 別途下記に定める場合を除き、1 つの機関のみが、競技会の期間中に競技会会場において検査を行う権限を有するものとする。

- 5.4.1.1 国際競技大会では、AIU（または、WA でなければその競技会を統括する他の国際的組織）が検査を行う権限を有する。

- 5.4.1.2 WA の代理である AIU（もしくは競技会を所轄する他の国際組織）の要請に基づいた、競技会の期間中における競技会場外での検査の実施は、AIU（または競技会を

統括する関係機関)と連携して行わなければならない。

- 5.4.1.3 国内競技会では、当該国の国内アンチ・ドーピング機関が検査を行う権限を有する。
- 5.4.2 競技会で検査を主導し指揮する権限のないアンチ・ドーピング機関が、競技会期間中に競技会場にて競技者の検査を行うことを希望する場合、検査の実施および調整の許可を得るためにアンチ・ドーピング機関はまず WA の代理である AIU (または競技会の所轄組織である国際機関)と協議する。AIU (または競技会の所轄組織である国際機関)からの回答に不服の場合、検査およびドーピング検査に関する国際基準に記載されている手順に従って、アンチ・ドーピング機関は WADA に検査実施の許可およびその検査をどのように調整するか尋ねることができる。WADA は、WA の代理である AIU (または競技会の所轄組織である国際機関)と協議し、情報共有する前に、検査の承認を与えない。WADA の決定は最終的であり、上訴の対象とはならない。検査実施の認可に別段の定めがある場合を除き、その検査は競技会外検査とみなす。その検査の結果管理は、競技会の所轄組織の規則に別段の定めがない限り、検査を実施するアンチ・ドーピング機関に責任がある。
- 5.4.3 WA/AIU は競技会におけるアンチ・ドーピング活動を監督し、競技会の組織委員会に助言すること、本アンチ・ドーピング規定が適切に適用されることを確認する目的で、本規則第 5 条 3.1 の国際競技会へアンチ・ドーピング代表者を派遣することができる。その競技会の組織委員会は、WA/AIU 代表団がその国際競技会に出席することを承認し、円滑に行動するために必要なすべてのことを行わなければならない。
- 5.4.4 WA および国際競技会組織委員会ならびに各国陸連および国内競技会組織委員会は、WADA の要請がある場合、その競技会で独立したオブザーバープログラムを認可し、円滑に行動する。
- 5.5 競技会外検査と競技者居場所情報要件
 - 5.5.1 競技会(時)期間ではない期間は、本アンチ・ドーピング規則の目的のための競技会外の期間である。
 - 5.5.2 競技会(時)期間外に競技者に対して通告され採取された検体は、競技会外で採取されたものと見なされる。
 - 5.5.3 AIU は、検査およびドーピング調査に関する国際基準の下で居場所情報の提出が求められている競技者の国際登録検査対象者リストを作成し、以下を行わせる。(a)居場所を AIU に四半期ごとに報告し、(b) 必要に応じてその情報を更新し、常に正確で完全な状態を維持し、(c)その居場所で自分自身が検査に応じられるようにする。
 - 5.5.4 本規則第 2 条 4 の目的上、検査およびドーピング調査に関する国際基準の要求を

満たさなかった国際登録検査対象者リストにある競技者は、居場所情報提出義務違反または検査未了と判断することができる検査およびドーピング調査に関する国際基準で定められた条件が満たされている場合は、結果管理に関する国際基準の別表 B に定義されているとおり居場所情報提出義務違反または検査未了とする。

- 5.5.5 AIUはADAMSを通じて国際登録検査対象者リストに含まれる競技者を氏名または明確に定義された特定の基準により、特定するリストを提供する。AIUは、国内アンチ・ドーピング機関と競技者の識別およびその居場所情報の収集を調整するものとする。AIUは必要に応じて、競技者が国際登録検査対象者リストに登録される基準を見直し、更新し、国際登録検査対象者リストの資格を設定された基準に従って随時適切に改定するものとする。
- 5.5.6 競技者は、国際登録検査対象者リストに登録される前および削除されるときに通知される。通知には検査およびドーピング調査に関する国際基準の情報が含まれる。
- 5.5.7 国際登録検査対象者リストに登録された競技者は、(a) 競技者が引退したことをWAまたはAIUに書面で通知しない限り、または(b) AIUが国際登録検査対象者リストにもはや登録されないことを本人に通知しない限り、検査およびドーピング調査に関する国際基準の居場所情報要件を遵守する義務を引き続き負う。
- 5.5.8 AIUは各国アンチ・ドーピング機関と調整し、国際登録検査対象者リストにある競技者を特定し、その居場所情報を収集する。競技者が国際登録検査対象者リストや各国アンチ・ドーピング機関による対象者リストに含まれている場合、各国アンチ・ドーピング機関並びにAIUは、どちらの組織が競技者の居場所情報提出を受け入れるかを決定する。競技者が複数の機関に居場所情報提出を要求されることはない。
- 5.5.9 競技者に関する居場所情報は、WADA および競技者を検査する権限を有する他のアンチ・ドーピング機関と共有され（ADAMSを通じて）、常に厳重な秘匿性を維持しなければならない、原規程第5条5に定められた目的のためにのみ使用されるものとし、必要がなくなれば、プライバシーと競技者情報の保護のための国際基準に従って破棄されなければならない。
- 5.5.10 AIUは検査とドーピング調査に関する国際基準に記載された居場所情報提供を要求しないが、検査実施のためにいくつかの居場所情報（基本的な連絡先情報、競技者の現住所、日常の練習場所、そして年間の競技会参加予定）の提出を要求する第

2 層の競技者を特定する。AIU はどの居場所情報をいつどのような形で必要とされるのかを競技者に通知する。第 2 層の競技者が居場所要件を遵守しなかった場合、AIU はその競技者を国際登録検査対象者リストに移すことを検討する。

5.6 引退した競技者の競技会への復帰

5.6.1 WA または AIU に引退を表明した国際登録検査対象者リストに登録されている競技者は、競技会に戻る 6 ヶ月前に競技会参加再開の意思を書面で WA または AIU に通知し、検査およびドーピング調査に関する国際基準の居場所要件にしたがって居場所情報を提出し（要求されている場合）、国際競技会または国内競技会の前の 6 ヶ月間、検査に応じることができる状態となるまで競技会に参加することはできない。WADA は AIU と競技者の国内アンチ・ドーピング機関と協議の上、その規則の厳格な適用が競技者にとって明白に不公正である場合には、6 ヶ月前までの書面による通知規則に免除を与えることができる。WADA による免除の可否の決定に対しては、本規則第 13 条によって上訴することができる。競技者が国際競技会または国内競技会に参加したことを知ることができなかつたと、合理的に証明することができなければ、この本規則第 5 条 6.1 に違反して得られた競技結果は無効となる。

5.6.2 競技者が資格停止期間中に競技から引退した場合、AIU に（そしてその資格停止期間がアンチ・ドーピング規則によるものでなければ、その資格停止を決定したアンチ・ドーピング機関に）その旨書面で通知しなければならない。競技会参加再開の意思を 6 ヶ月前までに書面で AIU および国内アンチ・ドーピング機関に通知（または当該競技者の引退した日において残存する資格停止期間が 6 カ月を超える場合、当該残存期間に相当する期間前に通知）し、検査およびドーピング調査に関する国際基準の居場所要件にしたがって居場所情報を提出し（要求されている場合）、通知後検査に応じることができる状態となるまで、競技者は国際競技会または国内競技会で競技を再開してはならない。

5.6.3 国際登録検査対象者リストに登録されていない競技者で AIU に引退を通知した者は、（求められた場合）検査およびドーピング調査に関する国際基準の居場所情報要件にしたがって居場所情報を提出し、AIU と当該国のアンチ・ドーピング機関に少なくとも 6 か月前に競技復帰の意志を示し、競技会に実際に復帰するまでの間に事前通知のない競技会外での検査を可能にしなければ、競技会に参加できない。

5.7 ドーピング調査と情報収集

5.7.1 上記本規則第 5 条に従って検査を実施することに加えて、AIU はアンチ・ドーピングに関する情報（インテリジェンス）を収集し、アンチ・ドーピング規則違反の証拠か、またはその証拠につながる事柄について、原規程および検査およびドーピング調査に関する国際基準に従って、ドーピング調査を実施する権限を有する。この調査は、他の署名当事者および / または関連機関と共同して実施することができ、

および/またはかかる調査で得られた情報を他の署名当事者および/または関連機関と共有することができる。AIU は、他の署名当事者および/またはその他の関係機関によって行われた調査が適切であると認められる場合は、調査の結果が出るまで、自らの調査を保留する裁量権を有する。

- 5.7.2 競技者または他の者が、他の競技者または他の者がアンチ・ドーピング規則違反を犯したことを知っている、または疑う場合、最初に知り得た競技者または他の者が、その知りえたことまたは疑惑を可能な限り早急に AIU に報告する義務を負うものとする。最初に知り得た競技者または他の者は、知りえたことまたは疑惑が既に報告されている場合であっても、アンチ・ドーピング規則違反に関して新たに知りえたことまたは疑惑を誠実に事象ごとに報告する継続的な義務を負うものとする。正当な理由なしに上記を拒否または違反した場合は、本規則第 12 条を適用するものとする。
- 5.7.3 競技者と他の者は、本規則第 5 条 7.1 に基づいて行われたドーピング調査すべてに協力しなければならない。AIU からの要求（公式な要請あるいはその他の一部かどうか）に対して制限なしに正確で完全な情報、および/または書類を提供することを含んでおり、正当な理由なしに拒否または違反した場合は、本規則第 12 条を適用するものとする。
- 5.7.4 AIU の長は、いかなる段階においても、競技者または他の者に対して、あらゆる情報、記録、記事、または所有物を提供するために、または本規則第 5 条 7.1 に基づくドーピング調査に関連すると合理的に AIU の長が認めるものの管理をするために、書面による要求（要求）をすることができる。特定物質でない物質に対する違反が疑われる分析報告または非定型報告、またはアスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告が AIU に報告された際、競技者の電子機器、および/または電子サービス、その他の記録、データ、ハードコピーや電子媒体のファイルは本規則の目的におけるドーピング調査に関連していると見なされる。

本規則は、限度なく最初の通告が本規則第 7 条に基づいて競技者または他の者になされる前と同様に、AIU が申し立ての通知や容疑の通知を発行した後のいかなる時においても、要求が過程のいかなる段階においてもなされることを明確にしている。

- 5.7.5 本規則第 5 条 7.4 により、AIU の長は上記のような制限なしに競技者または他の者に、以下の要求を行うことができる。
- (a) インタビュー、質疑応答、関連する事実や状況の情報を示す文書の提供といった協力を AIU に提供すること。
 - (b) 関係する情報（電話の請求書、銀行取引明細書、台帳、メモ、ファイル、書簡、電子メール、サーバー、クラウドデータ、クラウドサービスなど）が含ま

れている可能性があるとして AIU の長が合理的に確信できるあらゆる記録やファイルを、調査のためにハードコピーまたは電子形式の記録でコピーもしくはダウンロードすること（または第三者機関による提案を最大限受け入れること）。

(c) 関係する情報が蓄積されていると AIU の長が合理的に確信できる電子記憶装置、および／または電子サービスの情報を、調査のためにコピーまたはダウンロードすること（または第三者機関による提案を最大限受け入れること）。

(d) 情報、記録、規則または要求の対象となる物体を守るためその施設に十分かつ際限なくアクセスすること。

(e) 要求の対象となる電子的に保存された記録へアクセスするためのパスワード、ログイン認証情報、多重／二段階認証または他の識別情報を入手すること。

と。

5.7.6 AIU 理事会は、要求のために競技者や他の者が電子記憶装置および／または電子サービスに記録されたデータを AIU が抽出と利用に関する指針を打ち出す政策をその時々において認証する。AIU は政策に則して要求を含むようにすべての妥当な段取りを取るようになる。

5.7.7 本規則第 5 条 7.8 により、競技者と他の者は AIU の長が定める、または要求で定めた合理的な期間内に、要求に従わなければならない。各競技者または他の者は、情報、記録、規則または要求やドーピング調査に協力しないと対象となる物体の公表を控えるような、管轄下の法律で認められている権利や弁護、特権を行使しないか放棄する。

5.7.8 あらゆる情報、記録、規則あるいは物体などに関連する要求が、AIU の長が合理的に損傷、改ざん、破壊、隠蔽される恐れがあると確信できる場合（あらゆる電子記憶装置または電子的に保存された情報は、これに当たる）、証拠保全の目的で、AIU は競技者または他の者に対して即座に要求に応じるよう求めることができる。その場合には、

(a) 競技者または他の者は、要求に即座に応じ、AIU が情報、記録、規則あるいは物体を速やかに入手し、コピーまたはダウンロードすることに同意しなければならない。しかし、AIU は本規則第 5 条 7.8 (d) に規定されている場合を除き、同じものを検査または使用するための措置を講じることはできない。

(b) 競技者または他の者が要求に即座に応じることを拒否または履行しなかった場合、本規則第 12 条の罰則が適応され、要求受領時または受領に行われた情報、記録、規則または物の損傷、改ざん、破壊、隠蔽を試みた場合は、本規則第 2 条 5 の独立した違反（改ざんまたは改ざんの企て）となる。

(c) 本規則第 7 条 3 に基づき、競技者または他の者は、その要求を受けてから懲戒機関の長または代表によるその再調査の要求に対する異議を提出するまで 7 日間与えられる。

(d) 競技者または他の者が要求を受けてから 7 日以内に異議を提出しなかつ

た場合（または異議を提出し、懲戒機関の長またはその代表が要求に合理性があると判断した場合）、または要求に反論がないと AIU に通知した場合、AIU は本アンチ・ドーピング規則に基づき、即座に情報や記録、規則または物体等を調査または利用することができる。

- 5.7.9 本規則の下で AIU に提供される情報、記録、規則または物体は、更なる調査の目的またはアンチ・ドーピング規則違反に関する手続き一部として開示する必要が生じた場合、またそれらの情報、記録、規則または物体がスポーツ以外の法令、規定の調査や起訴に基づき行政機関、専門機関、または司法機関に報告されたとき、または法律に定められたとき以外は、極秘に保管される。
- 5.7.10 競技者または他の者が調査を妨害または先延ばしにした場合（例えば虚偽または不完全な情報あるいは文書を提供すること、もしくは調査に関係のある可能性があるあらゆる証拠文献や他の情報を改ざんまたは破壊すること）、本規則第 2 条 5（改ざんまたは改ざんの企て）に違反している場合や本規則第 10 条 4（加重事情）を適応する場合、それらの者に対して訴訟を提起することができる。
- 5.7.11 競技者または他の者が、本規則第 5 条のドーピング調査の一部としての要求やその他の質問に応じることを拒否もしくは履行しなかった場合、聴聞会パネルは、アンチ・ドーピング規則違反またはその他のアンチ・ドーピング規則に違反する行為を審議する聴聞会において、かかる事実を根拠に、競技者または他の者に対して不利な推論を導き出す場合がある。
- 5.7.12 AIU の長は、いかなる時でも各国陸連に対し以下のことを要求できる。(i) 各国陸連の管轄にある 1 人またはそれ以上の競技者またはその他の者によるこれらのアンチ・ドーピング規則違反の可能性を調査する（適切な場合には、当該国の国内アンチ・ドーピング機関および/またはその他の関係する国の機関または組織と連携して行動する）、および(ii) そのようなドーピング調査について書面による報告を、AIU の長が定める妥当な期間内に提供すること。未成年者によるアンチ・ドーピング規則違反があった場合、もしくはサポートスタッフが、アンチ・ドーピング規則違反を犯したと認められた一人以上の競技者に対して支援を提供していた場合、各国陸連の管轄下にあるサポートスタッフに対して各国陸連によって自動的にドーピング調査（および AIU に提出された調査の書面による報告書）が行われる。各国陸連が本規則に基づいてドーピング調査を行うこと、または AIU によって定められた合理的な期間内に書面による報告書を作成することの不履行または拒否は、本規則第 16 条によって各国陸連に制裁を科する。
- 5.7.13 ドーピング調査の過程で、AIU がアンチ・ドーピング規則違反の可能性のために調査すべきとする追加の競技者または人物を特定した場合、その操作はそれぞれの関与に対処するために拡大することができる。
- 5.7.14 本規則第 5 条に基づくドーピング調査の結果、競技者または他の者が、アンチ・ド

ドーピング規則違反を犯したことに對して責任を取るべき事案であるとの見解を得た場合、AIU の長は、本規則第 7 条に従って事案を進める。ドーピング調査の結果、競技者または他の者がアンチ・ドーピング規則違反ではないという本規則の違反という委任に回答する事案であるとの見解を得た場合、AIU の長は、本規則第 12 条に従って、および／または AIU の行動規範規程の下で事案を進める。

6 検体の分析

検体は、次に掲げる原則に基づいて分析されるものとする。

6.1 認定分析機関、承認分析機関その他の分析機関の使用

6.1.1 本規則第 2 条 1 に基づき違反が疑われる分析報告を直接立証する目的において、検体は、WADA 認定分析機関、または WADA により承認されたその他の分析機関によってのみ分析される。AIU によって収集された検体について、AIU は WADA 認定分析機関または AIU が定めた WADA 承認分析機関（または WADA により承認されたその他の分析機関）に送付する。

6.1.2 本規則第 6 条 1.1 に記載されているように、競技者に関連した尿検体を分析するかどうかを決定するために血液（または他の尿以外）検体をスクリーニングする目的で、AIU は、検体を WADA によって認定または承認された分析機関または WADA によって承認された他の分析機関（例えば、地元の病院または移動検査施設）に提出することができる。

6.1.3 ABP 検査の目的のために、AIU は WADA によって認定または承認された分析機関または WADA 認定分析機関のサテライト、WADA 認定分析機関によって ISO 認定が適用され運営されている移動施設の 1 つまたは複数に検体を送ることができる。

6.1.4 本規則第 3 条 2 に定めるとおり、アンチ・ドーピング規則違反に関連する事実は、あらゆる信頼のおける方法によって立証することができる。これには、例えば、WADA 認定分析機関または承認分析機関外の、信頼のおける分析機関その他法医学の検査が含まれる。

本規則第 2 条 1 の違反は、WADA 認定分析機関または WADA により承認されたその他の分析機関によって実施される分析によってのみ確定される。他の条項の違反は、結果が信頼できるものである限り、他の分析機関の分析結果を用いて確定することができる。

6.2 検体およびデータの分析の目的

検体および関連する分析データまたはドーピング・コントロール情報の分析は、禁止表において特定されている禁止物質および禁止方法の検出並びに原規程第 4 条 5

に従って WADA が定めるその他の物質の検出、AIU が競技者の尿、血液もしくはその他の基質に含まれる関係するパラメーターについて、DNA 検査およびゲノム解析を含む検査実施の支援またはその他正当なアンチ・ドーピング上の目的のために行われるものとする。

例えば、関係するドーピング・コントロール関連情報は、特定対象検査を実施するため、もしくは、本規則第 2 条 2 (禁止物質の使用) に基づくアンチ・ドーピング規則違反を裏づけるため、または、その双方のために使用されうる。

6.3 検体および関連データの研究

6.3.1 競技者から書面による同意を得ない限り、研究目的のために検体を使用することはできないものの、検体、関連する分析データおよびドーピング・コントロール情報は、アンチ・ドーピング研究目的でこれを使用することができる。研究目的で使用される検体、関連する分析データまたはドーピング・コントロール情報は、まず、検体、関連する分析データまたはドーピング・コントロール情報から特定の競技者にたどり着くことができない方法で当初から処理されなければならない。検体および関連する分析データまたはドーピング・コントロール情報に関する研究は、原規程第 19 条に定める原則に従わなければならない。

6.3.2 検体、関連する分析データおよびドーピング・コントロール情報は、まず、原規程第 19 条に定める原則、並びに分析機関に関する国際基準およびプライバシーおよび個人情報の保護に関する国際基準の要件を満たした上で、そこから競技者にたどり着くことができない方法で処理された場合に、方法開発や参照集団の確立といった研究目的以外でも使用できる。

ほとんどの医学的または科学的な面から、品質保証、品質改善、方法の改善および開発、または参照集団を確立するための、検体および関連情報の使用は、研究とはみなされない。このような、許可された研究以外の目的のために使用される検体および関連情報も、まず、原規程第 19 条に定める原則、並びに「分析機関に関する国際基準」および「プライバシーおよび個人情報の保護に関する国際基準」の要件を満たした上で、そこから特定の競技者にたどり着くことができない方法で処理されなければならない。

6.4 検体分析および報告の基準

6.4.1 分析機関は、「分析機関に関する国際基準」並びに「検査およびドーピング調査に関する国際基準」の第 4 条 7 に基づいて検体を分析するものとする。

6.4.2 分析機関は、独自の判断および費用負担において、標準的な検体分析項目には含まれていない禁止物質または禁止方法を検出する目的で、または、(AIU が検体の採

取を主導し、指示する場合に) AIU の要求するとおりに、検体を分析することができる。このような分析の結果は AIU に報告されるものとし、その他のすべての分析結果と同様に有効であり、措置が科されるものとする。

本規則の目的は、検体分析項目に「インテリジェンスを活用した検査」の原則を拡充し、これにより最大限に効果的かつ効率的にドーピングを検出するためである。ドーピングとの戦いのためのリソースは限られており、検体分析項目を増やすことは、特定のスポーツおよび国において、分析されうる検体数を減らすことにつながる可能性もある。

6.5 結果管理の前またはその間における検体の更なる分析

AIU が競技者に対し、検体が、本規則第 2 条 1 のアンチ・ドーピング規則違反の責任追及の根拠であると通知する前に、分析機関が検体について繰り返しまたは追加の分析を行う権限には制限がないものとする。AIU が、当該通知の後に当該検体について追加の分析を行うことを希望する場合には、AIU は、競技者または競技者に対する聴聞パネルの承認を得た第三者の同意をもってこれを行うことができる。

6.6 検体が陰性と報告された後、または別途アンチ・ドーピング規則違反の責任追及の結果に至らなかった後の、検体の更なる分析

分析機関が検体を陰性と報告した後、または当該検体がアンチ・ドーピング規則違反の責任追及の結果に至らなかった後に、当該検体が、本規則第 6 条 2 の目的のため、(AIU が検体の採取を主導し、指示する場合には) AIU、(AIU でなければ) 検体の採取を主導し、指示したアンチ・ドーピング機関または WADA のいずれかの指示があった場合に限り、その検体は常に保管され、更なる分析の対象とされる場合がある。保管された検体について更なる分析を行うことを希望する競技者を検査する権限を有する他のアンチ・ドーピング機関は、(AIU が検体の採取を主導し、指示する場合には) AIU、(AIU でなければ) 検体の採取を主導し、指示したアンチ・ドーピング機関または WADA の許可をもってこれを行うことができ、追加の結果管理について責任を負うものとする。WADA、AIU または他のアンチ・ドーピング機関の主導による検体の保管または更なる分析は、WADA、AIU または当該機関の費用負担によるものとする。検体の更なる分析は、「分析機関に関する国際基準」の要件に適合するものとする。

6.7 A 検体または B 検体の分割

WADA、AIU、結果管理について権限を有するアンチ・ドーピング機関、および/または (WADA もしくは結果管理について権限を有するアンチ・ドーピング機関の承認を取得した) WADA 認定分析機関が、分割された検体の第一の部分を A 検体分析に使用

し、分割された検体の第二の部分を確認のために使用する目的で A 検体または B 検体を分割することを希望する場合には、「分析機関に関する国際基準」に定める手続が遵守されなければならない。

6.8 検体およびデータを保有する WADA の権利

6.8.1 WADA は、いつでもその単独の裁量により、事前の通知を行うか否かにかかわらず、分析機関またはアンチ・ドーピング機関が保有する検体および関連分析データまたは情報を物理的に入手することができる。WADA が要求した場合には、検体またはデータを保有している分析機関またはアンチ・ドーピング機関は、WADA が直ちに検体またはデータにアクセスし、当該検体またはデータを物理的に入手することができるようにするものとする。WADA が検体またはデータを入手する前に分析機関またはアンチ・ドーピング機関に事前の通知を行わなかった場合には、WADA は入手した後合理的な時間内に、WADA が入手した検体またはデータを有していた分析機関および各アンチ・ドーピング機関に対し当該通知を行うものとする。

6.8.2 アンチ・ドーピング規則違反の可能性が発見された場合には、獲得された検体またはデータの分析および調査の後、WADA は、競技者を検査する権限を有する別のアンチ・ドーピング機関に対し、当該検体またはデータについて結果管理責任を引き受けるよう指示することができる。

WADA が検体またはデータを物理的に入手することへの抵抗または拒否は、不正干渉、違反関与、または「署名当事者の規程遵守に関する国際基準」に定める不遵守の行為を構成する可能性があり、また、「分析機関に関する国際基準」の違反を構成する可能性もある。必要な場合には、分析機関および／またはアンチ・ドーピング機関は、獲得された検体またはデータの該当国からの出国に遅延が生じないよう確保することについて WADA を支援するものとする。WADA は、勿論、アンチ・ドーピング規則違反の可能性、署名当事者による不遵守、または第三者によるドーピング活動に関連する正当な理由なく、検体または分析データを一方的に入手しない。しかし、正当な理由が存在するか否かに関する判断は、WADA がその裁量により下すものであり、異議の対象とならないものとする。とりわけ、正当な理由の有無は、アンチ・ドーピング規則違反またはその措置に対する抗弁とはならないものとする。

7 結果管理：責任、初期審査、通知および暫定的資格停止

7.1 結果管理規則と責任

7.1.1 本アンチ・ドーピング規則は「結果管理に関する国際基準」を含んでおり、随時改訂される。「結果管理に関する国際基準」は本アンチ・ドーピング規則と同様全ての競技者と他の者に拘束力を有するものである。

- 7.1.2 本規則第 6 条 6、第 6 条 8 および下記第 7 条 1.3 に別途定める場合を除き、結果管理と聴聞は、(第 3 者機関としての) 各国陸連または検体の採取を主導したアンチ・ドーピング機関 (または、検体の採取が行われない場合には、アンチ・ドーピング規則違反の可能性につき競技者または他の者に最初に通知し、その後当該アンチ・ドーピング規則違反を積極的に追及した各国陸連またはアンチ・ドーピング機関) の責任とし、当該陸連またはアンチ・ドーピング機関の手続上の規則に準拠するものとする。いずれの機関が結果管理を行うかにかかわらず、当該機関は、本規則、本規則第 8 条、本規則第 13 条および「結果管理に関する国際基準」に定める結果管理に関する原則を尊重するものとする。
- 7.1.3 AIU は下記に示す状況において、本アンチ・ドーピング規則のもとに結果管理について責任を負う。
- (a) サポートスタッフまたはアンチ・ドーピング規則違反に関わる可能性のある人に対して AIU が行うドーピング調査を含む WA/AIU による本アンチ・ドーピング規則の下で行われたすべての検査に関連して得られた潜在的な規則違反に対して
 - (b) WA/AIU が検査実施機関または結果管理権限を有する場合の潜在的な規則違反に対して
 - (c) 検査に関するものではないアンチ・ドーピング規則違反、または下記に示す他の潜在的な本アンチ・ドーピング規則違反に対して
 - (i) 国際レベルの競技者、サポートスタッフ、もしくは国際競技会で何らかの立場を持つ人、または国際レベルの競技者に関わる人 (所轄の別のアンチ・ドーピング機関がアンチ・ドーピング規則違反とされる競技者または他の者に対し最初に通知をしなかった場合、またはその違反を積極的に追及しなかった場合) または
 - (ii) WA 代理の AIU が競技者または他の者に対してアンチ・ドーピング規則違反について最初に通知を行い、規則違反を追及するアンチ・ドーピング機関である場合。
 - (d) 本規則第 5 条に従って行われた AIU の全てのドーピング調査と関連した潜在的な規則違反に対して
 - (e) 潜在的な居場所情報関連義務違反 (居場所情報提出義務違反または検査未了) に関する結果管理は、当該の競技者が国際的な登録検査対象者リストに含まれている、または当該の競技者の居場所情報が AIU に提出されていれば、AIU が行うことになる。居場所情報提出義務違反や検査未了を認定するアンチ・ドーピング機関は、ADAMS または WADA が認証した別のシステムを通して WADA に当該情報を提出するものとし、当該情報は、当該システムからその他の関連アンチ・ドーピング機関により利用可能なものとされる。
 - (f) さらに、AIU は下記のケースにおいては、結果管理責任を負うことになる。
 - (i) 国内アンチ・ドーピング機関が、本規則第 5 条 2.4 に従い追加の検体を採

取することを選択した場合には、当該国内アンチ・ドーピング機関が検体の採取を主導し、指示したアンチ・ドーピング機関であるとみなされ、追加の検体についても結果管理責任を負うこととする。ただし、国内アンチ・ドーピング機関の費用負担において分析機関が追加の種類の分析を行うように指示するに過ぎない場合には、AIU が結果管理責任を負うものとする。

(ii) (第三者機関としての) 各国陸連または国内アンチ・ドーピング機関が、当該国の国民、居住者、市民権者もしくは当該国のスポーツ団体の加盟者ではない競技者もしくは他の者に対する権限を各国陸連または国内アンチ・ドーピング機関に付与しない場合、または、国内アンチ・ドーピング機関が当該権限を行使しない場合には、結果管理は、AIU または他の者について権限を有する第三者により行われる。

(iii) WADA 独自の判断による検査もしくは更なる分析または WADA が発見したアンチ・ドーピング規則違反において、WADA は、結果管理を行う当該競技者または他の者について権限を有するアンチ・ドーピング機関を指定するものとする。

(iv) 主要競技大会機関が行う競技大会中に開始された手続で採取された検体に関する結果管理、または当該競技会中に発生したアンチ・ドーピング規則違反については、当該競技会に関する主要競技会機関は、少なくとも、アンチ・ドーピング規則違反が行われたか否かについて、また、行われた場合には、かかる競技会結果の失効、当該競技会におけるメダル、得点および褒賞の剥奪、並びに当該アンチ・ドーピング規則違反に適用される費用の回復について判断するための聴聞会を開催するという限定的な範囲について結果管理責任を引き受けるものとする。主要競技会機関が限定的な結果管理の責任のみを引き受ける場合には、または結果管理責任に関して主要競技会機関と AIU との間に事前に合意があれば、AIU は当該の国際競技会からの除外以上の競技結果の失効、競技大会で得たメダル、得点、および褒賞の剥奪、並びにアンチ・ドーピング規則違反に適用される費用の回復を含めて、結果管理責任を負うものとする。必要な場合、主要競技会機関（またはその代表）は AIU に事例の全ファイルのコピーを 15 日以内に提供する。

(g) (第三者機関としての) 各国陸連またはアンチ・ドーピング機関が、当該規則に基づいて結果管理の責任を負う場合には、AIU は、本規則第 8 条と「結果管理に関する国際基準」に従い、結果管理を履行し、当該ケースの聴聞を行う各国陸連またはアンチ・ドーピング機関と、絶対的裁量権を持って合意できる。いずれのアンチ・ドーピング機関が結果管理につき責任を負うかをめぐり紛争が生じた場合には、WADA は、いずれの機関が責任を負うかを決定する。当該紛争に関わるアンチ・ドーピング機関は、WADA の決定に対し、当該決定の通知後 7 日以内に CAS に不服申し立てを提起することができる。当該不服申し立ては CAS が迅速に取り扱い、1 名の仲裁人により聴聞されるものとする。

(h) WADA は、結果管理権限を有するアンチ・ドーピング機関に対し、特定の事案において結果管理を行うよう指示することができる。当該アンチ・ドーピング機関が WADA の設定した合理的な期限内に結果管理を行うことを拒否した場合には、当該拒否は不遵守行為と捉えられるものとし、WADA は、当該競技者または他の者について権限を有する他のアンチ・ドーピング機関であって結果管理責任を引き受けようとする意思のあるものに対し、拒否したアンチ・ドーピング機関に代わって結果管理責任を引き受けることを指示することができ、また、そのようなアンチ・ドーピング機関が存在しない場合には、かかる意思を有する他のいかなるアンチ・ドーピング機関に対しても指示することができる。かかる場合には、拒否したアンチ・ドーピング機関は、WADA の指定した他のアンチ・ドーピング機関に、結果管理を行う費用および弁護士報酬を償還するものとし、費用および弁護士報酬を償還しないことは不遵守行為とみなされるものとする。

(i) AIU が本アンチ・ドーピング規則により結果管理責任を有するいかなる場合でも、原規程第 8 条並びに「結果管理に関する国際基準」により、結果管理責任履行と聴聞プロセスに対するかかる責任を当該競技者または該当国陸連に委嘱することができる。

7.2 アンチ・ドーピング規則違反の可能性に関する審査および通知

7.2.1 アンチ・ドーピング規則違反の可能性に関する審査および通知は、「結果管理に関する国際基準」に従って行われるものとする。

7.2.2 AIU または他のアンチ・ドーピング機関は、上記に定めたとおり、アンチ・ドーピング規則違反の可能性を競技者または他の者に通知するのに先立ち、従前のアンチ・ドーピング規則違反が存在するか否かを判断するために、ADAMS を照会し、WADA その他の関連アンチ・ドーピング機関に連絡を取るものとする。

7.2.3 各国陸連が委託された第 3 者として結果管理責任を委託された場合、結果管理は原規程第 8 条および「結果管理に関する国際基準」に従って履行しなければならない。

7.3 要求の審査

7.3.1 競技者または他の者は、本規則第 5 条 7.4 に基づいて決定された要求を受けてから 7 日以内に、異議の理由を明記して申請することによって、懲戒機関の長に異議を唱えることができる。そのような申請がなされた場合には、常に第 5 条 7.7 に従い、異議の結果が出るまで、要求を遵守するための時間は留保されるものとする。

7.3.2 懲戒機関の長またはその代理人は、事例の正当性が許す限りの公正な方法でその異議を検討し、特別な事情がない限り、その審査は書面による証拠と提案によらなければならない。要求を検討する際、懲戒機関の長またはその代理人は、適切と思われる場合には、AIU や当該競技者または他の者からの提案を受け入れる裁量を持

つが、義務ではない。

- 7.3.3 懲戒機関の長またはその代理人が、要求に対し合理的根拠がないと判断した場合、AIUは該当競技者または他の者の要求への行動を続行してはならず、必要に応じて、その情報、記録、規則またはそのコピー、もしくはダウンロード等は、場合に応じて、いずれも速やかに競技者または他の者に返却もしくは廃棄されなければならない。
- 7.3.4 懲戒機関の長またはその代理人が、要求に対し合理的根拠がないと判断した場合、そして競技者または他の者がその情報、記録、規則またはそのコピーもしくはダウンロード等を提示することができなかった場合には、本規則第12条の結果が適用される。
- 7.3.5 要求に合理性な信念の根拠があるかどうかに関する懲戒機関の長またはその代理人の決定は、不服申し立ての対象とならない。
- 7.3.6 要求が棄却された場合でも、AIUが同様のまたは他の調査に関する他の要求をすることを妨げるものではない。

7.4 暫定的資格停止

- 7.4.1 強制的な暫定的資格停止：違反が疑われる分析報告が特定物質以外の禁止物質の使用や禁止方法によるものである場合、または（アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告の審査手続の完了にあたって）アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告がなされた場合、AIUは審査の上、直ちに暫定的な資格停止を科し、上記本規則第7条2に記載した通知を行うものとする。かかる場合は全て、競技者は暫定的資格停止が科される前、もしくは科された後（AIUが決定する）適時に暫定聴聞会の機会を与えられる。競技者が、当該違反が汚染製品に関するものである可能性があることを聴聞パネルに対し立証した場合、または、違反が濫用物質に関するものであり、競技者が本規則第10条2.4.(a)に基づく短縮された資格停止期間について権利を有することを立証した場合には、強制的な暫定的資格停止は取り消されることがある。聴聞機関による、汚染製品に関する競技者の主張に基づく強制的な暫定的資格停止を取り消さない旨の決定に対しては、不服申し立てを提起することはできないものとする。
- 7.4.2 特定物質、汚染製品またはその他のアンチ・ドーピング規則違反に関する、違反が疑われる分析報告に基づく任意的な暫定的資格停止：違反が疑われる分析報告が本規則第7条4.1に掲載されていない特定物質、汚染製品またはその他のアンチ・ドーピング規則違反に関するものである場合、AIUは当該競技者または他の者に対して暫定的資格停止処分を科することができる。しかし、競技者または他の者が（AIUの選択で）暫定的な資格停止が科される前、もしくは科された後速やかに暫定的な聴聞の機会を与えられなければ、暫定的資格停止が科されることはない。

- 7.4.3 暫定的資格停止の通知：暫定的資格停止の通知は本規則第7条に基づく通知、または本規則第8条に基づく競技者または他の者への違反通知と同時にされる。暫定的資格停止は、競技者や他の者に書面に記載された日から有効となる。
- 7.4.4 暫定聴聞会：本規則第7条によって暫定的資格停止が科される場合または科される可能性のある場合には、競技者または他の者は、以下を証明することで、暫定的資格停止が解除されるべき理由（まだ科されていない場合には、科すべきでない理由）を書面でAIU提出することができる。
- (a)例えば AIU が当該の競技者または他の者に対し権限を持っていないなどの重大な欠陥があるなどの理由でその違反が妥当とされる見込みがない場合。または、
- (b)資格停止期間が科される可能性が低い状況であるという議論の余地が強い場合。
- (c)当該違反が汚染物質に関する可能性がある場合。
- (d)当該違反が濫用物質に関するものであり、競技者が本規則第10条2.4(a)に基づいた資格停止期間の短縮について権利を有することを立証した場合。
- (e)あらゆる状況を考慮して、アンチ・ドーピング規則違反の決定による暫定的な資格停止を科することが明らかに不公正である他の証拠が存在する場合。この根拠は狭く解釈され、例外的状況にのみ適用される。例えば、暫定的資格停止が競技者または他の者の特定の競技会での競技またはその参加を妨げるという事実は、例外的状況として認められない。

本規則第7条4.4(a)と(b)は強制的な暫定的資格停止の解除にのみ適用される。

- 7.4.5 暫定的資格停止に対する不服申し立て
- AIUが暫定的聴聞後に暫定的資格停止を科する（または猶予しない）場合、競技者または他の者は本規則第13条に従って（汚染物質に関する可能性があることについて暫定的資格停止を解除しないという決定に対しては不服申し立ての権利がないことを除いて）CASに不服申し立てをすることができる。ただし、不服申し立てについてのCASによる決定が出るまで、暫定的資格停止は効力を有するものとする。疑義を避けるために付言すると、暫定的資格停止（または暫定的資格停止を猶予しない決定）に対するCASへの不服申し立てが、本規則第8条による懲戒裁決前の聴聞の手続きを保留、遅延、または妨害することはない。
- 7.4.6 暫定的資格停止の自発的な受諾
- (a) 競技者は下記の期日以内であれば、アンチ・ドーピング規則違反の可能性の通知後に自発的に暫定的資格停止を受諾することができる。(i) B検体分析の権利放棄またはB検体分析結果の受け取りから10日、(ii)本規則第2条1以外のアンチ・ドーピング規則違反の可能性の最初の通知受け取りから10日、または(iii)競技者がかかる報告や通知後最初に参加する競技会の日。
- (b) 他の者は、アンチ・ドーピング規則違反の最初の通知の受け取りから10

日以内に、暫定的資格停止を自発的に受諾することができる。

(c) 当該暫定的資格停止は期日までに受け入れられれば完全な効力を有し、当該暫定的資格停止があたかも本規則第7条4.1または第7条4.2に基づき科されたとした場合と同じ方法で取り扱われるものとする。

(d) 競技者または他の者は、当該暫定的資格停止の受諾をいつでも撤回することができるが、かかる場合において競技者または他の者は当該暫定的資格停止中に従前服した期間について何ら控除を受けないものとする。

7.4.7 各国陸連が暫定的資格停止を科さない場合：各国陸連が AIU の長の意見に基づいて、委託された第三者の結果管理責任履行の一部としての暫定的資格停止を科していなければ、AIU の長自らが暫定的資格停止を科することができる。AIU の長によって暫定的資格停止が科されれば、その旨が各国陸連に通知される

7.4.8 競技者または他の者に対して通知された暫定的資格停止の賦課または暫定的資格停止の自発的受諾は、結果管理責任を持つ団体から AIU、競技者または他の者が所属する国のアンチ・ドーピング機関、そして WADA へ直ちに通知され、直ちに ADAMS へ報告される。

7.4.9 A 検体の違反が疑われる分析報告に基づき暫定的資格停止が科された（または自発的に受諾された）が、それに続く B 検体の分析結果が A 検体の結果を追認しない場合には、競技者は本規則第2条1（禁止物質や代謝物、マーカ存在）の違反を理由として、それ以上の暫定的資格停止を科されないものとする。競技者（または競技者のチーム）が本規則第2条1（禁止物質もしくはその代謝物、もしくはマーカ存在）の違反により競技会の出場資格を失ったが、続く B 検体の分析結果が A 検体の分析結果を追認しないという状況において、その時点で当該競技会にその他の影響を与えることなく当該競技者又はチームが当該競技会に出場することが可能な場合には、当該競技者又はチームは、当該競技会に出場できるものとする。

AIU は、競技者に通知された他のアンチ・ドーピング規則違反（例えば原規程第2条2違反）に基づいて、競技者に暫定的資格停止を継続かつ/または再度科することを決定できる。

7.4.10 （科されたまたは自発的に受諾された）暫定的資格停止の期間中、の当該競技者または他の者は、署名当事者、署名当事者の加盟機関または署名当事者の加盟機関のクラブ若しくは他の加盟機関が認定し、もしくは主催する競技会若しくは活動（但し、認定されたアンチ・ドーピング関連の教育プログラムもしくはリハビリテーション・プログラムは除く。）または、プロフェッショナルリーグ、国際レベルもしくは国内レベルの競技会機関が認定し、もしくは主催する競技会、または、政府機関から資金拠出を受けるエリートもしくは国内レベルのスポーツ活動には、いかなる立場においても参加できない。

7.5 結果管理に関する決定

(暫定的資格停止を含む) 本アンチ・ドーピング規則の結果管理に関する決定または裁定は、特定の地理的地域または陸上競技のみに限定されることが意図されてはならず、以下を含むがこれらに限られない事項を取り扱い、決定するものとする。(i) アンチ・ドーピング規則違反が行われたか、または暫定的資格停止が科されるべきか、当該決定の事実的根拠、および違反があった具体的な条項、並びに(ii)本規則第9条および第10条10に基づく該当する失効、メダル、タイトル、得点、褒賞または賞金の剥奪、資格停止期間および当該期間の開始日、並びに金銭的措置を含むアンチ・ドーピング規則違反に由来するすべての措置。

結果管理に関する決定は、暫定的資格停止を含む。AIUによる各決定は、アンチ・ドーピング規則違反が行われたか否か、および、本規則第10条1に基づく失効(それは競技大会の所轄組織に任される)以外の失効を含む、当該違反に由来するすべての措置を取り扱うべきである。本規則第17条に従い、当該決定およびその措置の賦課は、すべての国ですべての競技について自動的に効果を有するものとする。例えば、競技会(時)に採取された検体について違反が疑われる分析報告に基づいた、競技者がアンチ・ドーピング規則違反を行った旨の決定については、競技会で獲得された競技者の成績は本規則第9条に基づき失効し、検体が採取された日から資格停止期間の存続期間を通して競技者が獲得した他の競技成績も、別の方法により公平ではないと判断されない限り、本規則第10条10に基づき失効する。違反が疑われる分析報告が競技会における検査の結果である場合には、検体の採取前の競技者の当該競技会における他の個人成績も本規則第10条1に基づき失効するか否かは、主要競技会機関が決定する責任を負う。

7.6 結果管理に関する決定の通知

AIUは、競技者、他の者、署名当事者およびWADAに対し、本規則第14条および「結果管理に関する国際基準」に定めるとおり、結果管理に関する決定について通知するものとする。

7.7 競技からの引退

結果管理手続の進行中に競技者または他の者が引退する場合には、結果管理を実施しているAIUは、当該結果管理手続を完了させる権限を保有し続ける。仮に、競技者または他の者が結果管理手続の開始前に引退する場合には、競技者または他の者がアンチ・ドーピング規則に違反した時点において競技者または他の者についての結果管理権限を有するAIUが、結果管理を実施する権限を有する。

競技者または他の者がアンチ・ドーピング機関の権限に服する前に行った行為については、アンチ・ドーピング規則違反とはならないが、スポーツ団体の加盟者から除外される正当な根拠たりうる。

8. 結果管理：公正な聴聞および聴聞会における決定の通知
- 8.1 WA は第 1 審の審理及び決定に関する本規則第 8 条の責任を懲戒機関に委託する。懲戒機関は合理的な期間内に競技者または他の者に、本アンチ・ドーピング規則、原規程、更に結果管理に関する国際基準に基づいた公正かつ公平で運営上の独立性を有する聴聞パネルによる公正な聴聞会を提供しなければならない。
- 8.2 聴聞機関は下記の事項全てを審理する。
 - (a) 本アンチ・ドーピング規則に基づき、AIU が国際レベルの競技者や他の者に対してアンチ・ドーピング規則違反があったとする事項。
 - (b) アンチ・ドーピング規則違反があったとし、(本アンチ・ドーピング規則に基づき委託された第三者機関として活動する) 各国陸連やその他のアンチ・ドーピング機関によってその規則に基づき結果が求められ、AIU の同意のもとで全ての当事者が問題を懲戒機関に報告することについて同意している事項。
 - (c) (本アンチ・ドーピング規則により委託された第三者として活動する各国陸連を含む)他の組織が裁定を開始できない場合、聴聞会を適切に進められない場合、またはその他に AIU が公正な聴聞プロセスを行うことが適当であると認めた場合に AIU が懲戒機関に直接案件を付託する事項。
 - (d) 本規則第 5 条 7.7 と 7.8 に基づき競技者または他の者が要求に対して異議を唱える事項。
 - (e) AIU が本規則第 1 条 7.2(d)に基づき AIU に提出された申請に従って、単独の裁量により懲戒機関に直接案件を付託する事項。
- 8.3 本規則第 7 条にある審査または調査に従いアンチ・ドーピング規則違反が主張される場合、競技者または他の者は本規則第 8 条 5.2 に従って通知される。
- 8.4 (AIU が結果管理、および本規則第 7 条 1.3(d)に従って聴聞を行う第三者として行動する各国陸連に結果管理責任を委託する場合を含み) アンチ・ドーピング規則違反が主張されるすべての場合、競技者または他の者の聴聞は、委託された第三者機関としての各国陸連によって認可された懲戒機関で開かれる。聴聞は原規程または結果管理に関する国際基準に従って行われる。各国陸連が(各国陸連の内部か外部かに関わらず)組織、委員会、または裁定機関に聴聞活動を委託する場合、何らかの理由により各国陸連とは別の団体、委員会や懲戒機関が本規則に基づいて競技者の聴聞を行う場合、本規則第 13 条に基づき、当該団体、委員会または懲戒機関の決定が各国陸連の決定事項とみなされる。
- 8.5 懲戒機関での手続き

- 8.5.1 競技者または他の者による説明後、またはかかる説明と必要とされる再調査を行う期限満了後、競技者または他の者がアンチ・ドーピング規則違反を犯したと認められた場合、AIUは速やかに競技者または他の者に対して主張される規則違反について速やかに通告する（違反通告）。
- 8.5.2 違反通告において、AIUは以下のことを行う。
- (a) 競技者または他の者による違反と主張される本アンチ・ドーピング規則の条項を提示する。
 - (b) その違反に関係する詳細な要約と本規則第7条の通知にまだ示されていない基礎的証拠を提供する。
 - (c) 主張された違反が行われた出来事について調査された特定の結果を示し、そのような結果は本規則第17条に従って全てのスポーツと国の全ての署名当事者に拘束力を持つこと。
 - (d) 競技者や他の者が主張された違反を認め、措置を承認する書類に署名し、日付を入力し、返送するなどの提案された措置を受け入れるのに必要な、訴状受領から20日以内の期限を付与すること。
 - (e) 競技者または他の者が措置案を受け入れない場合、競技者または他の者が違反または措置案に対する異議申し立てをAIUに書面で行い、懲戒機関の聴聞への書面による要求を作成するのに必要な、違反通告の受領から20日以内（やむを得ない場合にのみ延長も認める）の期限を与えること。
 - (f) 競技者または他の者が期限内にAIUの規則違反の主張や措置案に異議申し立てをしなかった場合、または聴聞の要求をしなかった場合、AIUは、競技者または他の者が聴聞の権利を放棄し、アンチ・ドーピング規則違反を認め、違反通告におけるAIUの措置を受け入れたと見なす権利を有すること。
 - (g) 競技者または他の者が本規則第10条7.1に基づき実質的な支援を行い、違反通告から14日以内にアンチ・ドーピング規則違反を認めた場合、（該当すれば）本規則第10条8.1により資格停止期間が1年短縮され、かつ/または本規則第10条8.2のアンチ・ドーピング規則違反を認めたことによる事案解決合意となる可能性があることを競技者または他の者に通知すること。
 - (h) 本規則第7条の暫定的資格停止に関する事項を提示すること。
- 8.5.3 競技者または他の者に対する違反通告は、AIUによって同時に該当者の各国アンチ・ドーピング機関とWADAに通知され、速やかにADAMSに記録される。

違反通告に記載がない場合、（適切な場合常に）この通知は以下の情報を含まなければならない。競技者または他の者の氏名、出身国、競技の種目、そして本規則第2条1の違反に対しては、検査が競技会（時）であったかまたは競技会外であった

か、検体採集の日時、分析機関が報告した分析結果、検査およびドーピング調査に関する国際基準により要請される他の情報、または、アンチ・ドーピング規則違反については、違反した規則および主張された違反の根拠の各情報。

- 8.5.4 競技者または他の者は違反通告に対し以下のいずれかの対応ができる。
- (a) アンチ・ドーピング規則違反を認め、違反通告に記載された措置に応じる。
 - (b) アンチ・ドーピング規則違反は認めるが、違反通告に記載された内容の議論や措置の緩和を求め、本規則第 8 条に基づいた聴聞会結果が妥当かを懲戒機関に付託する。
 - (c) アンチ・ドーピング規則違反を否定し、本規則第 8 条に従って実施される聴聞会において、(違反が有効とされた場合) 懲戒機関が違反の決定を行う。
- 8.5.5 競技者または他の者が懲戒機関において聴聞会を受ける権利を行使しようとする場合、できるだけ早く、遅くとも違反通知を受けてから 14 日以内に AIU に対して懲戒機関へのコピーとともに文書にて聴聞の要請を行わなければならない。その際には競技者または他の者が違反通告への対応方法を明らかにしていなければならない。その根拠も (サマリー形式で) 説明しなければならない。
- 8.5.6 競技者または他の者が、(i) アンチ・ドーピング規則違反があったことを認め、(ii) 本規則第 8 条 5.2(f) の措置に従う状況においては、AIU は、速やかに下記のことを行う。
- (a) アンチ・ドーピング規則違反を確認し、定められた措置 (もしあれば最大限の制裁が科されない理由を含む) を科すこととする。
 - (b) 本規則第 14 条に基づき、決定を一般開示する。
 - (c) 決定についてのコピーを、競技者または他の者、および本規則第 13 条にあるように決定に対して不服申立ての権利を有する当事者に送る (これらの対象者はコピーを受け取ってから 15 日以内にその決定にまつわるすべての情報の写しを要求することができる)。
- 8.5.7 競技者または他の者が起訴された後に AIU がその起訴を取り下げた場合、AIU は本規則第 13 条 2.3 により競技者または他の者にその旨を通知し、不服申立ての権利を持つアンチ・ドーピング機関に対し (理由を添えて) 通知する。
- 8.5.8 本規則第 8 条 6 により競技者または他の者が聴聞を要求した場合、本規則第 8 条 7 によりその問題は懲戒機関で審議される。
- 8.6 CAS における一審制の聴聞会
- 8.6.1 本規則第 8 条 5 により、国際レベルの競技者および他の者に対して主張されたアンチ・ドーピング規則違反は、競技者または他の者、AIU および WADA の同意をもって、これに先立つ聴聞会を開催することなく、もしくは当事者の同意があれば CAS の上訴手続きにより直接 CAS における一審制の聴聞会を開くことができる。

- 8.6.2 競技者または他の者と AIU が CAS での一審制の聴聞会開催に合意した場合、AIU は WADA に文書で通知する責任を持つ。WADA が（その全裁量により）合意しない場合、当該事案は懲戒機関において第一審で審理される。

全ての関係機関がその事案を一審制として CAS に付託することに合意した場合、AIU は（希望があれば）手続きを開始することへの異議申し立ての権利を有する他のアンチ・ドーピング機関に速やかに通知する。CAS による最終決定は、スイス連邦裁判所を除き、いかなる異議申し立ての対象にもならない。

8.7 懲戒機関パネルの任命

- 8.7.1 本規則第 8 条 5.5 により競技者または他の者から聴聞の要求があった場合、懲戒機関の長は違反通告にある疑義を聴聞し結論を下す審査会パネルを任命する。パネルの規模と構成は違反の内容と提出された証拠により変わる。パネルは法律的背景を持つ 1 名、または 3 名のうち少なくとも 1 名が法律的背景を持つパネルで構成される。懲戒機関の長は単独で、パネルの一人として、または審査会パネルの長として任命される。
- 8.7.2 以下のような場合、懲戒機関の委員は審査会パネルに入らない。
- (a) その当事者もしくは参考人と（直接的にもしくは間接的に）個別的な関与または利害関係がある。
 - (b) その手続きにおいて発生した問題や事実と以前に何らかの関係がある。（要求の見直しを含む本規則で規定されている場合を除く）
 - (c) その手続きにおいて関わりのある当事者と同じ国籍である（但し、その任命が議長の同意を得ているか、当事者の同意を得ている場合は除く）
 - (d) 公平性や独立性に重大な疑義がある時（懲戒機関の長が決定する）
- 8.7.3 特定の事項について懲戒機関の審査会パネルに任命されるにあたりそれぞれの審査会委員は、当事者の目から見て公平性を疑われるような事実や状況がない旨を前もって宣誓書に署名しなければならない。もしそのような事実や状況が後で判明すれば、その審査会委員は最新の宣誓書に署名しなければならない。

例えば、その嫌疑や団体、証人と繋がりがあ委員（家族、近親者、ビジネス関係、その嫌疑の利害関係者、またはその嫌疑の結果に関して意見を述べている者など）は、選任の際に責務の公平な履行を阻害しかねる全ての状況を宣誓書で明らかにしなければならない。聴聞委員が公平かどうか調査するため、当事者は随時更新される国際仲裁における利益相反の IBA ガイドラインで定められた原則を考慮することができる (<https://www.ibanet.org>)。

- 8.7.4 当事者には、案件の審理と決定のために任命された懲戒機関の審査会委員の身元

が通知され、聴聞過程の開始時にその署名された宣誓書が交付される。当事者には、利益相反の可能性のある場合、パネルメンバーの任命に異議を唱える権利があることが通知される。懲戒機関の審査会委員に対するあらゆる異議申立ては、いかなる場合も7日以内に懲戒機関の長に対して行われなければならない。

(a) 本規則第8条7.3に従って署名された宣誓書(または最新の宣誓書、または)を受領してから

(b) あらゆる手段で異議申し立ての原因となった事実や状況が明るみになったことを知ってから

規定の期限内に異議申立てがなかった場合、異議申立て権の放棄と見なされる。あらゆる異議申立てが懲戒機関の長(またはその代理)によって裁定されるが、もし議長が異議申立てを受ければ懲戒機関の別の上級委員が裁定を行う。この決定は最終的なものであって、異議申立てをすることはできない。

8.7.5 どの様な理由にしろ、もしパネル委員が聴聞できない、進んで聴聞しない、または聴聞に適さない状況であれば、懲戒機関の長(または代行)は無条件の裁量をもって以下の決定を下すものとする。

(a) 当該手続きにおいて他の懲戒機関の委員と交代させる。

(b) 残りの審査会委員に聴聞を要請し、手続きの決定をさせる。全会一致、もしくは多数決で決定に至らなかった場合は、懲戒機関の長が決定する。

8.8 WA または AIU の活動を統治する規則は、懲戒機関のパネル委員の運営上の独立性を担保する。

原規程の定義により、運営上の独立性とは、(1)WA と AIU またはその関連組織(例えば、各国陸連や地域陸連)の理事、職員、委員会委員、コンサルタントおよびその他の職員、並びに、案件のドーピング調査および裁定前に関与している人が、懲戒機関および/または事務員(当該事務員が審議の手続きにおよび/もしくはあらゆる決定の草案に関与している限りにおいて)に任命されてはならないこと、並びに、(2)懲戒機関の審査会パネルが、AIU あるいはその他第三者から干渉を受けることなく聴聞および意思決定手続を行う地位にあることをいう。

8.9 懲戒機関の権限

8.9.1 懲戒機関、ないし懲戒機関の審査会委員はその責任を履行することに対して必要で充分な権限をもつ。これには、当事者の申請によるか、自身の発議によるか否かを問わず、制限のない権限が含まれる。

(a) 自身の裁量権を規定する。

(b) 特定の事項について支援や助言を得るために独立した専門家に相談する。

この費用は懲戒機関より直接支払われる。

- (c) 公平性の観点から必要とされる場合には、手続きを早めたり、中止したり、延期したり、または保留したりすることを決定する。
- (d) 本規則に規定された、または懲戒機関自身で取り決めた時間的な制約を延期したり、短縮したりする。ただし制限期間や不服申し立てまでの期限は別とする。
- (e) 当事者が保有もしくは管轄下に置いているその財産や文書、その他関連するものを、懲戒機関および/もしくは他の当事者が監査することを可能にする。
- (f) 手続きにおいて、一人または複数の第三者による介入を許可し、そのような介入や第三者の意見を取りまとめることにおける適切な手続きの方向性を示し、最終的に一つの決定事項にまとめるか、すべての当事者に絡めて幾つかの決定事項にまとめる。
- (g) 特定の予備的な、ないし解決の手がかりをもたらず問題（裁定に関する問題や前例に関わる問題）を当該案件の前に先立って審査するように命じる。
- (h) 休憩や音楽を時に用い、最終決定を与える。
- (i) 懲戒機関が、あらゆる手続きや以前に懸案となっている事項において、効率的で相応の管理を行うために妥当と考えられる手続き上の指示を行ったり、もしくは手順を踏んだりすること。
- (j) 経費負担を決定する。

8.9.2 手続きのやり方については、懲戒機関または審査会パネルの長が一人で決定する。

8.10 審査会パネルの長との事前打ち合わせ

8.10.1 競技者、または他の者が聴聞会をうける権利を行使する場合、審査会パネルの長は事前打ち合わせのために AIU およびその法的代理人、競技者または他の者、及び（もしあれば）競技者の法的代理人を招集する。この会議は電話会議で行われることもある。事前打ち合わせの通知が適切に行われた上で競技者や他の者、もしくは競技者の法的代理人が会議に参加しない場合は、審査パネルの長は、競技者または他の者からの文書の提出如何にかかわらず、事前打ち合わせを進めることを妨げない。

8.10.2 事前打ち合わせを行う目的は、審査会パネルの長が聴聞の重要な点について説明することである。特に以下に限られたものではないが、審査会パネルの長は、

- (a) 議長単独で審理する案件において、いずれかの当事者からの要請を検討する。
- (b) 他に保留中の案件の聴聞会と本例の併合についていずれかの当事者からのあらゆる要請を検討する。
- (c) 当事者がそれ以上に短い期間に同意しなければ、事前打ち合わせから少なくとも 21 日以内に聴聞会本会を開くことを決定する。先述の通り、聴聞会自体は違反

通告が行われたあと、できるだけ早く開始され、迅速に終了するものとする。世界選手権大会またはオリンピック大会に関わる聴聞会の手続きは、当事者から同意を得次第迅速に進められるものとする。

(d)聴聞会に先立って適切な期間をもって以下の日時を設定する。

(i) AIU は聴聞会で取りあげてを望む全ての問題について、各々の事実に対する書面による証人の陳述、および/もしくは専門的証人からの文書、AIU が聴聞会に召喚したい専門家、懲戒機関に証人から聴取して欲しい証拠の提示、AIU が聴聞会で紹介しようとする文書を含み、論点の要点を提出する。

(ii) 競技者または他の者は、AIU の主張に対する返答の要点、競技者や他の者が聴聞会において論点にしたいことの文書、ならびに競技者や他の者および他の証人(事実関係者もしくは専門家)が聴聞会において強調したい状況説明書、競技者、または他の者が懲戒機関で証人に確認してほしい証言、競技者または他の者が聴聞会への提出を希望している文書の写しを提出する。

(iii) AIU も返答書を提出することができ、それは競技者または他の者への返答や、証人による反証および /または文書を含む。

(e) 当事者間の関連文書および/または他の材料作成は懲戒機関の長が適切と考える形で行わせる。正当な理由が示される場合を除き、違反が疑われる分析報告に関しては、分析機関に関する国際基準の公式書類以外のさらなる文書や資料の提出は命じないものとする。

8.11 懲戒機関での聴聞会の開催

8.11.1 懲戒機関の長の裁量によりいずれかの当事者から正当な理由が示されれば、懲戒機関による聴聞会がロンドンかモナコで開かれる。

聴聞会が対面で開かれることは原規程の必要条件ではない。聴聞はITを駆使し参加者が遠隔で参加して行うことも可能である。使用するモダリティーに関する制限はなく、電話、テレビ会議、または他のオンラインコミュニケーションツールといった手段も含まれる。状況に応じて、例えばすべての事実が認定されていて、争点はその措置に関するものだけという場合などでは、口頭での聴聞を省いて書面上の聴聞も可能である。

8.11.2 パネルは常に公正かつ公平で独立して運営される。

8.11.3 AIU と競技者または他の者はそれぞれ聴聞会に出席し聴聞を受ける権利を有する。AIU と競技者または他の者はまた、自身で選出した法律顧問を代理として立ててもよいが、それは自身の負担による。

8.11.4 本規定第 3 条 2.5 で厳格に定めたように、競技者または他の者が聴聞会へ出廷せず、むしろパネルへ書面で判断を依頼することも可能であるが、そのような場合に

においてパネルは提出物を慎重に検討する。しかしながら、聴聞会を開くことを適時に通知したにもかかわらず、競技者または他の者、代理人が聴聞会に出席しないのであれば、書面での判断依頼の有無によらず、彼らの不在のまま審議が進むことを妨げない。

- 8.11.5 懲戒機関の長が別段の規定をしない限り、聴聞は非公式に行われる。競技者または他の者は公の聴聞会を要求することも可能で、競技者または他の者が事前に書面で同意すれば AIU もまた公の聴聞会を要求することができる。懲戒機関の長は合理的な根拠があれば公の聴聞を拒否することができる。
 - 8.11.6 パネルにおいて、各当事者が証拠となる事実を提示できる（証人を呼び、尋問する権利を含む）相応の機会があり、パネルに十分説明できたとするのであれば、公正に審議が行われることを条件に聴聞会後の手続きはパネルの裁量で進められる。
 - 8.11.7 いずれかの当事者から正当な理由が示され、審査会パネルが命じたのではなく、聴聞会は英語、またはフランス語で行われる。それに先立ち、英語またはフランス語でない文書は（必要に応じて）認証された翻訳を行わなければならない。翻訳の費用は審査会パネルが依頼した場合を除いてそれを提出した当事者が負担する。審査会委員が依頼した場合は、聴聞を記録し記述する準備がなされ、その費用は AIU によって支払われる。競技者または他の者は聴聞の通訳を自費で手配する権利を持つ。
 - 8.11.8 審査会パネルは事実にもとづいて判断された司法規則にばかり縛られるのではない。その代り、アンチ・ドーピング規則違反に関連した事実、およびアンチ・ドーピング規則違反は自白を含む信頼のある方法で立証される。審査会パネルは本規則第 3 条に基づき、立証基準や事実や推定を確立する手段を適用する。
- 8.12 懲戒機関の決定
- 8.12.1 当事者のそれぞれの立場からの提出が完了したら、審査会パネルはアンチ・ドーピング規則違反があったのかどうか、（またそうであれば）どのような裁定を下すべきなのか審議に入る。本規則第 10 条はアンチ・ドーピング規則違反に関わる制裁措置の範囲について言及している。審査会パネルは提出物を審査した後、当該事案に対して決められた範囲内で制裁を決定する。
 - 8.12.2 審査会パネルは、口頭による決定の公表を行わず、聴聞会の終了後 14 日以内（又は、決定が世界選手権もしくはオリンピック競技大会への競技者その他の者の参加に影響を与える可能性がある場合には、当事者の申請に基づき決定される、より短い期間内）に、理由を付した決定を書面で公表するものとする。14 日の期限を遵守できない場合、理由付き決定はその後可能な限り速やかに公表されるものとする。）
 - 8.12.3 決定は特定の地理的地域または陸上競技に限定されることが意図されてはならず、以下について解説しなければならない。

- (a) 権限の基準と適用される規則。
- (b) 事案の詳細な事実関係。
- (c) 理由と共に、1つまたは複数のアンチ・ドーピング規則違反があったかどうかのパネルの認定。
- (d) 理由と共に、科される（または科されない）のであれば、どのような裁定となったか。該当する場合は、最も重い裁定に至らなかったのかについての理由を含む。
- (e) 本規則第 10 条 10 に示す通り、裁定が効力を発揮する日、または
- (f) 本規則第 13 条に基づき適用される不服申立ての権利とその期限。

- 8.12.4 懲戒機関はそれが妥当であれば、いずれかの当事者にかかった費用を請求する権利をもつ。もし懲戒機関がその権利を履行しないのであれば、それぞれの当事者は個々にかかった弁護士、証人などの費用を自ら賄う。資格停止の期間の短縮や制裁の軽減がされるなどの状況でもかかった費用の返還はしない。

本規則第 8 条 2(b)および(c)の権限に基づく懲戒機関で行われる聴聞における費用は、各国陸連、アンチ・ドーピング機関、または他の関係する組織によって賄われる。

- 8.12.5 講じられた処分を説明する懲戒機関の理由付きの決定、または聴聞を受ける権利を放棄した場合に講じられた処分を説明する AIU の理由付きの決定は、結果管理について責任を負うアンチ・ドーピング機関によって、第 13 条 2.3 に基づき不服申立ての権利を有する競技者、他の者、および他のアンチ・ドーピング機関に対し、本規則第 14 条に定めるとおりに提供されるものとし、また、本規則第 14 条 3（当事者は受領後 15 日以内に当該決定に関する案件記録の完全な写しを要請することができる）に従い公開されるものとする。その決定は速やかに ADAMS に反映される。
- 8.12.6 懲戒機関や AIU の決定通知に加えて、不服申立ての権利を持つアンチ・ドーピング機関が決定に関する完全な案件記録の写しを要請した場合、AIU は速やかに当該写しを提供するものとする。
- 8.13 懲戒機関以外での手続き
- 8.13.1 競技者または他の者にアンチ・ドーピング規則違反が通告される時には、同時に聴聞会を受ける権利のあることが通告される。聴聞の手続きは、公正・公平かつ運営上独立した審査会委員により合理的な期間で進められる。本規則第 14 条に示す通り、資格停止期間の理由を説明したものも含め、熟慮の上での決定が適時開示されることになる。
- 8.13.2 もし競技者または他の者が聴聞会を受ける意思を 14 日以内に書面で回答しないの

であれば、聴聞会を受ける権利を放棄し、疑いをかけられたアンチ・ドーピング規則違反を受け入れたとみなされる。この事実は各国陸連またはアンチ・ドーピング機関が5就業日以内に AIU へ書面で通知する必要がある。

- 8.13.3 競技者または他の者から聴聞会を要請された場合、聴聞会は遅滞なく開催されなければならない。少なくとも競技者または他の者に通告してから60日以内に聴聞会が完了していなければならない。各国陸連およびアンチ・ドーピング機関は、予定されている聴聞会の審問内容と日程が確定次第 AIU に十分な情報提供をする必要がある。WAとは異なり、AIUは全ての聴聞会にオブザーバーとして参加する権利をもつ。しかしながら、AIUの聴聞会参加や、別機関が関与したとしても、本規則第13条のもとで各国陸連およびアンチ・ドーピング機関の決定に対してCASに不服申し立てするWAの権利が損なわれることはない。
- 8.13.4 各国陸連が60日以内に聴聞会を終了しえなかった場合、または聴聞を終えても合理的な期間内に決定を下せなかった場合、AIUは当該事案について決定期限を設定することができる。いずれの場合においてもその期日が守られなかった時には、AIUはアンチ・ドーピング規則に則り、懲戒機関に案件を付託することができる。聴聞会は各国陸連の責任と費用負担で実施され、懲戒機関の決定に対しては本規則第13条に基づきCASへの不服申し立てを行うことができる。各国陸連が競技者に対して60日以内に聴聞会を開かないのであれば、本規則第16条に基づきさらなる制裁措置が科されることになる。
- 8.13.5 各国陸連はAIUに対して5就業日以内に裁定機関の決定内容を書面で通知しなければならない。(当該決定が世界選手権又はオリンピック競技大会における競技者その他の者の参加に影響を与える可能性がある場合には、AIUにより指示される、より短い期間内となることがある)。この通知は英語かフランス語で行われる。この決定は、(i)アンチ・ドーピング規則違反があるか否か、(ii)もし違反があればどのような制裁措置が科されるのかについて、関連する懲戒機関の所見を示し、理由を付して説明しなければならない。この決定には(もし適用されているのであれば)どうして最大限の制裁が科されないのかについても記載されている。AIUからの要求があれば各国陸連またはアンチ・ドーピング機関は15日以内に案件の全情報のコピーを提出する。
- 8.13.6 競技者または他の者は、本アンチ・ドーピング規則に違反したこと、および本規則第10条に定める措置を受け入れることを書面で認めることにより、聴聞会を放棄することができる。競技者または他の者が第10条の下で措置を受け入れ、聴聞会が開催されない場合、各国陸連は関連機関の決定による措置についての競技者または他の者の受諾を認め、当該決定がなされてから5就業日以内にAIUへ決定書の写しを送付しなければならない。本アンチ・ドーピング規則に基づき競技者が措置を受け入れた上で各国陸連またはアンチ・ドーピング機関が下した決定に対しては、本規則第13条に従い不服を申し立てることができる。

9. 個人成績の自動的失効
競技会（時）検査に関連してアンチ・ドーピング規則違反が発生した場合、当該大会において競技者が得た個人の成績は自動的に失効し、獲得したメダル、タイトル、賞、得点、賞金、参加謝礼金をすべて剥奪することを含む措置が講じられる。さらに、その他の大会における競技者が出した成績も本規則第 10 条 1（当該競技会）や本規則第 10 条 10（その後の競技会）に従い、失効となる可能性がある。
10. 個人に対する更なる制裁措置
- 10.1 競技会の開催中に、または競技会に関連したアンチ・ドーピング規則違反が発生した場合における個人成績の失効
- 10.1.1 本規則第 10 条 1.2 を例外として、競技会の開催中に、または競技会に関連してアンチ・ドーピング規則違反が発生した場合、該当する競技会において当該競技者が得た個人の成績はすべて失効し、競技者に対しては、獲得したタイトル、賞、メダル、得点、賞金、参加謝礼金をすべて剥奪することも含む措置が講じられるものとする。
- 10.1.2 競技者本人が、かかるアンチ・ドーピング規則違反に対して自分には過誤または過失がないことを立証し、AIU よりアンチ・ドーピング規則違反により影響されうる結果でないこととみなされれば、他の大会も含む当該競技者の個人成績は失効しない。
- 10.2 禁止物質および禁止方法の存在、使用もしくは使用の企て、または保有を理由とする資格停止処分
本規則第 2 条 1、本規則第 2 条 2 または本規則第 2 条 6 の違反による資格停止期間は、本規則第 10 条 5、第 10 条 6 または第 10 条 7 に基づく取消し、短縮または猶予の可能性を条件として、以下のとおりとする。
- 10.2.1 本規則第 10 条 2.4 を適用する場合を除いて、資格停止期間は、次に掲げる場合には 4 年間とする。
- 10.2.1.1 アンチ・ドーピング規則違反が特定物質または特定方法に関連しない場合。但し、競技者または他の者が、当該アンチ・ドーピング規則違反が意図的ではなかった旨を立証できた場合を除く。
- 10.2.1.2 アンチ・ドーピング規則違反が特定物質または特定方法に関連し、当該アンチ・ドーピング規則違反が意図的であった旨を AIU が立証できた場合。
- 10.2.2 本規則第 10 条 2.1 が適用されない場合には、（第 10 条 2.4. (a) を例外として）、資格停止期間は 2 年間とする。
- 10.2.3 意図的という用語は、本規則第 10 条 2 において用いられる場合には、自らの行為がアンチ・ドーピング規則違反を構成することを認識した上でその行為を行ったか、または、当該行為がアンチ・ドーピング規則違反を構成しもしくはアンチ・ド

ーピング規則違反の結果に至りうる重大なリスクがあることを認識しつつ、当該リスクを明白に無視した競技者または他の者を指すことを意味する。競技会（時）においてのみ禁止された物質についての違反が疑われる分析報告の結果としてのアンチ・ドーピング規則違反は、当該物質が特定物質である場合であって、競技者が、禁止物質が競技会外で使用された旨を立証できるときは、意図的ではないものと推定されるものとする。競技会（時）においてのみ禁止された物質による違反が疑われる分析報告の結果としてのアンチ・ドーピング規則違反は、当該物質が特定物質ではない場合であって、競技者が、禁止物質が競技力とは無関係に競技会外で使用された旨を立証できるときは、意図的であったと判断してはならない。

本規則第 10 条 2.3 は、本規則第 10 条 2 との関係のみにおいて適用される、「意図的」の特別な定義を規定している。本規則第 10 条 2 以外において、本規則で使用されている「意図的」という用語は、アンチ・ドーピング規則違反と認識しているかどうかにかかわらず、アンチ・ドーピング規則違反が主張される行為を競技者が意図的に行ったということを意味する。

10.2.4 本規則第 10 条 2 の他の規定にかかわらず、アンチ・ドーピング規則違反が濫用物質に関するものである場合。

(a) 競技者が、摂取、あるいは使用が競技会外で発生したものであること、および、競技力とは無関係であったことを立証することができた場合には、資格停止期間は 3 ヶ月間とする。競技者または他の者が、結果管理責任を負う AIU または他のアンチ・ドーピング機関が承認した濫用物質治療プログラムを十分に完了した場合には、資格停止期間は更に 1 ヶ月間に短縮される場合がある。本規則第 10 条 2.4. (a) で確定された資格停止期間は、本規則第 10 条 6 のいかなる規定によっても短縮されない。

治療プログラムが承認されたか否かおよび競技者または他の者がプログラムを十分に完了したか否かの判断は、AIU の単独の裁量により行われるものとする。本項は、AIU が、「偽物」の治療プログラムではない、適法かつ評判の良いプログラムを特定し、承認するために自己の判断を行う余地を付与することを意図している。適法な治療プログラムの特徴は広く多様で、時間の経過に従い変化する可能性がある。

(b) 摂取、使用または保有が競技会（時）に発生したものであり、かつ、競技者が、摂取、使用または保有が競技力とは無関係であったことを立証することができた場合には、当該摂取、使用または保有は本規則第 10 条 2.1 において意図的とは捉えられないものとし、また、本規則第 10 条 4 に基づき加重事情の存在を認定する

根拠とはならないものとする。

10.3 その他のアンチ・ドーピング規則違反に関する資格停止

本規則第 10 条 2 に定められた以外のアンチ・ドーピング規則違反に関する資格停止期間は、本規則第 10 条 6 または第 10 条 7 が適用される場合を除き、次のとおりとする。

10.3.1 本規則第 2 条 3 または本規則第 2 条 5 の違反の場合には、資格停止期間は 4 年間とする。但し、(i) 競技者が検体の採取に応じない場合に、アンチ・ドーピング規則違反が意図的に行われたものではない旨を立証できたときはこの限りではなく、資格停止期間は 2 年間とするものとし、(ii) 他のすべての事案において、競技者または他の者が、資格停止期間の短縮を正当化する例外的な状況を立証することができた場合には、資格停止期間は、競技者または他の者の過誤の程度により、2 年間から 4 年間の範囲内とし、(iii) 要保護者またはレクリエーション競技者に関する事案においては、資格停止期間は、要保護者またはレクリエーション競技者の過誤の程度により、最長で 2 年間、最短で資格停止期間を伴わない譴責の範囲内とする。

10.3.2 本規則第 2 条 4 の違反の場合には、資格停止期間は 2 年間とするものとする。但し、競技者の過誤の程度により最短 1 年間となるまで短縮することができる。本項における 2 年間から 1 年間までの間での資格停止期間の柔軟性は、直前の居場所情報変更パターンまたはその他の行為により、競技者が検査の対象となることを避けようとしていた旨の重大な疑義が生じる場合には当該競技者にはこれを適用しない。

10.3.3 本規則第 2 条 7 または第 2 条 8 の違反の場合には、資格停止期間は、違反の重大性の程度により、最短で 4 年間、最長で永久資格停止とするものとする。要保護者に関連する本規則第 2 条 7 または本規則第 2 条 8 の違反は、特に重大な違反であると考えられ、サポートスタッフによる違反が特定物質に関する違反以外のものであった場合には、当該サポートスタッフに対して永久資格停止が科されるものとする。さらに、本規則第 2 条 7 または本規則第 2 条 8 の重大な違反がスポーツに関連しない法令違反にも及ぶ場合には、権限のある行政機関、専門機関または司法機関に対して報告がなされるものとする。

ドーピングを行っている競技者に関与し、または、ドーピングの隠蔽に関与した者には、陽性検査結果が出た競技者本人よりも、厳しい制裁措置が適用されるべきである。スポーツ団体の権限は、一般に、認定、加盟その他の競技上の恩典に関する資格の停止に限定されていることから、サポートスタッフを権限のある機関に告発することは、ドーピングを抑止するための重要な措置である。

- 10.3.4 本規則第2条9の違反につき、科される資格停止期間は、違反の重大性の程度により、最短で2年、最長で永久資格停止とするものとする。
- 10.3.5 本規則第2条10の違反につき、資格停止期間は2年間とするものとする。但し、競技者または他の者の過誤の程度および当該事案のその他の事情により、最短1年間となるまで短縮することができる。
- 10.3.6 本規則第2条11の違反について、競技者または他の者の違反の重大性の程度により、資格停止期間は最短で2年、最長で永久資格停止とする。

本規則第2条5(不正干渉)および本規則第2条11(競技者または他の人が、当局への通報を阻止し、または当局への通報に対して報復する行為)の両方に違反すると判断される行為は、より厳しい制裁措置を有する違反に基づき制裁が科されるものとする。

10.4 資格停止期間を加重する可能性のある加重事情

AIUまたは他の訴追機関が、本規則第2条7(不正取引または不正取引の企て)、本規則第2条8(投与または投与の企て)、本規則第2条9(違反関与または違反関与の企て)または本規則第2条11(競技者または他の者が、当局への通報を阻止し、または当局への通報に対して報復する行為)に基づく違反以外のアンチ・ドーピング規則違反に関する個別の事案において、標準的な制裁措置よりも長い資格停止期間の賦課を正当化する加重事情が存在することを立証した場合には、その立証がない場合には適用されたであろう資格停止期間に、違反の重大性および加重事情の性質により、2年を上限とする追加の資格停止期間の分加重されるものとする。但し、競技者または他の者が、自分が故意に当該アンチ・ドーピング規則違反を行ったわけではないことを立証することができた場合には、この限りでない。

本規則第2条7、第2条8、第2条9または第2条11に基づく違反は、これらの違反に対する制裁措置が、加重すべき事情を考慮に入れることを許容した上で、既に永久資格停止を上限とする十分な裁量を有していることから、本規則第10条4の適用に含まれない。

10.5 過誤または過失がない場合における資格停止期間の取消し

個別事案において、競技者または他の者がアンチ・ドーピング規則違反の過誤または過失がないことを立証した場合には、その立証がなければ適用されたであろう資格停止期間は取り消されるものとする。

本項および本規則第10条6.2は、制裁措置の賦課に対してのみ適用され、アンチ・ドーピング規則違反が発生したか否かの決定には適用されない。また、例えば、十

分な注意を払ったにもかかわらず競技相手から妨害を受けた旨を競技者が証明できる場合等の例外的状況においてのみ適用される。逆に、過誤または過失がないことは、次の場合には適用されない。(a) ビタミンや栄養補助食品の誤った表記や汚染が原因となって検査結果が陽性になった場合（競技者は自らが摂取する物に関して責任を負う（本規則第2条1）とともに、サプリメントの汚染の可能性に関しては競技者に対して既に注意喚起がなされている。）。(b) 競技者本人に開示することなく競技者の主治医またはトレーナーが禁止物質を投与した場合（競技者は医療従事者の選定について責任を負うとともに、自らに対する禁止物質の投与が禁止されている旨を医療従事者に対して伝達しなければならない。）。(c) 競技者が懇意とする集団の中において、配偶者、コーチまたは他の者が競技者の飲食物に手を加えた場合（競技者は自らが摂取する物について責任を負うとともに、自己の飲食物への接触を許している人の行為についても責任を負う。）。但し、個々の事案の具体的な事実によっては、上記のような事案であっても、重大な過誤または過失がないこととして、本規則第10条6に基づき、制裁措置が短縮される可能性がある。

10.6 重大な過誤または過失がないことに基づく資格停止期間の短縮

10.6.1 本規則第2条1、第2条2または第2条6の違反に対する特定の状況における制裁措置の短縮

本規則第10条6.1に基づく短縮の一切は、相互に独立しており、重ねて適用されない。

(a) 特定物質または特定方法

アンチ・ドーピング規則違反が特定物質（濫用物質を除く。）または特定方法に関連する場合において、競技者または他の者が重大な過誤または過失がないことを立証できるときには、資格停止期間は、競技者または他の者の過誤の程度により、最短で資格停止期間を伴わない譴責とし、最長で2年間の資格停止期間とする。

(b) 汚染製品

競技者または他の者が重大な過誤または過失がないことを立証できる場合において、検出された禁止物質（濫用物質を除く）が汚染製品に由来したときには、資格停止期間は、競技者または他の者の過誤の程度により、最短で資格停止期間を伴わない譴責とし、最長で2年間の資格停止期間とするものとする。

本項の利益を受けるためには、競技者または他の者は、検出された禁止物質が汚染製品に由来することを立証するのみならず、重大な過誤または過失がないことも別途立証しなければならない。また、競技者は栄養補助食品を自己のリスクにおいて摂取することを告知されていることにも留意すべきである。重大な過誤または過失がないことに基づく制裁措置の短縮は、競技者が汚染製品を摂取する前に高度な注意を払った場合を除き、汚染製品の事案で適用されたことはほとんどない。

競技者が禁止物質の出所 (source) を立証することができるか否かを評価するのにあたり、例えば、当該競技者が当該汚染製品を実際に使用したことを立証するために、当該競技者がドーピング・コントロール・フォームにおいて後日汚染されていると判断された製品を申告していたかどうかは重要である。本条は、何らかの製造過程を経た製品以外にまで適用されるべきではない。違反が疑われる分析報告が、分別のある人がアンチ・ドーピング規則違反のリスクを予期しない状況である、水道水や池の水などの「非製品」の環境汚染の結果である場合は、本規則第 10 条 5 に基づき、過誤または過失は存在しないこととなる。

(c) 要保護者またはレクリエーション競技者

濫用物質に関連しないアンチ・ドーピング規則違反が要保護者またはレクリエーション競技者により行われた場合、要保護者またはレクリエーション競技者が重大な過誤または過失がないことを立証することができたときは、資格停止期間は、要保護者またはレクリエーション競技者の過誤の程度により、最短で資格停止期間を伴わない譴責とし、最長で 2 年間とする。

- 10.6.2 本規則第 10 条 6.1 の適用を超えた重大な過誤または過失がないことの適用
競技者または他の者が、本規則第 10 条 6.1 が適用されない個別の事案において、自らが重大な過誤または過失がないことを立証した場合には、立証がなかった場合に適用されたであろう資格停止期間が、本規則第 10 条 7 に該当した場合の更なる短縮または取消しに加え、競技者または他の者の過誤の程度により、短縮される場合がある。但し、かかる場合において、短縮された後の資格停止期間は、立証がなかった場合に適用されたであろう資格停止期間の 2 分の 1 を下回ってはならない。別段適用されたであろう資格停止期間が永久に亘る場合には、本条に基づく短縮された後の資格停止期間は 8 年を下回ってはならない。

本規則第 10 条 6.2 は、意図がアンチ・ドーピング規則違反の構成要件である条項（例えば、本規則第 2 条 5、第 2 条 7、第 2 条 8、第 2 条 9 または第 2 条 11）、意図が特定の制裁措置の構成要件である条項（例えば、本規則第 10 条 2.1）または競技者もしくは他の者の過誤の程度に基づき資格停止の範囲が定められている条項を除き、あらゆるアンチ・ドーピング規則違反にも適用される場合がある。

- 10.7 資格停止期間の取消し、短縮もしくは猶予または過誤以外を理由とするその他の措置

- 10.7.1 本規程の違反を発見または立証する際の実質的な支援

(a) 本規則第 13 条に基づく不服申立てに対する決定または不服申立期間の満了に

先立ち、AIU は競技者または他の者がアンチ・ドーピング機関、刑事司法機関または懲戒機関に対して、実質的な支援を提供し、その結果、(i)アンチ・ドーピング機関が第三者によるアンチ・ドーピング規則違反を発見しもしくは該当手続を提起し、(ii) 刑事司法機関もしくは懲戒機関が第三者により犯された刑事犯罪もしくは職務規程に対する違反を発見し、もしくは該当手続を提起するに至り、実質的な支援を提供した人により提供された情報が、結果管理責任を負う AIU または他のアンチ・ドーピング機関により利用可能となり、(iii)原規程、国際基準またはテクニカルドキュメントを遵守していないことに基づき、WADA が、署名当事者、WADA 認定分析機関または(「分析機関に関する国際基準」において定義される)アスリート・パスポート・マネジメント・ユニットに対して手続を提起し、または、(iv)刑事司法機関または懲戒機関がドーピング以外のスポーツのインテグリティの違反に起因する犯罪またはプロフェッショナルもしくはスポーツの規則の違反を問うに至った場合には、その事案において科される措置(失効および義務的な一般開示を除く。)の一部を猶予することができる。(ivを適用する場合 AIU は WADA の承認を必須とする。)本規則第 13 条(原文は 12 条だが実際は 13 条)による不服申立てに対する決定または不服申立ての期間満了の後においては、AIU は、WADA の承認を得た場合にのみ、実質的な支援およびそれに伴う結果がなければ適用されたであろう措置の一部を猶予することができる。

実質的な支援およびそれに伴う結果がなければ適用された資格停止期間が猶予される程度は、競技者または他の者により行われたアンチ・ドーピング規則違反の重大性および競技者または他の者により提供されたスポーツにおけるドーピング並びに原規程の不遵守および/またはスポーツのインテグリティの違反の根絶のための実質的な支援の重要性により定まるものとする。資格停止期間は、実質的な支援およびそれに伴う結果がなければ適用された資格停止期間の 4 分の 3 を超えては猶予されない。実質的な支援およびそれに伴う結果がなければ適用されたであろう資格停止期間が永久である場合には、本条に基づき猶予されない期間は 8 年間を下回らないものとする。本項において、実質的な支援およびそれに伴う結果がなければ適用された資格停止期間は、本規則第 10 条 9.3.(b)に基づき加算されることのできた資格停止期間を含まないものとする。

実質的な支援を提供しようとする競技者または他の者が要求した場合には、AIU は、競技者または他の者が、条件付合意(Without Prejudice Agreement)に従ってアンチ・ドーピング機関に情報を提供することを認めるものとする。

競技者または他の者が、協力を継続せず、措置の猶予の根拠となった完全かつ信頼性を有する実質的な支援を行わない場合には、AIU は、元の措置を復活させるものとする。AIU が猶予された措置を復活させ、または、猶予された措置を復活させない旨決定した場合には、本規則第 13 条に基づき不服申立てを行う権利を有するい

かなる人も、当該決定に対して不服申立てを提起することができる。

(b) WADA は、競技者または他の者がさらに実質的な支援を提供することを促すために、AIU の要請またはアンチ・ドーピング規則違反もしくは他の原規程違反を行った（または、行ったと主張される）競技者もしくは他の者の要請により、本規則第 13 条に基づく不服申立ての決定の後を含む、結果管理手続のいかなる段階においても、本来適用されたであろう資格停止期間その他の措置に関して適切な猶予となると判断する内容について、承認をすることができる。例外的な状況においては、実質的な支援があった場合、資格停止期間その他措置に関し、本条に定める期間・措置を上回ってこれを猶予することのみならず、さらには、資格停止期間を設けないこと、義務的な一般開示がないこと並びに/または賞金の返還若しくは罰金・費用の支払を命じないことについても、WADA は、承認することができる。WADA による承認は、本条で別途定めるとおり、措置の復活に服するものとする。本規則第 13 条にかかわらず、本規則第 10 条 7.1(b) の文脈における WADA の決定は、不服申立ての対象とはならないものとする。

(c) AIU が、実質的な支援を理由として、実質的な支援がなければ適用されたであろう制裁措置の一部を猶予した場合には、当該決定を根拠づける正当な理由を記載する通知を、本規則第 14 条の定めに従い、本規則第 13 条 2.3 に基づき不服申立てを行う権利を有する他のアンチ・ドーピング機関に対して提供するものとする。WADA は、アンチ・ドーピングの最善の利益に適合すると判断する特殊な状況においては、実質的な支援に関する合意または提供されている実質的な支援の性質についての開示を制限し、または、遅延させる適切な機密保持契約を締結する権限を AIU に付託することができる。

自己の過ちを認め、他のアンチ・ドーピング規則違反を明るみに出そうとする意思を有する競技者、サポートスタッフおよび他の者の協力は、クリーンなスポーツのために重要である。AIU が本規則第 10 条 7.1 の裁量権を行使しなかった場合は、本規則第 8 条に基づく聴聞パネルまたは不服申立てパネルは本規則第 10 条 7.1 の状況が整いパネルが適切と判断すれば、かかる裁量権を行使できる。あるいは本規則第 10 条 7.1 の裁量権を行使するにあたり、AIU が措置の大半を猶予すべきとする提案を、聴聞パネル／不服申立てパネルは考慮できる。

10.7.2 その他の証拠がない場合におけるアンチ・ドーピング規則違反の自認

アンチ・ドーピング規則違反を証明しうる検体の採取の通知を受け取る前に（または、本規則第 2 条 1 以外のアンチ・ドーピング規則違反事案において、本規則第 7 条に従って自認された違反に関する最初の通知を受け取る前に）、競技者または他

の者が自発的にアンチ・ドーピング規則違反を自認し、当該自認が、自認の時点で当該違反に関する唯一の信頼できる証拠である場合には、資格停止期間が短縮されることがある。但し、短縮された後の資格停止期間は、当該事情がなければ適用されたであろう資格停止期間の2分の1を下回ることはできない。

本項は、いずれのアンチ・ドーピング機関もアンチ・ドーピング規則違反の発生の可能性を認識していないという状況において、競技者または他の者が、アンチ・ドーピング規則に違反したことを名乗り出て、自認する場合に適用されることが意図されている。競技者または他の者が、自己の違反行為がまさに発覚するであろうとの認識を有した後に自認がなされたという場合に適用されることを意図してはいない。資格停止が短縮されるべき程度は、競技者または他の者が自発的に申し出なかったとしても発覚したであろう可能性の程度に基づいて決せられるべきである。

10.7.3 制裁措置の短縮に関する複数の根拠の適用

競技者または他の者が、本規則第10条6または第10条7における2つ以上の規定に基づき、制裁措置の短縮について権利を有することを証明した場合には、当該事情がなければ適用されたであろう資格停止期間は、本規則第10条7に基づく短縮または猶予の適用前に、本規則第10条2、第10条3、第10条5および第10条6に従って決定されるものとする。競技者または他の者が資格停止期間の短縮または猶予の権利を本規則第10条7に基づき証明した場合には、資格停止期間は、短縮または猶予されることがある。但し、短縮または猶予された後の資格停止期間は、当該事情がなければ適用されたであろう資格停止期間の4分の1を下回ることはできない。

10.8 結果管理に関する合意

10.8.1 早期の自認および制裁措置の受諾に基づく特定のアンチ・ドーピング規則違反に対する1年間の短縮

競技者または他の者が、AIUにより、4年以上の資格停止期間（本規則第10条4に基づき主張された資格停止期間を含む）の主張を伴う、アンチ・ドーピング規則違反の可能性について通知を受けた後20日以内に、違反を自認し、かつ、主張された資格停止期間を受け入れた場合には、競技者または他の者は、アンチ・ドーピング機関が主張する資格停止期間について、1年間の短縮を受ける場合がある。競技者または他の者が本規則第10条8.1に基づき主張された資格停止期間について1年間の短縮を受けた場合には、他の条項に基づき、当該主張された資格停止期間について更なる短縮を受けることは認められないものとする。

例えば、AIUが、競技者が蛋白同化ステロイド薬を使用して本規則第2条1に違反したと主張し、適用される資格停止期間が4年間であると主張した場合には、競技者は、本項で特定される期間内に、違反を自認し3年間の資格停止を受け入れることによって、一方的に資格停止期間を3年間に短縮することができ、その場合更なる短縮は認められない。これにより、聴聞会を開催する必要なく事案が解決する。

10.8.2 事案解決合意

競技者または他の者が、AIUによりアンチ・ドーピング規則違反について責任を問われてからアンチ・ドーピング規則違反を自認し、AIU および WADA がその裁量により受諾可能と判断する措置に合意した場合には、(a)競技者または他の者は、AIU および WADA による、主張されたアンチ・ドーピング規則違反に対する本規則第10条1から第10条7までの適用、違反の重大性、競技者または他の者の過誤の程度、および競技者または他の者が違反を自認した迅速さの評価に基づき、資格停止期間の短縮を受けることができ、(b)資格停止期間の開始日は、検体の採取の日または直近のその他のアンチ・ドーピング規則違反の発生日のいずれかまで遡及させることができる。但し、いずれの事案においても、本項が適用される場合には、競技者または他の者は、(i) 競技者または他の者が制裁措置の賦課を受け入れた日または(ii) 暫定的資格停止の賦課(競技者または他の者が後ほどこれを遵守したものを)を受け入れた日のいずれか早い方から起算して、少なくとも合意された資格停止期間の2分の1について、これに服するものとする。事案解決合意を締結するか否かのWADA および AIU の決定、並びに資格停止期間の短縮期間および開始日は、聴聞機関の判断または審査の対象ではなく、本規則第13条に基づく不服申立ての対象とはならない。

競技者または他の者が本項に基づき事案解決合意を締結することを要求した場合には、AIU は、競技者または他の者が、条件付合意に従ってAIU と当該アンチ・ドーピング規則違反の自認について協議することを認めるものとする。

本規則第10条に定める緩和要因または加重要因は、事案解決合意に定める措置にたどり着く上で考慮されるものとし、当該合意の条件を超えて適用されないものとする。

10.9 複数回の違反

10.9.1 2回目または3回目のアンチ・ドーピング規則違反

(a) 競技者または他の者による2回目のアンチ・ドーピング規則違反につき、資格停止期間は、以下に掲げる事項のうち、より長い期間とする。

(i) 6ヶ月の資格停止期間、または

(ii) 以下の範囲内の資格停止期間

(aa) 1 回目のアンチ・ドーピング規則違反につき科された資格停止期間と、当該 2 回目のアンチ・ドーピング規則違反を、1 回目の違反であるかのように取り扱った上で、それに適用されたであろう資格停止期間との合計、並びに

(bb) 2 回目のアンチ・ドーピング規則違反を、1 回目の違反であるかのように取り扱った上で、それに適用されたであろう資格停止期間の 2 倍。

この範囲内における資格停止期間は、全体の状況および 2 回目の違反に関する競技者または他の者の過誤の程度に基づき判断される。

(b) 3 回目のアンチ・ドーピング規則違反は常に永久の資格停止となる。但し、3 回目のアンチ・ドーピング規則違反が本規則第 10 条 6 の資格停止期間の取消しもしくは短縮の要件を満たす場合、または、本規則第 2 条 4 に対する違反に関するものである場合にはこの限りではない。これらの特別な場合には、資格停止期間は 8 年から永久資格停止までとする。

(c) 本規則第 10 条 9.1(a)および第 10 条 9.1(b)により確定された資格停止期間は、本規則第 10 条 7 の適用により、さらに短縮されることがある。

10.9.2 競技者または他の者が過誤または過失がないことを立証したアンチ・ドーピング規則違反は、第 10 条 9 において従前の違反とは判断されないものとする。さらに、第 10 条 2.4(a)に基づき制裁措置を科されたアンチ・ドーピング規則違反は、第 10 条 9 の目的において違反とは判断されないものとする。

10.9.3 潜在的な複数違反に関する追加的な規則

(a) 本規則第 10 条 9 に基づいて制裁措置を科すことにおいて、本規則第 10 条 9.3(b) および第 10 条 9.3(c) に定める場合を除き、競技者または他の者が第 7 条に基づくアンチ・ドーピング規則違反の通知を受けた後に、または、AIU が 1 回目のアンチ・ドーピング規則違反の通知をするために合理的な努力を行った後に、当該競技者または他の者が追加のアンチ・ドーピング規則違反を行ったことを AIU が証明できた場合にのみ、当該アンチ・ドーピング規則違反は 2 回目（あるいはもしあれば 3 回目）のアンチ・ドーピング規則違反であると判断される。AIU が当該事実を証明することができない場合には、当該 2 回の違反は、全体として一つの 1 回目の違反として扱われ、加重事情の適用を含めてより厳しい制裁措置が科される方の違反に基づき、制裁措置が科されるものとする。複数のアンチ・ドーピング規則違反のうちより早い方のアンチ・ドーピング規則違反まで遡ったすべての競技会における結果は、本規則第 10 条 10 に規定されているとおりに失効する。

制裁措置の賦課の後、AIUが1回目のアンチ・ドーピング規則違反に関する通知以前に発生したアンチ・ドーピング規則違反の事実を発見した場合には、同じ規則が適用される。すなわち、AIUは、加重事情の適用を含め、仮に2つの違反が同時に裁定されていたならば科されたであろう制裁措置に基づいて制裁措置を課すものとする。

(b)AIU が、競技者または他の者が通知前に追加のアンチ・ドーピング規則違反を行ったこと、および当該追加の違反が1回目に通知された違反の12ヶ月以上前または12ヶ月以上後に発生したものであることを立証した場合、当該追加の違反に関する資格停止期間は、当該追加の違反が単独の1回目の違反であるとして算定され、当該資格停止期間は、前に通知された違反について科された資格停止期間と（同時ではなく）連続的に服されるものとする。本規則第10条9.3(b)が適用される場合には、これらの併せて取り扱われた違反は、本規則第10条9.1における単一の違反を構成するものとする。

(c)AIU が、競技者または他の者が、主張されているアンチ・ドーピング規則違反についてのドーピング・コントロール手続に関連して本規則第2条5の違反を行ったことを立証した場合には、当該第2条5の違反は単独の1回目の違反として取り扱われ、当該違反に関する資格停止期間は、その基にあるアンチ・ドーピング規則違反について科された資格停止期間（もしあれば）と同時にではなく連続的に服されるものとする。本規則第10条9.3(c)が適用される場合には、これらの併せて取り扱われた違反は、本規則第10条9.1における単一の違反を構成するものとする。

(d)AIU が、競技者または他の者が資格停止期間中に2回目または3回目のアンチ・ドーピング規則違反を行ったことを立証した場合には、これら複数回の違反に関する資格停止期間は（同時にではなく）連続的に科されるものとする。

10.9.4 10年以内の複数回のアンチ・ドーピング規則違反

本規則第10条9の適用において、各アンチ・ドーピング規則違反を複数回の違反とみなすためには、当該各違反が10年以内に発生していなければならない。

10.10 検体の採取またはアンチ・ドーピング規則違反後の競技会における成績の失効

本規則第9条に基づき、検体が陽性となった競技会における成績が自動的に失効することに加えて、陽性検体が採取された日（競技会（時）であるか競技会外であるかは問わない）から、またはその他のアンチ・ドーピング規則違反の発生の日か

ら、暫定的資格停止または資格停止期間の開始日までに獲得された競技者のすべての競技成績は、公平性の観点から別途要請される場合を除き、失効するものとし、その結果として、メダル、タイトル、得点、賞金および褒賞の剥奪を含む措置が科される。

本規程は、アンチ・ドーピング規則に違反した人の行為により損害を受けたクリーンな競技者または他の者が、当該人に対して損害賠償を請求する権利の行使を妨げるものではない。

10.11 賞金の剥奪

10.11.1 競技者の結果が無効となった場合、競技者はかかる結果に基づく競技会に関する賞金を剥奪される。更に、かかる結果がそのシーズン末のランキングに関わる場合、そして競技者がそのランキングをもとに賞金を手にする場合、その競技者は受け取った賞金のうち無効となった結果にあたる部分を剥奪される。

10.11.2 WA がアンチ・ドーピング規則違反の結果剥奪された賞金を回収する場合、剥奪された競技者が競技しなかったならば当該賞金の権利を有していたであろう競技者に当該賞金を割り当て、分配するための合理的な手段を講じるものとする。

10.11.3 疑義を避けるために付言すると、賞金が剥奪された競技者から回収されなかった場合、他の競技者への賞金の再配分はない。

本項は、WA に剥奪された賞金を回収する行動をとる積極的な義務を負わせることを意図しているわけではない。WA が剥奪された賞金を回収する行動をとらないことを選択した場合には、WA は、剥奪された競技者（達）が競技しなかったならば当該賞金を受け取っていたであろう競技者に対し、当該賞金を回収する自己の権利を譲渡する場合がある。「賞金を割り当て、分配するための合理的な手段」とは、回収された剥奪された賞金を、WA およびその競技者達が合意したとおりに使用することを含む場合もある。

10.12 金銭的措置

10.12.1 競技者または他の者がアンチ・ドーピング規則に違反していると判明した場合、懲戒機関または CAS（または本規則第 8 条 5.6 にあたる場合は AIU）は、比例の原則に基づき、科される可能性のあった、またはなかった他の措置に関係なく、事案解決の経費を WA に返金するよう競技者または他の者に求めることができる。

10.12.2 費用の回復または金銭的制裁措置は、本アンチ・ドーピング規則に基づき適用され

る資格停止その他制裁措置を短縮する根拠とは判断されない。

10.12.3 公平性の観点から、本規則第9条または10条により没収された賞金の返済に関して、更に/または本規則第10条12.1による賞金の支払いに関して、WAは分割払い方式を制定することができる。支払い計画は競技者または他の者に科された資格停止の期間を超えてもよい。

10.13 資格停止期間の開始

競技者がアンチ・ドーピング規則違反に関する資格停止期間に既に服している場合には、新規の資格停止期間は、進行中の資格停止期間が終了した後の1日目に開始するものとする。その他の場合には、以下に定める場合を除き、資格停止期間は、資格停止を定める聴聞パネルの最終的な決定の日、または、聴聞パネルに参加する権利が放棄されもしくは聴聞パネルが行われない場合には、資格停止を受け入れた日もしくは別途資格停止措置が科された日を起算日として開始するものとする。

10.13.1 競技者または他の者の責に帰すべきではない遅延

聴聞手続またはドーピング・コントロールの各局面において大幅な遅延が発生した場合であって、当該遅延が当該競技者または他の者の責に帰すべきものではないことを競技者または他の者が立証することができたときは、制裁措置を科す期間は、最大で、検体の採取の日または直近のその他のアンチ・ドーピング規則違反の発生日のいずれかまで、資格停止期間の開始日を遡及させることができる。資格停止期間（遡及的資格停止を含む）の間に獲得された一切の競技成績は、失効するものとする。

第2条1に基づく場合以外のアンチ・ドーピング規則違反の事案につき、アンチ・ドーピング機関が、アンチ・ドーピング規則違反を立証するのに十分な事実を積み上げ、立証する上で、長時間を要する可能性がある。特に、競技者または他の者が発覚を回避するために自ら行動を起こした場合にはより早くから制裁措置の賦課を開始するという、本項の認める柔軟性は、適用されるべきではない。

10.13.2 服した暫定的資格停止または資格停止期間の控除

(a) 競技者または他の者が暫定的資格停止を遵守した場合、当該競技者または他の者は、最終的に科されうる資格停止期間から、当該暫定的資格停止期間の控除を受けるものとする。競技者または他の者が暫定的資格停止を遵守しなかった場合には、当該競技者または他の者は、服した暫定的資格停止期間について何ら控除を受けないものとする。決定に従い資格停止期間に服した場合で、当該決定に対し後日不服申立てが提起されたときには、当該競技者または他の者は、不服申立て後に最

最終的に科される資格停止期間から、服した資格停止期間の控除を受けるものとする。

(b) 競技者または他の者が、書面により、AIU からの暫定的資格停止を自発的に受け入れ、その後暫定的資格停止を遵守した場合には、当該競技者または他の者は、最終的に科される資格停止期間から、自発的な暫定的資格停止期間の控除を受けるものとする。競技者または他の者の自発的な暫定的資格停止の受け入れを証する書面の写しは、第 14 条 1 に基づき速やかに、主張されたアンチ・ドーピング規則違反の通知を受ける資格を有する各当事者に対して提出されるものとする。

競技者の自発的な暫定的資格停止の受け入れは、競技者による自認ではなく、いかなる形でも競技者に不利な推定を導くために使われてはならない。

(c) 資格停止期間に対する控除は、競技者が競技に参加せず、または、チームから参加を停止させられていたか否かにかかわらず、暫定的資格停止または自発的な暫定的資格停止の発効日以前の期間に対しては与えられないものとする。

10.14 資格停止または暫定的資格停止中の地位

10.14.1 資格停止または暫定的資格停止中の参加の禁止

10.14.1.1 資格停止を宣言され、または暫定的資格停止の対象である競技者または他の者は、当該資格停止または暫定的資格停止期間中、署名当事者、署名当事者の加盟機関または署名当事者の加盟機関のクラブもしくは他の加盟機関が認定し、若しくは主催する競技会若しくは活動（但し、認定されたアンチ・ドーピング関連の教育プログラムもしくはリハビリテーション・プログラムは除く）または、プロフェッショナルリーグ、国際レベルもしくは国内レベルの競技大会機関が認定し、もしくは主催する競技会、または、政府機関から資金拠出を受けるエリートもしくは国内レベルのスポーツ活動には、いかなる立場においても参加できない。

例えば、下記本規則第 10 条 14.2 を条件として、資格停止中の競技者は、自己の所属する各国陸連が主催するトレーニングキャンプ、エキシビションもしくは練習、または、自身の各国陸連の加盟クラブもしくは政府機関から資金拠出を受けるクラブが主催するトレーニングキャンプ、エキシビションもしくは練習に参加することができない。さらに、資格停止中の競技者は、本規則第 10 条 14.3 に定められた措置を招来することなくして、非署名当事者のプロフェッショナルリーグまたは非署名当事者である国際競技大会機関若しくは国内レベルの競技大会機関が主催する競技会に参加することもできない。また「活動」という用語は、例えば本項に記載する機関の役員、理事、係員、職員またはボランティアとしての役務提供な

どの事務活動も含む。ある競技種目に科される資格停止は、他の競技種目においても承認されるものとする（本規則第 17 条 1、決定の自動的な拘束力ある効果を参照すること）。資格停止期間に服している競技者または他の者は、資格停止期間中のいかなる時もコーチをしたり他の資格においてサポートスタッフとして行動したりすることを禁止されており、そのようなことを行った場合には、他の競技者による本規則第 2 条 10 の違反につながる可能性がある。資格停止期間中に達成された記録は、いかなる場合においても WA または当該陸連により承認されることはない。

(b)科された資格停止期間が 4 年間より長い競技者または他の者は、4 年間の資格停止期間経過後、原規程署名当事者もしくは原規程署名当事者の一員から公認されておらず、または、その他これらの権限の下にない国内スポーツ行事に、競技者として参加することができる。但し、当該国内スポーツ行事は、資格停止期間でなければ当該競技者または他の者が、国内選手権大会または国際競技大会への出場資格を直接的または間接的に取得できる（または、国内選手権大会もしくは国際競技大会に向けて得点を累積できる）水準の大会であってはならず、また、いかなる立場においても、要保護者と共に活動する競技者または他の者に関連する大会であってはならない。

(c)資格停止または暫定的資格停止中の競技者または他の者は、引き続き検査および居場所情報の提供に係る AIU の要請の対象となるものとする。

10.14.2 トレーニングへの復帰

本規則第 10 条 14.1 の例外として、競技者は (i) 当該競技者の資格停止期間の最後の 2 ヶ月間または (ii)科された資格停止期間の最後の 4 分の 1 の期間のうち、いずれか短い方の間に、チームとトレーニングするために、または、署名当事者の加盟機関の加盟クラブもしくは他の加盟機関の施設を利用するために、復帰することができる。

本項で記載されたトレーニング期間中、資格停止の対象となっている競技者は、トレーニング以外に、本規則第 10 条 14.1 に記載されたいかなる競技や活動にも従事してはならない。

10.14.3 資格停止または暫定的資格停止中の参加の禁止の違反

資格停止の宣告を受けた競技者または他の者が、資格停止期間中に本規則第 10 条 14.1 の参加の禁止に違反した場合には、当該参加に伴う結果は失効し、元の資格停止期間と同じ長さの新たな資格停止期間が元の資格停止期間の終わりに追加さ

れるものとする。新たな資格停止期間（資格停止期間を伴わない譴責を含む）は競技者または他の者の過誤の程度および当該事案のその他の状況に基づき調整される場合がある。競技者または他の者が参加の禁止に違反したか否か、および、調整が妥当であるか否かは、AIUまたは聴聞委員（またはAIUでなければ当初の資格停止期間の賦課に至った結果管理を行ったアンチ・ドーピング機関）により決定されなければならない。当該決定に対しては、本規則第13条に基づき不服申立てを提起することができる。

本規則第10条14.1に記載する暫定的資格停止中に参加の禁止に違反した競技者または他の者は、服した暫定的資格停止期間について控除を受けないものとし、全てのメダル、タイトル、ポイント、賞金、副賞の没収を含むすべての措置とともに、当該参加の成績は失効するものとする。

サポートスタッフまたは他の者が、資格停止または暫定的資格停止中の参加禁止に違反した人を支援した場合には、AIUは本規則第2条9違反の可能性を追求する。

10.14.4 資格停止中の補助金の停止

加えて、本規則第10条5または第10条6のとおり制裁措置が短縮される場合を除き、アンチ・ドーピング規則違反については、当該人が受けていたスポーツ関係の補助金またはその他のスポーツ関係の便益の全部または一部は、WAおよび当該陸連により停止される。

10.15 制裁措置の自動開示

各制裁措置のうちの義務的事項として、本規則第14条3に定めるとおり、自動開示が含まれるものとする。

11. チームに対する措置

- 11.1 アンチ・ドーピング規則違反を犯した競技者がリレーチームの一員として競技に参加した場合は、当該リレーチームに対し、かかる競技において自動的に失効の措置が取られ、獲得したタイトル、賞、メダル、点数、出場料をすべて没収することも含め、相応の措置が講じられる。アンチ・ドーピング規則違反を行った競技者が、競技会におけるそれ以降の種目に、リレーチームの一員として参加する場合は、当該リレーチームに対し、かかる種目において自動的に失効の措置がとられ、獲得したタイトル、賞、メダル、得点、賞金をすべて剥奪することも含め、上記と同様の措置が講じられるが、競技者が、かかる違反に対して自分には過誤または過失がないこと、および自分がリレーに参加することに、アンチ・ドーピング規則違反の影響が及んでいないことを証明した場合はこの限りではない。

- 11.2 アンチ・ドーピング規則違反を犯した競技者が、リレーチーム以外のチームの一員として、個人の競技結果の累計によってチーム順位が決まる競技に参加した場合、かかる競技において当該チームに対し、自動的に失効の措置が適用されることはない。この場合は、違反を犯した競技者の競技結果をチーム成績から除外し、代わりに、次点の成績を上げたチームメンバーの競技結果を加算するものとする。当該競技者の競技結果をチーム成績から除外したことにより、かかるチームの競技者数が定められた人数を満たさなくなった場合は、かかるチームに対して失格の措置が取られる。アンチ・ドーピング規則違反を犯した競技者が、競技会におけるそれ以降の競技にチームの一員として参加する場合は、同様の原則を適用してチームの競技結果を計算するものとするが、競技者が、かかる違反に対して自分には過誤または過失がないこと、および自分がチームに参加することに、アンチ・ドーピング規則違反の影響が及んでいないことを立証した場合はこの限りではない。
- 11.3 本規則第 10 条 10 で決定された競技者の個人の成績の失効に加えて、以下の措置を講じる。
- 11.3.1 競技者がリレーチームの一員として競技した場合、リレーチームの成績についても失効の措置が適用され、獲得したタイトル、賞、メダル、得点、賞金をすべて剥奪することも含めた、相応の措置が講じられる。かつ、
- 11.3.2 競技者がリレーチーム以外の他のチームの一員として競技した場合は、チームの競技結果に対して自動的に失効の措置が取られることはないが、違反を犯した競技者の競技結果をチーム成績から除外し、代わりに、次点の成績を上げたチームメンバーの競技結果を加算するものとする。競技者の競技結果をチーム成績から除外したために、かかるチームの競技者数が定められた人数を満たさなくなった場合は、かかるチームに対して失格の措置が講じられる。
- 11.4 リレーチームまたはその他のチームの構成員の 2 名以上が、同一の競技会で本規則第 2 条のアンチ・ドーピング規則違反の通知を受けた場合は、競技会の所轄組織は、競技会の期間中に、チームに対し適切な特定対象検査を実施するものとする。
12. 非遵守や攻撃的行為に対する懲戒手順
- 12.1 競技者や他の者が(i)アンチ・ドーピング規則に定められた条項を遵守することを、やむを得ない正当な事由なくして拒否したり、または履行しなかったが、本規則第 2 条に定めるアンチ・ドーピング規則違反までには至らない場合、また(ii)本規則第 2 条 5 のようにドーピング・コントロール係員またはドーピング・コントロールに関与している他の者に対する別途不正干渉を構成しない攻撃的な行為に携わった

場合、その競技者または他の者はアンチ・ドーピング規則違反を犯したとはみなされず、本規則第9条および第10条に示された措置は受けない。しかし、懲戒機関による懲戒手続きが競技者または他の者に対して行われ、その結果が出るまでの間、暫定的資格停止（または自主的資格停止）とされることがある。競技者又はその他の者が、違反に該当する可能性のある本ドーピング防止規則上の行為（例えば、規則5.7.3を参照）を正当化又は違反を回避するために「やむを得ない正当化」の立証に依拠しようとする場合、当該競技者又はその他の者は、蓋然性のバランスにおいて関連する全ての状況を考慮した上で、自らの行為を客観的に正当化する真正かつ強力な理由が存在する（又は過去に存在した）ことを証明するために、十分な信用できる証拠を提出する責任を負うものとする。正当な理由なく本アンチ・ドーピング規則を拒否または履行しない、または競技者または他の者がドーピング・コントロール係員またはドーピング・コントロールに関与する他の者に対する攻撃的な行為に携わったことが懲戒機関で熟慮の未判明した場合、かかる状況に対し適切な（競技者またはその他の者が陸上競技会に無制限の参加停止や、タイトル、賞、メダル、ポイント、または賞金といったものを全て剥奪することを含めた）制裁を科す。競技者または他の者は相応の期間の暫定的資格停止を受けることとなる。

- 12.2 懲戒機関は、係争中の競技者または他の者が合理的な時期に公正かつ公平で運営上の独立性を有する聴聞パネルによる聴聞を保証する。
- 12.3 懲戒機関、ないし懲戒機関の審査会パネルは本規則12条で規定される手順において、当事者への措置もしくは自身の行動についての（制限がない）権限を含めて、その責任を履行することに対して必要および、それに付随する全ての権限をもつ。
 - 12.3.1 自身の裁定権を規定する。
 - 12.3.2 聴聞を口頭で行うか、または書面で行うか決定する。
 - 12.3.3 特定の事項について助力や助言を得るために独立した専門家を任命する。この費用は指示した懲戒機関より直接支払われる。
 - 12.3.4 手続きを早める、中止する、延期する、または保留することを決定する。
 - 12.3.5 本規則に規定された、または懲戒機関自身で取り決めた時間的な制約を延期、短縮する。ただし制限期間や不服申立て期限は別である。
 - 12.3.6 当事者に対してその所有物や文書、その他関連するものを懲戒機関のものとする、もしくは管轄下に置き、懲戒機関および／もしくは他の当事者が監査することを可能にする。
 - 12.3.7 当該案件における他の問題についてあらかじめ聴取あるいは決定できるよう裁定や前例に関わる事項について予備的な、かつ/または解決の手がかりをもたらす質問を行う。
 - 12.3.8 最終決定次第ではあるが、暫定的救済または保全措置を与える。

- 12.3.9 当該手続きにおける、あるいはそれに関連するあらゆる決定を下すために考慮すべき方法を決定する。
- 12.3.10 懲戒機関が、手続きやその前に懸案となっている事項において効率的で相応の管理を行うために妥当と考えられる手続き上の方向性を示す、もしくはその手順を踏み、さらに
- 12.3.11 経費負担を決定する。
懲戒機関が上記の決定および命令を下す際は、公正の概念に基づくものとする。
- 12.4 懲戒機関が本規則第 12 条の違反であると決定した場合、特別な場合を除き（例えば競技者または他の者が 18 歳未満であった場合）AIU は 10 日以内にその決定を一般に公開できる。懲戒機関が本規則第 12 条の違反でないと決定した場合、AIU は決定に関係する競技者または他の者の同意を得た時にのみその決定を一般公開できる。AIU は控訴が棄却された事実を一般に公開できる。
- 12.5 本規則第 12 条によって懲戒機関が下した決定は、懲戒機関の手続きに関与した当事者の何れかによって CAS 上訴担当部門にのみ不服申立てをすることができる。CAS への不服申立ては、不服申立てをする当事者が理由を付した決定を最初に受け取った日から 30 日以内とする。不服申立て人が WA 以外の団体であった場合は、本規則第 12 条 5 に従い提出を有効にするためには、不服申立て書のコピーを WA に同日に提出しなければならない。CAS が別の命令を出さない限り、被不服申立ての決定は不服申立ての決定を待って効力を持つ。不服申立ての手順はスポーツ関連の仲裁の CAS 規定により進められ、その適用規則は本アンチ・ドーピング規則とし、当事者が同意した場合以外は英語で行われる。スイス連邦最高裁判所以外に CAS の最終決定に対し不服申立てを行うことはできず、その場合全ての関係者はかかる決定に関するあらゆる再調査や他の異議を持つあらゆる権利を放棄する。
- 12.6 CAS の決定が本規則第 12 条の違反を認めた場合、（例えば競技者または他の者が保護されるべき人物であるという）特別な場合を除きその案件は AIU によって 10 日以内に一般に公開される。CAS の決定が、競技者または他の者は本規則第 12 条に違反していないということであれば、決定内容は競技者または他の者の同意を得た場合にのみ AIU によって一般に公開される。AIU は控訴が棄却された事実を一般公開できる。
- 13 結果管理：不服申立て
- 13.1 不服申立ての対象となる決定

（本規則第 12 条を除いて）本規則に基づいて下された決定については、以下の本規則第 13 条 2 から第 13 条 7 までの規定または原規程、そして国際基準に従い不服申立てを行うことができる。当該決定は、不服申立て審査機関が別の命令を下さない限り、不服申立て期間中においても引き続き効力を有するものとする。

13.1.1 審査範囲の非限定

不服申立ての審査範囲は、当該案件に関連するすべての論点を含み、当初の決定者が審査した論点または審査範囲に限定されない。不服申立ての当事者は、第一審の聴聞会で提起されまたは取り扱われたのと同じ請求原因または同じ一般的な事実もしくは状況に起因する限りにおいて、第一審の聴聞会で提起されなかった証拠、法的議論および主張を提出することができる。

改定された文言は、前版のアンチ・ドーピング規則を実質的に変更するものではなく、むしろ明確化することを意図している。例えば、競技者が第一審の聴聞会で不正干渉のみについて責任を問われたが、同じ行為が違反関与にも該当しうるときには、不服申立てを行う当事者は、当該不服申立てにおいて、競技者に対して不正干渉と違反関与の両方の責任を追及することができる。

13.1.2 CAS は不服申立てのなされた判断に拘束されない

CAS はその決定を下すにあたり、その決定に対し不服申立てが提起されている組織により行使された決定権に服さない。

CAS の手続は新規 (de novo) である。CAS における聴聞会において、従前の手続により証拠が制限されることはなく、また、従前の手続は重要性を有さない。

13.1.3 WADA は内部的救済を尽くすことを義務づけられない

本規則第 13 条に基づき WADA が不服申立てを行う権利を有し、かつ、WA/AIU または他のアンチ・ドーピング機関内の手続において、その他の当事者が最終的な決定に対し不服申立てをしない場合には、WADA は当該決定に対し、WA/AIU または他のアンチ・ドーピング機関内の手続における他の救済措置を尽くすことなく、CAS に対し直接不服申立てを行うことができる。

WA/AIU または他のアンチ・ドーピング機関における手続の最終段階の前 (例、第 1 回目の聴聞会) に決定が下され、当該決定に対し当事者の誰もが上級の機関の手続に対する不服申立てを行わなかった場合には、WA/AIU または他のアンチ・ドーピング機関の内部手続における残存手続を経ることなく、CAS に対して直接不服申立てを行うことができる。

13.2 アンチ・ドーピング規則違反、措置、暫定的資格停止、決定の実施、および権限に関する決定に対する不服申立て

下記の決定は本規則第 13 条 2 から第 13 条 7 までの場合にのみ不服申立てができる。アンチ・ドーピング規則に違反した旨の決定、アンチ・ドーピング規則違反の措置を科す、または、科さない旨の決定、アンチ・ドーピング規則違反がなかった旨の決定、アンチ・ドーピング規則違反に関する手続が手続上の理由（例えば、時効を含む）により進めることができないという決定、引退した競技者が競技に復帰する際の本規則第 5 条 6.1 に基づく 6 ヶ月前の通知要件に対し例外を付与しない旨の WADA による決定、本規則第 7 条 1 に基づき結果管理を課す WADA による決定、違反が疑われる分析報告または非定型報告をアンチ・ドーピング規則違反として主張しないこととするアンチ・ドーピング機関による決定、もしくは結果管理に関する国際基準に従いドーピング調査の後にアンチ・ドーピング規則違反に関する手続を進めないこととするアンチ・ドーピング機関による決定、暫定聴聞会の結果として暫定的資格停止を科し、または取り消す決定、アンチ・ドーピング機関による本規則第 7 条 4 の不遵守、アンチ・ドーピング機関が、主張されたアンチ・ドーピング規則違反もしくはその措置につき判断する権限を有さない旨の決定、措置を猶予若しくは猶予しない旨、もしくは本規則第 10 条 7.1 に基づき猶予された措置を復活若しくは復活しない旨の決定、本規則第 7 条 1 の不遵守、本規則第 10 条 8.1 の不遵守、本規則第 10 条 14.3 の決定、本規則第 17 条に基づく別のアンチ・ドーピング機関の決定を実施しない旨のアンチ・ドーピング機関の決定並びに原規程第 27 条 3 に基づく決定。

13.2.1 国際レベル競技者または国際競技会に関連する不服申立て

国際競技会への参加により発生した事案または国際レベルの競技者が関係した事案の場合には、当該決定は、CAS にのみ不服申立てを行うことができる。

13.2.2 その他の競技者または他の者が関係する不服申立て

本規則第 13 条 2.1 が適用されない場合、当該決定は、競技者または他の者に権限を有する国内アンチ・ドーピング機関が定めた規則に従って不服申立審査機関に不服申立てを行うことができる。不服申立ての規則は下記の原則に従うものとする。適時の聴聞、公正かつ公平で、運営上の独立性および組織的な独立性を有する聴聞パネル、自費で代理人を立てる権利、適切な時期における、そして書面による、理由付きの決定。

上記のような機関が不服申立ての時点において存在しておらず利用可能でない場合には、CAS Anti-Doping Division（アンチ・ドーピング部門）に不服申立てを行うことができる。そこで原規程を適用した国内アンチ・ドーピング機関のアンチ・ドーピング規則、スポーツ関連した仲裁の CAS 規定、そして CAS Anti-Doping Division（アンチ・ドーピング部門）の仲裁規則に基づき、案件を聴聞し裁定を下す 1 名または複数の委員としての裁定人を指名する。

13.2.3 不服申立てを行う権利を有する人

(a)本規則第13条2.1に定められている事案の場合、CASに不服申立てを行う権利を有する当事者は次のとおりとする。

(i)不服申立てを行う決定の対象となった、競技者または他の者

(ii)当該決定が下された事案の他の当事者

(iii)WA代理のAIU

(iv)当該人の居住地国または当該人が国民である、もしくはライセンス保持者である国の国内アンチ・ドーピング機関

(v)国際オリンピック委員会または国際パラリンピック委員会（オリンピック大会またはパラリンピック大会の参加資格に影響を及ぼす決定を含む、オリンピック大会またはパラリンピック大会に関して効力を有する決定の場合）、さらに

(vi) WADA

(b)本規則第13条2.2に定められている事案の場合、不服申立機関に不服申立てを行う権利を有する当事者は、国内アンチ・ドーピング機関の定めのとおりとするものとするが、最低限、次の者を含むものとする。

(i)不服申立てを行う決定の対象となった、競技者または他の者

(ii)当該決定が下された事案の他の当事者

(iii)WA代理のAIU

(iv)当該人の居住地国または当該人が国民である、もしくはライセンス保持者である国の国内アンチ・ドーピング機関

(v)国際オリンピック委員会または国際パラリンピック委員会（オリンピック大会またはパラリンピック大会の参加資格に影響を及ぼす決定を含む、オリンピック大会またはパラリンピック大会に関して効力を有する決定の場合）、さらに

(vi)WADA

さらに、本規則13条2.2に定められている事案の場合、WADA、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会およびWA代理のAIUは、国内の不服申立て機関（または該当する場合はCAS Anti-Doping Division（アンチ・ドーピング部門））の決定に関して、CASにも不服申立てを行う権利を有するものとする。不服申立てを行う当事者は、不服申立ての対象となる決定を下したアンチ・ドーピング機関からすべての関係情報を取得するためにCASからの支援を受けることができるものとし、また、CASが命じた場合には当該情報は提供されるものとする。

(c)通知義務

CASの不服申立ての全当事者は、WADAおよび不服申立てを行う権利を有するす

すべての当事者が、不服申立てについて適時に通知を受けることを保証しなければならない。

(d) 暫定的資格停止の賦課に関する不服申立て

本規程の他の規定にかかわらず、暫定的資格停止の賦課について不服申立てを行うことができる人は、当該暫定的資格停止が科された競技者または他の者に限られる。

13.2.4 交差不服申立ておよびその他認められる後続の不服申立て

本規程に基づき CAS に提起された事案における被不服申立て人による交差不服申立てその他後続の不服申立ては、明示的に認められる。本規則第 13 条に基づき不服申立てを提起する権利を有する当事者は、遅くとも当該当事者の不服申立ての答弁時までに、交差不服申立てまたは後続の不服申立てを提起しなければならない。

この規定が必要な理由は、2011 年より CAS は、アンチ・ドーピング機関が競技者の不服申立ての期間を過ぎたあとに申立てを行なった場合に、競技者が交差不服申立てを実施することを認めなくなったからである。この規定では全ての機関の聴聞を認める。

13.3 時機に後れた決定

WADA が定めた合理的な期間内に、アンチ・ドーピング機関が個々の事案におけるアンチ・ドーピング規則違反の有無に関し、決定を下さなかった場合には、WADA は、当該アンチ・ドーピング機関がアンチ・ドーピング規則違反はないと判断する決定を下したものとして、CAS Appeals Division (上訴部門) に対して直接に不服申立てを行うことを選択できる。CAS の聴聞パネルが、アンチ・ドーピング規則違反があり、かつ、WADA の CAS Appeals Divisio (上訴部門) に対する直接の不服申立ての選択が合理的なものであると判断した場合には、不服申立ての手續遂行に関する WADA の費用および弁護士報酬は、WA から WADA に対して償還されるものとする。

個々のアンチ・ドーピング規則違反のドーピング調査および結果管理手續における様々な事情に鑑みると、WADA が CAS に対して直接に不服申立てを行うに先立ちアンチ・ドーピング機関が決定を下すための期限を、確定的に定めることは現実的ではない。但し、当該行動が取られる前に、WADA は AIU と協議し、かつ、AIU に対し決定が未だ下されていない理由について説明する機会を与えるものとする。

13.4 TUE に関連する不服申立て

TUE 決定に対しては、本規則第 4 条 4 に定められているとおりにのみ、不服申立てを提起することができる。

13.5 不服申立決定の通知

不服申立ての当事者であるアンチ・ドーピング機関は、本規則第 14 条に定めるとおり、競技者または他の者並びに本規則第 13 条 2.3 に基づき不服申立てを提起する権利を有する他のアンチ・ドーピング機関に対して、不服申立てを行うとした決定を速やかに提供するものとする。

13.6 不服申立ての期日

13.6.1 CAS への不服申立て

(a)CAS へ不服申立てを提起する期限は、不服申立てを行う当事者が理由付きの決定を受領してから 30 日とする。不服申立て人が WA 以外の団体、もしくは WADA であった場合は本規則第 13 条 6.1 に従い、不服申立て書のコピーを WA へ同日に提出しなければならない。

(b)上記にかかわらず、以下は不服申立ての権利を有する当事者ではあるが、不服申立てを行う決定に至った当該手続の当事者ではない者によって提起された不服申立てに関して適用する。

(i)当事者は、決定の通知を受けとってから 15 日以内に、結果管理責任を持つアンチ・ドーピング機関へ全ての資料の写しを要求できる。

(ii)15 日以内にかかる要求がなされた場合、要求した当事者は書類の受領から 30 日以内に CAS に不服申し立てをすることができる。

競技者または他の者もしくは WA が懲戒機関の決定に対して不服申立てを行う場合、本規則第 13 条 6.1 の 30 日の期限は (改訂を求める当事者による要求の最終決定の送付日とは対照的に) 懲戒機関の事務局員による当事者への決定の最初の通知の日から始まる。

13.6.2 本規則第 13 条 2.2 に基づく不服申立て

国内アンチ・ドーピング機関の定める規則に従って、独立かつ公平な上訴組織へ提起する期限は、国内アンチ・ドーピング機関の同規則に規定される。

上記にかかわらず、WA 代理の AIU による不服申立てまたは調査の提起締め切りは次の各時期のうちいずれか遅い時期までとする。

(a) (WADA 以外の) 当該事案における他の当事者が不服申立てを行うことができる権利を有している最終の日から 21 日後、または

(b)決定に関する英語またはフランス語による完全な書類を AIU が受領した 21 日

後

13.6.3 WADAによる不服申立て

上記にかかわらず、WADAによる不服申立ての期限は、遅くとも、次の各時期のうちいずれか遅い時期までとする。

(a)当該事案における他の当事者が不服申立てを行うことができる権利を有している最終の日から 21 日後、または

(b)WADA が決定に関する完全な書類を受け取ってから 21 日後

13.6.4 不服申立てに関する WA の決定

以下に関する決定は

(a)WA が CAS に不服申し立てすべきか

(b)WA は当事者とならずに、CAS または他の懲戒機関の不服申し立てに参加すべきか

(c)国内レベルにおいて不服申し立ての権利を有する他の当事者が不服申し立てをしない状況で WA が審問機関へ不服申し立てをすべきか。

(d)CAS または他の懲戒機関の決定を待つ間に、WA が競技者または他の者を資格停止にするかどうか。

AIU 理事会の事前承認を経て AIU の長が行う。

13.7 CAS への申立て手順

13.7.1 スポーツ関連の仲裁の CAS 規程はここで修正または補足された通り CAS に提起され、本規則第 13 条に従った全ての不服申立てに対して適用される。

13.7.2 決定に対して不服を申立てる権利のある関係者は、決定の通知を受けとってから 15 日以内に、その決定に関連する全ての資料のコピーを要求できる。不服申立て当該者は関連する情報を他の当事者より全て受け取るために、CAS の協力を求めることができ、CAS がそのように指示した場合には、その情報を提供しなければならない。

13.7.3 WA が CAS への不服申立てに対する複数の被告のうちの 1 つとなった場合、他の被告と調停人指名の合意点を探る。調停人の指名に関して合意しなかった場合、WA の選択が採用される。

13.7.4 CAS への不服申立てに WA が関与する場合、CAS パネルは必ず、WA の憲章、規則および規定（本アンチ・ドーピング規則と規程を含む）を遵守しなければならない。CAS の現行の規則と WA の憲章、規則および規程の内容が一致しない場合は、WA の憲章、規則および規程を優先して適用する。

13.7.4 WA が関与している CAS への不服申立ては、当事者が別途同意しない限りモナコ公国の法に基づき、英語で行われる。

13.7.5 CAS の下した決定は最終的かつ全ての関係者に拘束的なものであり、スイス連邦最

高裁判所へ提訴する場合を除き CAS の決定に対して不服申立てを行うことはできない。本規則第 14 条 3.7 に基づいて、CAS の決定は WA が通知を受けてから 20 日以内に公表しなければならない。

14 守秘義務および報告

14.1 違反が疑われる分析報告、非定型報告、その他のアンチ・ドーピング規則違反に関する情報

14.1.1 競技者または他の者に対するアンチ・ドーピング規則違反の通知

競技者または他の者がアンチ・ドーピング規則違反を行ったとされる場合、その旨についての競技者または他の者への通知は、上記本規則第 7、8 および 14 条に定める通りに行われるものとする。各国陸連のメンバーである、または所属している競技者または他の者への通知は、各国陸連への通達をもってなされることがある。アンチ・ドーピング規則違反の責任追及までの結果管理のあらゆる時点で、AIU が案件をそれ以上進めないと決断した場合、(競技者または他の者がすでに進行中の結果管理を知らされていれば) 競技者または他の者に知らせなければならない。

14.1.2 国内アンチ・ドーピング機関および WADA に対するアンチ・ドーピング規則違反の通知

アンチ・ドーピング規則違反についての国内アンチ・ドーピング機関および WADA への通知は、本規則第 7、第 8 および第 14 条に定める通りに、競技者または他の者への通知と同時にされるものとする。

アンチ・ドーピング規則違反の責任追及までの結果管理のあらゆる時点で、AIU が案件をそれ以上進めないと決断した場合、本規則第 13 条 2.3 に基づき不服申立ての権利とともにアンチ・ドーピング機関に(理由を添えて)通知しなければならない。

14.1.3 アンチ・ドーピング規則違反の通知の内容

本規則第 2 条 1 のアンチ・ドーピング規則違反についての通知は、競技者または他の者の氏名、国、陸上競技の種目、競技者の競技レベル、検査種別(競技会(時)検査または競技会外検査)、検体の採取日、分析機関が報告した分析結果、ならびに結果管理に関する国際基準により必要とされる他の情報を含むものとする。

本規則第 2 条 1 以外のアンチ・ドーピング規則違反についての通知は、競技者または他の者の氏名、国、陸上競技の種目、競技者の競技レベル、違反となった規則、そして主張された違反の根拠の各情報を含むものとする。

14.1.4 状況の報告

本規則第 14 条 1.1 に従いアンチ・ドーピング規則違反の通知に至らなかったドーピング調査に関わる場合を除き、競技者または他の者が所属する各国陸連、アンチ・ドーピング機関および WADA には、本規則第 7、第 8 条または第 13 条に基づき審査または手続が実施される場合、その状況と結果に関する最新情報が定期的に提供され、また、理由を明示した説明文書または案件の解決につき説明する決定書が速やかに提供されるものとする。

14.1.5 守秘義務

情報を受領した機関は、本規則第 14 条 3 に定める要件に従って AIU が一般開示を行うまで、当該情報を知る必要がある人（該当する国内オリンピック委員会における適切な担当者を含む可能性がある）以外にはこの規則により提供された情報を開示しないものとする。

14.1.6 職員または代理人による機密情報の保護

AIU は、違反が疑われる分析報告、非定型報告、その他の主張されたアンチ・ドーピング規則違反に関する情報は、本規則第 14 条 3 により一般に公開されるまでは非公開とする。（常勤またはその他の）職員、契約者、代理人、コンサルタント、そして委託された第三者が、かかる機密情報の不適切または不当な開示の調査と懲罰に対し法的強制力を持つ契約上の責務の対象者であり、法的拘束力のある手続きの対象者であることを WA/AIU は保証する。

14.2 アンチ・ドーピング規則違反または資格停止もしくは暫定的資格停止違反の決定の通知およびファイルに対する要請

14.2.1 本規則第 7 条 6、第 8 条 12.5、第 10 条 5、第 10 条 6、第 10 条 7、第 10 条 14.3 または第 13 条 5 に従い下されたアンチ・ドーピング規則違反または資格停止 もしくは暫定的資格停止違反の決定は、当該決定に至る完全な理由を含み、該当する場合には、賦課可能な制裁措置が最大限まで科されなかったことの正当な理由も含むものとする。決定が英語でない場合には、AIU は当該決定および決定を裏づける理由の要約を英語で提供す

るものとする。

- 14.2.2 本規則第 14 条 2.1 に従い受領した決定に不服申立てを提起する権利を有するアンチ・ドーピング機関は、受領後 15 日以内に、当該決定に関する完全な案件記録の写しを要請することができる。

14.3 一般開示

- 14.3.1 結果管理に関する国際基準に従って競技者または他の者に対し、また、本規則第 14 条 1.2 に従って該当するアンチ・ドーピング機関に対し、それぞれ通知が提供された後、アンチ・ドーピング規則違反の可能性について通知を受けた競技者または他の者の身元、禁止物質または禁止方法および関連する違反の性質、並びに競技者または他の者が暫定的資格停止の対象となっているか否かについては、AIU が一般開示する場合がある。

- 14.3.2 本規則第 13 条 2.1 または第 13 条 2.2 に基づく不服申立決定のとき、当該不服申立てを放棄したとき、本規則第 8 条に基づく聴聞を受ける権利を放棄したとき、主張されたアンチ・ドーピング規則違反に対して適切な時期に異議が唱えられなかったとき、当該案件が本規則第 10 条 8 に基づき解決されたとき、または新しい資格停止の期間もしくは譴責が本規則第 10 条 14.3 に基づき科されたときからそれぞれ 20 日以内に、AIU は、競技、違反の対象となったアンチ・ドーピング規則、違反をした競技者または他の者の氏名、関係する禁止物質または禁止方法（もしあれば）および科せられた措置を含む当該アンチ・ドーピング事案に関する処理について一般開示しなければならない。AIU はまた、20 日以内に、上記情報を含む、アンチ・ドーピング規則違反に関する不服申立ての決定の結果についても一般開示しなければならない。

本規則第 14 条 3.2 の要求する一般開示が他の適用法令の違反となる場合には、AIU が一般開示を行わなかったことは、プライバシーおよび個人情報の保護に関する国際基準の第 4 条 1 に定める原規程の不遵守の決定という結果にはならない。

- 14.3.3 本規則第 13 条 2.1 もしくは第 13 条 2.2 に基づく不服申立て決定においてアンチ・ドーピング規則違反が行われたものと判断された後、当該不服申立てが放棄された後、本規則第 8 条に従った聴聞会においてアンチ・ドーピング規則違反が行われたものと判断された後、当該聴聞を受ける

権利が放棄された後、アンチ・ドーピング規則違反の主張に対し別途適時に異議が申し立てられなかった後、もしくは当該案件が本規則第 10 条 8 に基づき解決された後では、AIU は当該決定または判断を公開することができ、当該案件につき公に見解を述べることができる。

14.3.4 聴聞会または不服申立ての後に競技者または他の者がアンチ・ドーピング規則に違反していない旨決定された場合には、当該決定について不服申立てが提起されていた事実を一般開示される場合がある。しかし、決定自体およびその背景事実は、当該決定の対象となった競技者または他の者の同意があった場合を除き、一般開示されてはならない。AIU は、当該同意を得るために合理的な努力を行うものとし、また、同意が得られた場合には、当該決定を完全な形で、または、競技者もしくは他の者が認める範囲で編集した形で一般開示するものとする。

14.3.5 開示は、少なくとも、義務づけられた情報を WA および/または AIU のウェブサイトにおいて 1 ヶ月間または資格停止期間の存続期間のいずれか長い方の期間、掲載することにより、行われるものとする。

14.3.6 本規則第 14 条 3.1 および第 14 条 3.3 に定める場合を除き、WA/AIU もしくは WADA 認定分析機関またはそれらの役員等は、当該競技者もしくは他の者もしくはその関係者、その他の代理人に起因する公のコメントに対応し、またはこれらの者により提供される情報に基づく場合を除き、(手続および科学的知見の一般的な説明とは異なる) 未決の事案における特定の事実につき公に見解を述べてはならない。

14.3.7 本規則第 14 条 3.2 において要請される義務的な一般開示は、アンチ・ドーピング規則違反を行ったと判断された競技者または他の者が未成年者、被保護者またはレクリエーション競技者の場合には要請されないものとする。未成年者、被保護者またはレクリエーション競技者に関する事案における任意的な一般開示は、当該事案の事実および状況に釣り合うものとする。

14.4 統計の報告

AIU は、少なくとも年 1 回、ドーピング・コントロール活動の全体的な統計の報告書を一般開示し、その写しを WADA に対して提出するものとする。AIU は、検査を受けた各競技者の氏名および検査の日付に関する報告書についても一般開示すること

ができる。

14.5 ドーピング・コントロール情報データベースおよびコンプライアンスの監視

14.5.1 WADA が自己のコンプライアンス監視の役割を遂行し、アンチ・ドーピング機関間のリソースの効果的な使用および該当するドーピング・コントロール情報の共有を可能にするために、AIU は、適用される国際基準が要請するところに従い、とりわけ以下を含む、ドーピング・コントロール関連情報を、当該データベースを通じて WADA に報告するものとする。

- (a) 国際レベルの競技者のアスリート・バイオロジカル・パスポートのデータ
- (b) 国際登録検査対象者リストに含まれる競技者の居場所情報
- (c) TUE 決定、および
- (d) 結果管理に関する決定

14.5.2 調整された検査配分計画を促進し、複数のアンチ・ドーピング機関による不要な検査重複を回避すると共に、アスリート・バイオロジカル・パスポートのプロフィールが更新されるようにするために、AIU は、検査およびドーピング調査に関する国際基準に規定される要件および時間軸に従い、ドーピング・コントロール・フォームを ADAMS に入力することにより、競技会（時）および競技会外の検査のすべてを WADA に報告するものとする。

14.5.3 TUE に関する WADA の監督および不服申立ての権利を容易にするために、AIU は治療使用特例に関する国際基準に含まれる要件および時間軸に従い、ADAMS を使用して TUE 申請、決定および関連文書の一切を報告するものとする。

14.5.4 結果管理に関する WADA の監督および不服申立ての権利を容易にするために、AIU は結果管理に関する国際基準に概要が示される要件および時間軸に従い、次の情報を ADAMS に報告するものとする。(a)違反が疑われる分析報告に関するアンチ・ドーピング規則違反およびそれに関連する決定の通知、(b) 違反が疑われる分析報告ではない他のアンチ・ドーピング規則違反に関する通知およびそれに関連する決定、(c)居場所情報関連義

務違反、並びに(d)暫定的資格停止を科す、取り消す、または復活させる決定。

- 14.5.5 本項に規定される情報は、適切である場合に、適用規則に従い、競技者、競技者の国内アンチ・ドーピング機関、並びに競技者に対して検査権限を有する他のアンチ・ドーピング機関に利用可能なものとする。

ADAMSはWADAにより運営され、運用され、管理され、WADAおよび当該システムを使用する他の機関に適用されるデータ・プライバシー法および規範に適合するよう設計されている。ADAMSに保持される競技者または他の者に関する個人情報は、プライバシーおよび個人情報の保護に関する国際基準に従い厳に機密として取り扱われており、今後もそのように取り扱われるものとする。

14.6 データ・プライバシー

- 14.6.1 WA/AIUは、原規程および国際基準（特にプライバシーおよび個人情報の保護に関する国際基準を含む）に従い、かつ適用法令を遵守して、各々のアンチ・ドーピング活動を遂行するために必要かつ適切である場合、競技者または他の者に関する個人情報を収集、保管、処理、または開示することができる。

- 14.6.2 上記を制限することなく、AIUは下記のことを行うものとする。

- (a) 有効なかつ法的な根拠に基づいてのみ個人情報を処理する。
- (b) 適用法令およびプライバシーおよび個人情報の保護に関する国際基準に基づき、本アンチ・ドーピング規則の対象となる競技者または他の者に通知する。なお、彼らの個人情報は本アンチ・ドーピング規則履行のためにWA/AIUまたは他の者によって処理される。
- (c) AIUが競技者または他の者の個人情報を共有した（委託された第三者を含む）第三者代理人が、かかる情報の守秘義務とプライバシーを保護するための技術的および契約上の規制を遵守することを保証する。

15 アンチ・ドーピングにかかる各国陸連の義務

15.1 緒言

- 15.1.1 この本規則第 15 条は、各国陸連が原規程と国際基準に則った規則と方針を持ち、なおかつ各国陸連がそれぞれの管轄下の陸上競技における強力で効果的なアンチ・ドーピング計画の履行に対し最終的な責任を負うための、各国陸連のアンチ・ドーピング規則の枠組みを設定する。
- 15.1.2 WA は各国陸連の方針、規則、計画を必要とする原規程に則り、原規程と国際基準を遵守し、非遵守を阻止する適切な行動を取る責任を負う。AIU は、各国陸連におけるこの条文の実施状況を確認し、非遵守の陸連に対してはその履行を促し、あるいは非遵守の陸連に対する制裁を WA カウンシルに求めなければならない。最終的な目的は、公平な場における公正な競技をクリーンな競技者が確信でき、また陸上競技の高潔性に対する人々の信頼を維持できるよう、強力で原規程に則ったアンチ・ドーピング計画が陸上競技において一貫して効果的に適用実行されることを保証することにある。

15.2 総則

- 15.2.1 各国陸連が本アンチ・ドーピング規則（並びに本アンチ・ドーピング規則の不可欠な部分である原規程と国際基準）を履行することは、WA 加盟の条件である。履行義務は絶対的なものであり、アンチ・ドーピング規則違反を立証するために、各国陸連側で一部過失または故意を必ずしも証明する必要はない。
- 15.2.2 本アンチ・ドーピング規則の履行と順守のために、各国陸連は最善を尽くして必要な手段を講じなければならない。
- 15.2.3 上記の制限なしに、場合によっては、各国陸連の意向、あるいは適用される国の法令または規定により、一部のアンチ・ドーピング機能について関連するアンチ・ドーピング機関に委託あるいは任命できる。その場合、関連するアンチ・ドーピング機関の措置を通じてアンチ・ドーピング規則を遵守することになるが、関連するアンチ・ドーピング機関が本アンチ・ドーピング規則の必要条項を満たさなければ、各国陸連は違反状態となる。

15.2.4 疑念をさけるため、各国陸連が違反状態となる場合、以下は理由にはならない。

- (a) その義務に関連するアンチ・ドーピング機関に委託あるいは任命していること。
- (b) 当該国の法令または規定により、その義務が関連するアンチ・ドーピング機関の権限下にあること。
- (c) その違反が、政府または他の公的機関による妨害、あるいは支援の不履行、作為または不作為などの理由で生じたこと。

15.2.5 この規則の目的のため、各国陸連は、職員、代理人、職員、ディレクター、役員の作為または不作為（そしてこのアンチ・ドーピング規則のもと、その義務が委託あるいは任命された関連するアンチ・ドーピング機関、または当該国の法令または規定が適用された組織の職員、代理人、職員、ディレクター、役員の作為または不作為）に対し責任を負わなければならない。

15.3 各国陸連の分類

15.3.1 この本規則第 15 条のために、各国陸連は、スポーツのドーピングリスクに従って、そのリスクの高い順にカテゴリ A、B、C（カテゴリ A の陸連がドーピングリスクが最も高く、カテゴリ C の陸連が最もリスクが低い）と分類される。

15.3.2 この本規則 15 条で示されている各国陸連の明確な義務は、その割り振られたカテゴリによって決定される。全ての陸連に課される義務もあれば、カテゴリによって課される義務もある。

15.3.3 年が始まるまでに、AIU 理事会は、下記の要因を考慮に入れ、各国陸連のカテゴリを完全なる裁量権をもって決定する。

- (a) 各国陸連の管轄下にある競技者、サポートスタッフ、および他の者のドーピング履歴
- (b) AIU によって提供される機密情報または他の情報

- (c) 全体または特定の種目における各国陸連の国際大会または特定の国際大会における成果
- (d) あらゆるレベルにおける競技会での各国陸連を代表する競技者の著しい競技力の向上
- (e) 国際大会または特定の国際大会における各国陸連代表競技者の参加者数
- (f) 本規則第 15 条の各国陸連による順守
- (g) 完全なる裁量を持って AIU が必要と考える諸問題

15.3.4 本規則第 15 条 3.3 による AIU 理事会の決定については、

- (a) AIU 理事会は適切と思われる決定を下すための手順を採用できる。
- (b) AIU はその決定に関し理由を求められることはない。
- (c) AIU はその意思決定の一部を形成する機密情報または他の情報の開示を求められることはない。
- (d) その決定に対し不服や見直しを申し立てることはできない。

15.3.5 各国陸連のカテゴリーが本規則第 15 条 3.3 の要因を基に毎年変更された場合、AIU は完全なる裁量権を持って、新しい必要条件を履行するため各国陸連の秩序ある移行を認めるにふさわしいと思われる期間と条件で、その決定の全部またはそのいかなる部分をも保留できる。

15.3.6 (新たな機密情報または情報が制限なしに利用可能になることを含む) 特別な場合において、AIU はその年の途中でカテゴリー B と認定された陸連をカテゴリー A に変更できる。その場合、AIU は、適切と考えられる (同様または修正された形で)、本規則第 15 条 5 にあるカテゴリー A の陸連における特別な義務を、その陸連に対してその年の間課さなければならず、かかる状況下において合理的と思われる通知をしなければならない。

15.4 各国陸連の一般的義務

15.4.1 各国陸連の一般的行為

各国陸連または関連するアンチ・ドーピング機関が下記の行為を行った場合、各国陸連はアンチ・ドーピング規則違反となる。

- (a) 陸上競技におけるドーピングに関与、関連する行為、またはWAの利益を損なう本アンチ・ドーピング規則の運用と管理、陸上競技の信用を失墜させること。
- (b) 陸上競技または本アンチ・ドーピング規則の運営履行におけるドーピングに関係して、不誠実な、腐敗した、詐欺的で不適切な行為に加わる。
- (c) 管轄下にある陸上競技におけるドーピングのリスクに対して、怠慢または不注意に振る舞う。
- (d) 事件の発生から陸上競技のアンチ・ドーピング過程を妨害する、もしくは挫折させる。
- (e) アンチ・ドーピング規則に従いAIUが行う調査を妨害または遅延させる（例えば、虚偽の、誤解を招く、不完全な情報や文書を提供したり、調査に関係する可能性のある情報や文書を改ざんまたは破壊したり、調査の証人に干渉や報復をする）。

15.4.2 準拠した規則と規定の採択

- (a) 各国陸連は、管轄下にある競技者、サポートスタッフ、他の者に対しこのアンチ・ドーピング規則を施行できるよう、このアンチ・ドーピング規則を各国陸連の規則の中に直接含むか、または言及することによって含まなければならない。
- (b) 上記の制限に関係なく、各国陸連は本アンチ・ドーピング規則第2条11（競技者または他の者が、当局への通報を阻止し、または当局への通報に対して報復する行為）を履行するための方針もしくは規則を具体的に導入しなければならない。

- (c) 各国陸連は、その規則の中で、陸連やその加盟機関が管轄する競技会や他の活動における競技者、サポートスタッフ、コーチ、トレーナー、監督、チームスタッフ、役員、医務員などに対し、このアンチ・ドーピング規則を遵守し、このアンチ・ドーピング規則に基づいたアンチ・ドーピング機関の結果管理機関に従うことを義務づけなければならない。
- (d) 各国陸連は、正当な理由なしに禁止物質や禁止方法を使用しているサポートスタッフが管轄下にある競技者のサポートをすることを阻止するため、懲戒規則を定めなければならない。
- (e) WA が AIU を通して、管轄下にある競技者、サポートスタッフ、各国陸連職員、代理人、職員、ディレクター、役員などを含めた他の者に対し、このアンチ・ドーピングルールを適用できるということを明確にする規定を、各国陸連の規則の中に組み込まなければならない。

15.4.3 ドーピング通報の方法

各国陸連または管轄下にある関連のアンチ・ドーピング機関が下記の行為を怠った場合、各国陸連はアンチ・ドーピング規則違反となる。

- (a) 競技者、サポートスタッフ、他の内部告発者に、ドーピングまたはその他の非遵守状況（サポートスタッフによる競技者または DC0 への脅迫や、また彼らに対す脅威を含む）の報告を促す開放的な環境を積極的に構築する合理的段階を作ること。
- (b) ドーピングまたは他の非遵守状況を通報する人を援助するための担当者または国や地域レベルでの機関、AIU、もしくは WADA に直接報告するための（警告のためのホットライン、メールアドレスなどの）効果的な方法を導入すること。

15.4.4 全ての明確なアンチ・ドーピング規則違反の追跡通報義務

（委託された第三者として行為する）各国陸連または管轄下にある関連のアンチ・ドーピング機関が下記の行為を怠った場合、各国陸連はアンチ・ドーピング規則違反となる。

チ・ドーピング規則違反となる。

- (a) 競技者、サポートスタッフ、または他のものによる全ての明確なアンチ・ドーピング規則違反を（AIU に全ての状況を適切な時機に報告することを含めて）適時適切な方法で追跡すること。
- (b) 管轄下の競技者、サポートスタッフ、または他の者による明らかなアンチ・ドーピング規則違反を示す情報、または何らかの形で関わる情報を、適時 AIU に通報すること。従って、各国陸連や関連のアンチ・ドーピング機関は、その情報調査において、同じまたは関係する対象者に関する更なる（無制限の）情報提供を含め、AIU に十分協力しなければならない。
- (c) AIU から依頼があった場合、（適切ならば他の関係する国内機関と連携し）管轄下にある一人もしくは複数の競技者、サポートスタッフ、または他の者による本アンチ・ドーピング規則の違反容疑を調査し、AIU が求める合理的な期間内にその調査報告書を提出すること。

15.4.5 通報と結果管理の義務

（委託された第三者として行為する）各国陸連または管轄下にある関連のアンチ・ドーピング機関が下記の行為を怠った場合、各国陸連はアンチ・ドーピング規則違反となる。

- (a) このアンチ・ドーピング規則に従って、全ての結果管理活動を AIU に書面で通知すること。
- (b) 検査の過程で得られた違反が疑われる分析報告や非定型報告を、関係する競技者の氏名と、違反が疑われている分析報告または問題となっている非定型報告に関する全ての文書と共に、迅速に、いずれの状況下でも 14 日以内に AIU に報告すること。
- (c) 競技者、サポートスタッフ、または他の者がその他のアンチ・ドーピング規則違反を行ったとされる場合、AIU に迅速に通知すること。
- (d) 懲戒機関以外の手順において、アンチ・ドーピング規則違反を行ったとされる人物に対し、本規則第 8 条 10 に基づいた聴聞を行う

こと。聴聞の過程は、少なくとも合理的な時間内で公平な聴聞会、公正で一方に偏らないパネル、適切な時期に理由を明示した書面、かつ（この第 13 条 2.2 以外に該当する場合は）各国陸連が制定した、あるいは関連するアンチ・ドーピング機関の規則に基づいた独立かつ公平な機関に対する不服申立ての権利を伴った公平なものでなければならない。

- (e) 本規則第 13 条に基づいた不服申立てに関する本アンチ・ドーピング規則に従って下されたあらゆる決定を、AIU に 5 就業日以内に書面で通知すること（さらに AIU に対し、英語またはフランス語で書かれた決定の理由書と、求めに応じて完全なるファイルのコピーを提出すること）。
- (f) 陸連、競技者、サポートスタッフ、あるいは他の者が、管轄下で下された判断による当事者であるということに対する（CAS に対するものも含めて）不服申立ての開始を、AIU に 5 就業日以内に通知すること。各国陸連または関連のアンチ・ドーピング機関は、不服申立ての陳述のコピーを AIU が受け取っていることを通知時に確認しなければならない。
- (g) 競技者、サポートスタッフ、あるいは他の者に関するこのアンチ・ドーピング規則に従って下された判断を全面的に尊重し、必要時には決定を履行するために AIU に協力すること。
- (h) この規則で失格になった競技者から剥奪したメダルを、失効の最終的な不服申し立てに対する決定の受理または不服申し立ての期間の終了から 30 日以内に WA に送付すること。

15.4.6 アンチ・ドーピングに関係する人物

- (a) 各国陸連は、競技者と連携するサポートスタッフ、あるいは他の者を雇用またはそれに資金援助する際には、その人物の人格が高潔で高評価であり、業務の関係でドーピングのリスクがほとんどないことを確認する適切な手段を講じなければならない。
- (b) いかなる陸連も、（アンチ・ドーピング教育またはリハビリテーション・プログラムを除いて）ドーピング・コントロールを含むあらゆる

ゆる立場に、暫定的に資格停止となった人物、アンチ・ドーピング規則により資格停止となっている人物、または過去6年間に原規程に関わらず直接的にまたは故意に規則違反を犯した人物を、それを知りながら選出、任命、または雇用してはならない。各国陸連は、雇用または資金援助するサポートスタッフ、あるいは他の者の完全かつ正確で最新の名簿を保管しなければならない。

- (c) 本規則第15条4.6(b)に基づく雇用または資金援助するサポートスタッフ、あるいは他の者の完全かつ正確で最新の名簿は、適宜AIUが必要とする形式を維持し、適宜AIUが必要とする詳細を含んでいなければならない。この名簿に関してAIUの求めがあればその調査に応じなければならない。
- (d) (雇用者、コンサルタント、代理人、またはアドバイザーなどに関わらず) 各国陸連と契約した人物、陸連の役職に就く者、または陸連の委員会の委員によるアンチ・ドーピング規則違反が発覚した場合、法で定められていない限り、またはAIUの承諾がなければ、各国陸連は即座にその人物との関係を絶たなければならない。

15.4.7 医療行為とサプリメント

- (a) 各国陸連は、下記の団体または人物によって管轄下の競技者に対して施されまた処方された関連する(本規則第15条4.7(b)に定義するような)処置の完全かつ正確で最新の記録を保管しなければならない。
 - (i) 各国陸連そのもの、または陸連の職員、使用人、代理人、コンサルタント、アドバイザー、または
 - (ii) 各国陸連の代理となる別の人物、または
 - (iii) 各国陸連が許可した者、または
 - (iv) 各国陸連によって(現金または現物で)金銭的援助を受けている者
- (b) 本規則第15条4.7(a)に関連する処置とは、競技者に対する全て

の薬剤、治療剤、サプリメントの投与または、投薬を意味する。

- (c) 本規則第 15 条 4.7 (a) における記録とは、以下のような競技者に対し施された関連する処置の十分かつ正確な詳細を含んでいなければならないが、これに限定されるものではない。
 - (i) 競技者の治療の理由と治療または処方が行われた日時と場所
 - (ii) 治療または処方を行った者の氏名
 - (iii) 治療を受けた競技者の氏名
 - (iv) 競技者に対する治療方法
 - (v) 競技者に対する投薬または処方量
 - (vi) 治療薬処方時の指示
- (d) この規則のあらゆる部分の制約なく、この規則に則った正当な理由のための AIU の要請があれば、各国陸連は調査のためにこの本規則第 15 条 4.6 に基づき保管を求められる記録を作成しなければならない。
- (e) 疑問の余地なく、職員、サービス提供者、そしてコンサルタントに本規則第 15 条 4.6 に基づく必要な記録を保持、提供させることは各国陸連の責任である。
- (f) この本規則第 15 条 4.6 の要求に加えて、各国陸連は、AIU の要請に応じて、WA ワールドアスレティックシリーズにおけるナショナルチームの治療の目的で他国に持ち込もうとしている競技者に対する全ての薬剤、治療剤、サプリメントの投薬に関する完全かつ正確で最新のリストを提供し、求められた場合には薬剤やサプリメント、さらに投与しようとしている競技者について、説明をしなければならない。
- (g) 本規則の遵守には、個人情報プライバシーと個人情報の保護のため

めの国際基準と適切な個人情報保護法に則って取り扱われていることが必要である。

15.4.8 治療使用特例 (TUE)

各国陸連または管轄下にある関連のアンチ・ドーピング機関が下記の行為を怠った場合、各国陸連はアンチ・ドーピング規則違反となる。

- (a) 治療使用特例 (TUE) の国際基準の必要事項に基づいて、国内レベル競技者が TUE の付与を申請するために TUE 委員会と文書化されたプロセスを制定すること。
- (b) 国内レベル競技者に付与された TUE を、WA と WADA に対し迅速に報告すること (そして ADAMS に TUE 決定を速やかに入力する)。

15.5 カテゴリーA の陸連に対する特別義務

15.5.1 検査

- (a) カテゴリーA の陸連は、検査およびドーピング調査に関する国際基準や本規則第 15 条 5.1(b) (検査計画) の要求に則った管轄下の陸上競技で維持および実施される効果的で網羅的かつ均整のとれた年次検査計画がなければ、アンチ・ドーピング規則違反となる。
- (b) 検査計画は:
 - (i) 世界選手権やオリンピックにナショナルチームの一員として出場し、かつ、国際検査対象者登録リストにまだ登録されていない全ての競技者が、本規則の要請に従って適切な検査を受けたことを保証することを目的とする。
 - (ii) 適切に文書化 (候補内の全ての競技者の名前と適切な検査配分の詳細を含む) され、毎年 1 月 1 日までに AIU に通知され、その後随時更新されなければならない。
 - (iii) 競技会内の検査、事前通告なしの競技会外検査、スクリーニング目的の競技会前血液検査 (アスリート・バイオロジカ

ル・パスポート)、WADA のテクニカルドキュメント (Technical Document Sport Specific Analysis : TDSSA) に基づく分析を含まなければならない。

- (iv) 検査およびドーピング調査に関する国際基準に基づき、関連するアンチ・ドーピング機関のまたは他のサンプル収集機関の収集のために全てのサンプルを提供しなければならない。
 - (v) 全項目分析のために (ABP 検体の場合は全ての ABP 分析のために)、WADA 認定 (または WADA 承認) 検査機関による分析に全ての検体を提供しなければならない、またその結果は、研究所の国際基準に従い、AIU と WADA に継続的に報告されなければならない。関係するドーピング・コントロール・フォームは ADAMS に記録され、要求に応じて AIU に対しコピーを公開しなければならない。
 - (vi) 本規則第 15 条 1.1(b)(i)の目的を推進させるため、検査およびドーピング調査に関する国際基準に基づき、関連する国内のアンチ・ドーピング機関と AIU との協力と連携をさせなければならない。
 - (vii) AIU の求めに応じ、AIU が求めるような形式と方法で、検査計画の遂行に対する報告をしなければならない。
- (c) AIU がその絶対的な裁量において真に例外的な状況として承認する場合を除き、カテゴリー「A」の加盟競技連盟のナショナルチームの一員として世界陸上競技選手権大会又はオリンピック競技大会に参加しようとする全ての競技者は、以下を満たしていなければならない。:
- (i) 関連する競技大会の出場枠の辞退期限 (2024 年オリンピック競技大会については 2024 年 7 月 4 日) 前の 10 ヶ月以内に、少なくとも 3 回の無通告競技外検査 (尿及び血液検査) を受けており、少なくとも 1 回ずつの ABP (競技者生物学的パスポート) と EPO 検査を受けていること (800m 以上の中距離種目、長距離種目、複合種目又は競歩種目のいずれかに出場する場合)。
 - (ii) 3 回の無通告競技会外検査が、少なくとも 3 週間の間隔において実施されていること;

- (iii) 3回の無通告競技会外の検査のうち最初の検査が、関連する競技会開始（例えば世界陸上競技選手権大会又はオリンピック競技大会の初日）の12週間よりも前に実施されていること。
 - (iv) ドーピング防止機関の権限に基づき、3回の無通告競技会外の検査が全て実施され、その結果が関連団体により ADAMS に記録されていること。
- カテゴリー「A」加盟競技連盟は、全ての競技者に対し、この資格要件を確実に周知しなければならない。

*真に例外的な状況に基づく除外が適用されるのは、不可抗力の事象（例えば、戦争又は自然災害）により客観的に検査が妨げられた場合、又は競技者が完全に予測不可能な事象（例えば、実質的な資格停止期間の提供後、競技者の資格停止期間の一部が一時停止された場合）の結果、早期に競技会に復帰した場合など、特別な客観的理由により本規則の要請を満たすことができなかった場合に限られる。例えば、不可抗力の事象（例えば、戦争又は天災地変）により客観的に検査が妨げられた場合、又は競技者が完全に予測不可能な事象（例えば、実質的な支援の提供に伴う資格停止期間の一部の停止又は *lex mitior* の適用による資格停止期間の短縮）の結果、早期に競技会に復帰した場合等である。特に、競技者が予期せず世界選手権若しくはオリンピックの出場資格を得たこと、又は競技会前の関連する期間に海外に居住していたこと、又はこの資格要件を知らなかったことは、いかなる場合においても、真に例外的なものとはみなされない。真に例外的な状況に基づく免除の申請は、カテゴリー「A」加盟競技連盟が AIU に対して行うものとし、AIU が適切と判断した場合にのみ、当該競技者に協議が行われる。*

- (d) AIU は、国際検査対象者登録リストに登録されているカテゴリーAの競技者が本規則第15条5.1(b)の検査条件を満たしていることを確認する義務を負い、カテゴリーAの陸連（または陸連代理の関連するアンチ・ドーピング機関）は、他の全ての競技者がこの要件を満たしていることを確認する義務を負う。

15.5.2 居場所情報

- (a) 他の条文、特に本規則第5条5の競技者の個人的義務の制約なし

に、カテゴリーAの陸連は、国際検査対象者登録リストに登録されている競技者が、居場所情報を本アンチ・ドーピング規則に基づいた、詳細、完全、適切かつ最新の状態に保つことを確保するため、全ての必要な措置を講じなければならない。

- (b) カテゴリーAの陸連が本規則第15条5.2を遵守しているかどうかを判断する際に、国際検査対象者登録リストに登録されている競技者が、WAアンチ・ドーピング規則が定める居場所要件について適切に指導され、承諾し、遵守することを確認し監督することは、カテゴリーAの陸連の責任と見なされる。

15.5.3 アンチ・ドーピング教育

- (a) カテゴリーAの陸連は、WAワールドアスレティックシリーズ大会のナショナルチームの全ての競技者や、そのような競技会における管轄下の全てのサポートスタッフを、少なくとも次のような問題に関する最新で適切な情報を提供する必修のアンチ・ドーピング教育プログラムの対象としなければならない。禁止表に掲載されている禁止物質および禁止方法、アンチ・ドーピング規則違反、制裁、健康および社会的影響を含むドーピングの結果、ドーピング・コントロールの手続き、競技者とサポートスタッフの権利と責任、TUE、サプリメントのリスク管理、スポーツ精神に対するドーピングの悪害および居場所要件。
- (b) カテゴリーAの陸連は、アンチ・ドーピング教育プログラムを実施するためにAIUと協力しなければならない。

15.5.4 アンチ・ドーピングガバナンス委員会

- (a) カテゴリーAの陸連は、本規則第15条の条件を満たしていることを監視し確保するために、相応の資格と経験を持ったアンチ・ドーピング監視委員会を設立しなければならない。アンチ・ドーピング監視委員会は、陸連の裁量下であり、内部のまたは外部の委員で構成することができる。
- (b) カテゴリーAの陸連は、要求に応じて、アンチ・ドーピング監視委員会委員の氏名、経歴、責務、そしてその委員会の付託条項をAIU

に提供し、その情報を常に更新しなければならない。

- (c) カテゴリーAの陸連は、AIUと陸連のアンチ・ドーピング監視委員会の連絡窓口となる専任の雇用者を任命し、AIUにその人物の氏名と連絡先を通知しなければならない。

15.5.5 他の特別な義務

上記の本規則第15条5にある特別な義務に加えて、AIU理事会勧告に基づいて、カウンスルはカテゴリーAの陸連に対し、その陸連や関連するアンチ・ドーピング機関のアンチ・ドーピング・プログラムの特別な事情、もしくはその国のアンチ・ドーピング事情を考慮し、合理的かつ適当と思われる期間、特別義務を課することができる。

15.6 カテゴリーBの陸連に対する特別義務

15.6.1 検査

- (a) カテゴリーBの陸連は、世界選手権やオリンピック大会に選考される可能性のある競技者に関し、検査およびドーピング調査に関する国際基準や本規則第15条6.1(b) (検査計画)の要求に則った、国レベルで維持および実施される効果的で網羅的かつ均整のとれた年次検査計画を持たなければならない。

- (b) 検査計画は：

- (i) 世界選手権やオリンピック大会のために各国陸連によって代表チームに選考される競技者で、まだ国際検査対象者登録リストに登録されていない全ての競技者が、関連する競技会に先立ってこの規則の要求に基づいて適切に検査を受けることを保証することを目的としなければならない

- (ii) 適切に文書（候補内の全ての競技者の名前と適切な検査配分の詳細を含む）にされ、毎年1月31日までに（AIUから別の合意がない限り）AIUに通知され、その後随時更新されなければならない。

- (iii) 競技会内の検査、事前通告なしの競技会外検査、スクリーニング目的の競技会前血液検査(アスリート・バイオロジカル・パスポート)、WADA のテクニカルドキュメント (Technical Document Sport Specific Analysis : TDSSA) に基づく分析を含まなければならない。
 - (iv) 検査およびドーピング調査に関する国際基準に基づき、関連するアンチ・ドーピング機関のまたは他のサンプル収集機関の収集のために全てのサンプルを提供しなければならない。
 - (v) 全項目分析のために (ABP 検体の場合は全ての ABP 分析のために)、WADA 認定 (または WADA 承認) 検査機関による分析に全ての検体を提供しなければならない。
 - (vi) その結果は、適宜 ADAMS に関連するアンチ・ドーピング機関によって記録し、もしくは AIU が同意する形式で検査結果を通知しなければならない。
 - (vii) 本規則第 15 条 6.1(b)(i)の目的を推進させるため、検査およびドーピング調査に関する国際基準に基づき、関連のアンチ・ドーピング機関と AIU との協力と連携をさせなければならない。
 - (viii) AIU の求めに応じ、検査計画の遂行に対する報告をしなければならない。
- (c) 本規則第 15. 6. 1(a)の目的のために、陸連は最低下記のことを遵守しなければならない。
- (i) 本規則第 15 条 6.1 に基づいて、陸連の義務について関連するアンチ・ドーピング機関と連絡を取る。
 - (ii) 検査計画を維持および実施するために、関連するアンチ・ドーピング機関の援助を要請し支援する。

- (iii) 必要があれば、検査計画を維持および実施するための資金調達を要求し、支援する。
- (iv) 適切な検査計画を進めるため、関連するアンチ・ドーピング機関と AIU と連携し、世界選手権やオリンピック大会のナショナルチームに選ばれる可能性のある競技者集団の情報を可能な限り早い時期に提供する。
- (v) 検査計画の期間中、本規則第 15 条 6.1(c)(iii)に関する情報を常に更新する。
- (vi) 関連するアンチ・ドーピング機関と AIU が協力連携することを促進、要請、支援する。

15.6.2 アンチ・ドーピング監視機能

- (a) カテゴリーB の陸連は、組織がこの本規則第 15 条の遵守を確認監視するための運営上十分なガバナンス、もしくは管理体制を確保しなければならない。カテゴリーB の陸連は、AIU と主たる連絡を取るための、陸連を代表する人物を 1 名指名しなければならない。
- (b) カテゴリーB の陸連は、要求に応じて、この本規則第 15 条に対する組織の遵守を監視、監督するための人物の氏名、経歴、責務、そしてその委員会の付託条項を AIU に提供し、その情報を常に更新しなければならない。

15.6.3 アンチ・ドーピング教育

- (a) カテゴリーB の陸連は、WA ワールドアスレティックシリーズ大会のナショナルチームの全ての競技者や、そのような競技会における管轄下の全てのサポートスタッフを、少なくとも次のような問題に関する最新で適切な情報を提供する必修のアンチ・ドーピング教育プログラムの対象とするよう最善を尽くさなければならない。禁止表に掲載されている禁止物質および禁止方法、アンチ・ドーピング規則違反、ドーピングの措置、制裁、健康および社会的影響を含むドーピングの結果、ドーピング・コントロールの手続き、競技者とサポートスタッフの権利と責任、TUE、サプリメントのリスク管理、

スポーツ精神に対するドーピングの悪害および居場所要件。

- (b) カテゴリーBの陸連は、アンチ・ドーピング教育プログラムを実施するためにAIUと協力しなければならない。

15.6.4 他の特別な義務

上記の本規則第15条6にある特別な義務に加えて、AIU理事会勧告に基づいてカウンスルはカテゴリーBの陸連に対し、その陸連や関連するアンチ・ドーピング機関のアンチ・ドーピング・プログラム特別な事情、もしくはその陸連の管轄下のアンチ・ドーピング事情を考慮し、合理的かつ適当と思われる期間、特別義務を課することができる。

15.7 カテゴリーCの陸連に対する特別義務

15.7.1 検査

- (a) カテゴリーCの陸連は、世界選手権やオリンピック大会のナショナルチームに選考された競技者が、これらの競技会に先立って検査を受けるための合理的段階を講じ、検査およびドーピング調査に関する国際基準に基づき、関連するアンチ・ドーピング機関のまたは他の機関によるサンプル収集を実施しなければならない。
- (b) カテゴリーCの陸連は、国内レベルで行われた検査全ての検査を、毎年AIUが定める形式や方法で報告しなければならない。年次報告は、AIUによって定められた詳細事項を含むものとする。

15.7.2 アンチ・ドーピング教育

- (a) カテゴリーCの陸連は、WAワールドアスレティックシリーズ大会のナショナルチームの全ての競技者や、そのような競技会における管轄下の全てのサポートスタッフを、少なくとも次のような問題に関する最新で適切な情報を提供する必修のアンチ・ドーピング教育プログラムの対象とするよう最善を尽くさなければならない。禁止表に掲載されている禁止物質および禁止方法、アンチ・ドーピング規則違反、制裁を含むドーピングの措置。

- (b) カテゴリーCの陸連は、アンチ・ドーピング教育プログラムの開発と実施に関して、AIUと協力しなければならない。

15.8 AIUによる調査

- 15.8.1 AIUは、各国陸連によるアンチ・ドーピング規則違反または陸連の本規則第15条違反の証拠またはその発見に繋がる恐れのある問題に対し調査を行う権限を持つ。そのような調査は、署名当事者、関係機関、または他の団体と連携して、あるいはその調査で得られた情報は署名当事者、関係機関、または他の団体と共有して行うことができる。AIUは、適切な状況で、他の署名当事者、関係機関、または他の団体の調査結果が出るまで自身の調査を中断する裁量を持つ。単に他の調査が存在するというだけでは、AIUの調査を中断する理由にはならない。
- 15.8.2 全ての各国陸連は、本規則第15条8.1項や本ドーピング防止規則の他の規定に従ってAIUが実施する調査に対し全面的に協力し、支援しなければならない。これには（正式な要求の一部であるか否かを問わず）AIUが要求する可能性のある正確かつ完全な情報及び／又は文書を提供することを含む。やむを得ない正当な理由なく協力や情報提供を拒否することは、本規則に基づく重大な義務違反とみなされるものとする。
- 15.8.3 AIUは、AIUの長がアンチ・ドーピング規則違反または各国陸連による本規則第15条8.1項の違反の証拠またはその発見に繋がる可能性のあると合理的に認める情報、記録、記事、または所有および管理物をAIUに提供するように各国陸連に書面による要求（要求）をすることができる。
- 15.8.4 本規則第15条8.3に基づき、AIUは上記のような制限なしに各国陸連に対し以下のような要求をすることができる。
 - (a) AIUに対するインタビュー、質疑に対する応答や関連する事実や状況について記載した書面による声明を提供するため、役員、職員、使用人、代理人の出席や協力を提供すること。
 - (b) 関係する情報（電話の請求書、銀行取引明細書、台帳、メモ、ファイル、書簡、電子メール、メッセージ、サーバー、クラウドデータ、クラウドサービスなど）を含む可能性があるとしてAIUの長が合理的に判断する電子デバイス及び／電子サービスを、検査、抽出、コピー、

ダウンロードのために提供すること（または第三者による提供を可能な限り調達する）。

- (c) 関連する情報が保存されている可能性があるとして AIU の長が合理的に判断する電子デバイスおよび／または電子サービスを、検査、抽出、コピーおよび／またはダウンロードのために提供すること（または第三者による提供を可能な限り確保する）。
- (d) 情報、記録、記事または要求の対象となるものを入手する目的で各国陸連に十分かつ制限なくアクセスすること。
- (e) 要求の対象となる電子的に保存された記録にアクセスするために必要なパスワード、ログイン認証情報、多要素/二要素認証および他の識別情報を提供すること。
- (f) 要求に応じて、役員、職員、使用人、代理人、コンサルタントまたは請負業者の十分な協力を提供すること。

15.8.5 本規則第 15 条 8.6 に基づき、各国陸連は、AIU が定める、または要求で定めた合理的な期間内に、要求に従わなければならない。各陸連（とその役員、職員、使用人、代理人、コンサルタント、アドバイザー）は、情報、記録、記事または要求の対象となるものの公表を控えるような、管轄下の法律で認められている権利や弁護、特権を放棄する。

15.8.6 要求が、AIU の長の意見に基づいて、損傷、改ざん、破壊、隠蔽される恐れのある情報や記録、記事等に関係する場合（あらゆる電子記憶装置または電子的に保存された情報は、これに当たる）、証拠保全の目的で、AIU は各国陸連に対して即座に要求に応じるよう求めることができる。その場合には

- (a) 各国陸連は、要求に即座に応じ、AIU が情報、記録、記事等を速やかに入手し、コピーまたはダウンロードすることに同意しなければならないが、AIU は規則 15.8.6(c)に規定されている場合を除き、これらを直ちに検査、分析、または使用することはできない。
- (b) 各国陸連は要求に直ちにに応じる義務があるが、本規則第 15 条 8.7 に基づいてその要求を受けてから 7 日以内に、懲戒機関の長（または

その代表者)によるその再調査要求により、要求に対する異議を申し立てることができる。

- (c) 各国陸連が要求を受けてから7日以内に異議を申し立てなかった場合、(または異議を申し立て、その後に懲戒審判委員長もしくはその代理人が、要求に合理的な信念に基づく根拠があると認め、異議を却下する場合) または陸連が要求に異論がないとして AIU に通知した場合、懲戒機関が要求が妥当と判断した場合、AIU はこの規則に基づき、即座に情報や記録、記事や物体を調査またはその他に利用することができる。
- (d) 懲戒機関が要求を無効と判断した場合、情報、記録、記事や物体および、そのコピーやダウンロードしたものは、速やかに返却されるか、または必要ならば廃棄されなければならない。
- (e) この規則の全てにおいて、要求に即座に応じるという各国陸連に対する本規則第 15 条 8.6(a)の要求は最優先事項であり、その不履行は本規則第 15 条 8.2 の救済の余地のない重大な違反と見なされる。

15.8.7 各国陸連は、要求を受けてから7日以内に懲戒機関の長に申請することによって、本規則第 15 条 8.3 または第 15 条 8.4 の条件を満たしていないことを理由として、要求に反対できる。そのような申請がなされる場合、本規則第 15 条 8.6(a)が遵守されていることを条件に、要求に応じる期間はその結論が出るまで留保される。懲戒機関の長またはその代表者は、事例の正当性が認められるかぎり、その異議を聴聞し、例外的な状況が適用されない限り、その聴聞会は証拠書類とその提出で行われなければならない。要求の妥当性に対する懲戒機関の決定には不服を申し立てることはできない。その要求が退けられた場合でも、同じ調査に関係する他の妥当な要求の作成を妨げてはならない。

15.8.8 各国陸連または地域陸連が本規則第 15 条 8.7 に基づき無効とされなかった要求に従わなかった場合、本規則第 15 条 8.2 の深刻な違反となり、最も重い程度の制裁を受ける。

15.8.9 本規則に基づき AIU に提供されるあらゆる情報、記録、記事や物は、更なる調査の目的またはアンチ・ドーピング規則違反や本規則違反に関連する手続きの一部で開示される場合、またそれらの情報、記録、記事や物が

スポーツ以外の法令または規制の調査や起訴に基づき行政機関、専門機関、または司法機関に報告された場合、またはその他の方法によって法律に定められた場合以外は、極秘に保管される。

- 15.8.10 各国陸連が調査を妨害または遅延した場合（例えば虚偽または不完全な情報あるいは文書を提供すること、もしくは調査に関係のある可能性があるあらゆる証拠文献や他の情報を改ざんまたは破壊すること）、このこと自体が深刻なアンチ・ドーピング規則違反となる。

15.9 AIU によるカウンスルへの監視と照会

- 15.9.1 AIU は、本規則第 15 条 3 に基づく各国陸連のカテゴリー化における適切な支援をするため、そして各国陸連が本規則第 15 条（並びに本規程と国際基準）に基づく義務の遵守を確保するため、各国陸連のアンチ・ドーピング過程、実行、活動（アンチ・ドーピング計画）を監視する権限を持つ。疑義を避けるために、各国陸連に対する本規則規程と国際基準の遵守は、以下を含むが、これらに限られない。

- (a) WA/AIU または他の関連するアンチ・ドーピング機関の文書化された権限の下での検査の実施と、また検査およびドーピング調査に関する国際基準および基づくサンプル回収のために国内アンチ・ドーピング機関または他のサンプル採集機関を活用すること。
- (b) 本規則第 5 条 2.1 に基づき、国内アンチ・ドーピング機関の権限を認可し、必要に応じて、国内アンチ・ドーピング機関による国内検査計画の実施を支援する。
- (c) 本規則第 6 条 1 に基づき、WADA 認定または承認の分析機関で全てのサンプルを分析すること。また、
- (d) 本アンチ・ドーピング規則により摘発しまたは処理を要求されたあらゆるアンチ・ドーピング規則違反が、本規則第 8 条および結果管理に関する国際基準に従って運営上の独立性を有する聴聞会によって裁定されることを保証する。

- 15.9.2 本規則第 15 条 8.3 に基づく権限の推進において、AIU は必要な時期および合理的な期間内に、各国陸連に対し記録を作成し、情報を提供し、報告

やデータを収集し、質問に回答することを要求できる。AIUは特定の地域あるいは特定の国の履行監視を優先することができる。

15.9.3 AIU 理事会がある陸連が本規則第 15 条違反であると判断した場合、AIU 理事会は

- (a) その陸連に対し、特定の期間内に非遵守に対処し、遵守を達成する機会を与えることができる。
- (b) その陸連にアンチ・ドーピング規則違反が疑われるものに関連した違反通告を発し、その通告に対処する合理的な機関をその陸連に与えることができる。AIU 理事会はその回答を考慮し、AIU 理事会が適当と判断する勧告書と共に、本規則第 16 条に基づいて、問題をカウンスルに付議することができる。

15.9.4 各国陸連が、本規則第 15 条 9.3(a)に基づく機会が与えられたが、その非遵守に対処できなかった場合、AIU 理事会は本規則第 16 条に基づきカウンスルに付議することができる。

15.9.5 透明性と説明責任のため、AIU は可能な限り詳細な総合履行監視プログラムについて公開することができる。

16 各国陸連に対する制裁措置

16.1 次のような状況に該当する場合、カウンスルは本規則第 16 条 2 に基づいて、各国陸連に対し 1 つまたは複数の制裁を科す権限を持つ。

16.1.1 AIU 理事会が本規則第 15 条 9.3 に基づいたカウンスルに対する各国陸連の義務違反を指摘した場合。

16.1.2 国際レベルの競技者、サポートスタッフまたは陸連関係者による最初のアンチ・ドーピング規則違反から 1 年以内に 3 つまたはそれ以上のアンチ・ドーピング規則違反があった場合と、違反の数と深刻性、国際的に活躍する陸連の競技者の数、そして関連する期間を考慮し、カウンスルが、その完全なる裁量により、当該陸連が WA の信用を失墜させていると判断する場合。

- 16.2 本規則第 16 条 1 に基づき、カウンスルは以下の制裁を科することができる。
- 16.2.1 下記の期間当該陸連を暫定的資格停止にする。
- (a) 次回の定例会までの一定期間、または
 - (b) カウンスルにより科せられた諸条件に基づく期限を定めないが、長くても次回の定例会までの期間
- 16.2.2 カウンスルが要望する特別な諸条件または措置または当該陸連の間責を決議する。
- 16.2.3 当該陸連に罰金を科す。
- 16.2.4 当該陸連への助成金や補助金を停止する。
- 16.2.5 あらゆる国際競技会、WA の役職や組織から、当該陸連の競技者、サポートスタッフ、役員を除外する。
- 16.2.6 (当該陸連の国籍を持つ) 競技者、サポートスタッフ、役員に対する、国際競技会や他の WA のイベントや活動における認定や便宜を剥奪または拒否する。
- 16.2.7 1 つ、またはそれ以上の国際競技会に参加できる当該陸連の競技者とサポートスタッフおよび他の者の人数を制限する。
- 16.2.8 WA/AIU は該当する事案に係った費用を当該陸連に要求する。
- 16.2.9 その他相応する制裁を科す。
- 16.3 本規則第 16 条 2 に基づく相応する制裁を決定する場合、カウンスルは、当該陸連の瑕疵の程度と、陸上競技におけるクリーンスポーツに関するコンプライアンス違反の潜在的な影響に鑑み、当該陸連のコンプライアンス違反の本質と深刻性を考慮しなければならない。瑕疵の程度の観点から、この規則を履行する各国陸連の義務は明確で、意図的でなかったということは制裁の決定には関係なく、当該陸連の瑕疵や怠慢の程度が、科される制裁を決定する際には考慮される。特に、陸連の義務が関連のアンチ・ドーピング機構に委ねられている場合、当該陸連が活動的にそし

て継続的にアンチ・ドーピング機構の活動を注視しているかどうか、そして、必要に応じてこのアンチ・ドーピング規則を遵守する合理的な措置を講じているのかということが考慮されるべきである。何よりも、科される制裁は、WA と AIU の関与の上で、ドーピングという害から陸上競技の規範を守るために必要なことを行い、全ての競技者と社会全般の信頼を維持するために十分であるべきである。

- 16.4 カウンシルが当該陸連に対し本規則第 16 条を適用する意向を通知し、当該陸連が期限内に本規則第 15 条における法的責任に異議を唱えた場合や本規則に基づいてカウンシルが決定した制裁に異議を申し立てた場合、WA 憲章第 84 条 1(b)に基づき WA は仲裁の申し立てを行った後、CAS は本アンチ・ドーピング規則並びに CAS 規程に従って結論を出す。当該陸連が期限内に本規則第 15 条における法的責任に異議を唱えなかった場合や本規則に基づいてカウンシルが決定した制裁に異議を申し立てなかった場合、違反を認め、制裁を受け入れるものとみなし、その通知をもって最終決定とし、即時に発効する。WA はその結果を公表する。
- 16.5 本規則第 16 条 2.8 に基づく全ての罰金とこれに係る費用は、カウンシルが決定した期間内に支払われなければならない。これに従わなかった場合、当該陸連の競技者、サポートスタッフまたは他の者は、罰金が完全に支払われるまで国際競技会から除外される。
- 16.6 本規則は各国陸連の WA に対する義務違反を定める WA 憲章または他の WA 規則に基づく方法と権利を制限または侵害しない。

17 決定の実施

17.1 署名当事者による決定の自動的に拘束される効力

17.1.1 署名当事者、不服申立機関（本規則第 13 条 2.2）または CAS の行った決定は、当該手続の当事者が通知を受けた後、以下の効力をもって、すべての競技における署名当事者同様 WA、AIU、各国陸連に対し、当該手続における当事者以外に対しても自動的に拘束力を有するものとする。

- (a) （暫定聴聞会が行われ、又は競技者もしくは他の者が暫定的資格停止を受け入れ、もしくは暫定聴聞会、緊急聴聞会もしくは本規則第 7 条 4.5 に従い提供される迅速な不服申立てに対する権利を放棄した後に）暫定的資格停止を科する旨の上記のいずれかの機関による決定は、当該競技者又は他の者が、（本規則第 10 条 14.1 に定める

とおり) 暫定的資格停止中に署名当事者の権限内の競技の一切に参加することを自動的に禁止する。

- (b) (聴聞会が行われ、又は放棄された後に) 資格停止期間を科する旨の上記のいずれかの機関による決定は、当該競技者または他の者が、(本規則第 10 条 14.1 に定めるとおり) 資格停止期間中に署名当事者の権限内の競技の一切に参加することを自動的に禁止する。
- (c) アンチ・ドーピング規則違反を受け入れる旨の上記のいずれかの機関による決定は、すべての署名当事者に対し自動的に拘束力を有する。
- (d) 特定の期間について本規則第 10 条 10 に基づき成績を失効させる旨の上記のいずれかの機関による決定は、当該特定の期間中に署名当事者の権限内で獲得された成績の一切を自動的に失効させる。

17.1.2 WA、AIU、各国陸連は、WA/AIU が決定の通知を実際に受けた日又は決定が ADAMS に記録された日のいずれか早い方に、更なる措置を要求されることなく、本規則第 17 条 1.1 により要求される決定及びその効力を承認し、実施しなければならない。

17.1.3 措置を停止し又は取り消す旨のアンチ・ドーピング機関、国内不服申立機関又は CAS による決定は、(i) AIU が決定の通知を実際に受けた日又は (ii) 決定が ADAMS に記録された日のいずれか早い方に、更なる措置を要求されることなく、WA、AIU そして各国陸連に対し拘束力を有するものとする。

17.1.4 本規則第 17 条 1.1 の規定にかかわらず、競技会中の迅速な手続で行われた主要競技会機関によるアンチ・ドーピング規則違反に関する決定は、当該主要競技会機関の規則において競技者又は他の者に対し、迅速ではない手続に基づく不服申立ての機会が提供される場合を除き、WA、AIU、各国陸連に対し拘束力を有しないものとする。

例えば、主要競技会機関の規則において競技者又は他の者に対し、CASへの迅速な不服申立て又は通常の手続に基づくCASへの不服申立てを選択する権利が与えられている場合には、当該主要競技会機関による最終的な決定又は判断は、当該競技者又は他の者が迅速な不服申立てを選択するか否かにかかわらず、他の署名当事者に対し拘束力を有する。

17.2 アンチ・ドーピング機関による他の決定の実施

WAの代理となるAIUと各国陸連は、暫定聴聞会又は競技者もしくは他の者による受諾前の暫定的資格停止等、上記本規則第17条1.1に規定されていない、アンチ・ドーピング機関により言い渡された他のアンチ・ドーピングに関する決定を実施することを決定することができる。

本規則第17条1に基づくアンチ・ドーピング機関の決定は、署名当事者において何らの決定または更なる措置を要することなく、他の署名当事者により自動的に実施される。例えば、国内アンチ・ドーピング機関が競技者を暫定的に資格停止することを決定した場合には、当該決定は国際競技連盟のレベルで自動的に効果を付与される。明確化のために述べると、「決定」とは、国内アンチ・ドーピング機関により行われるものであり、国際競技連盟により行われる別個の決定が存在するわけではない。よって、暫定的資格停止が不適切に科された旨の競技者による主張は、国内アンチ・ドーピング機関に対してのみ申し立てることができる。本規則第17条2に基づくアンチ・ドーピング機関の決定の実施は、各署名当事者の裁量による。本規則第17条1または第17条2に基づく署名当事者による決定の実施に対しては、その基にある決定に対する不服申立てとは別に不服申立てを行うことはできない。他のアンチ・ドーピング機関のTUE決定の承認の範囲は、本規則第4条4および「治療使用特例に関する国際基準」により決定されるものとする。

17.3 署名当事者ではない機関による決定の実施

原規程の署名当事者ではない機関によるアンチ・ドーピングに関する決定は、署名当事者が、当該決定が当該機関の権限内であり、当該機関のアンチ・ドーピング規則が原規程に適合するものであると判断する場合には、WA、AIUおよび各国陸連により実施されるものとする。

原規程を受諾していない機関による決定について、原規程に準拠している点とそうでない点がある場合には、WA、AIUおよび各国陸連は当該決定について、原規程の原則に調和するような形で適用するよう試みるべきである。例えば、原規程と整合する手続において、非署名当事者が、禁止物質が競技者の体内に存在するという理由で、競技者のアンチ・ドーピング規則違反を認定したが、適用される資格停止期間は原規程において規定された期間よりも短いという場合には、WA、AIUおよび各国陸連は、アンチ・ドーピング規則違反の事実認定を承認するべきであり、かつ、競技者が所属する国内アンチ・ドーピング機関は、原規程に定められた、より長い期間の資格停止期間を科すべきか否かを決定するために、本規則第8条に適合す

る聴聞会を実施するべきである。WA または本規則第 17 条 3 に基づく署名当事者による決定の実施または決定を実施しない旨の決定に対しては、本規則第 13 条に基づき不服申立てを行うことができる。

18 時効

アンチ・ドーピング規則違反が発生したと主張された日から 10 年以内に、競技者または他の者が本規則第 7 条の定めに従いアンチ・ドーピング規則違反の通知を受けなかった場合、又は通知の付与が合理的に試みられなかった場合には、当該競技者又は他の者に対してアンチ・ドーピング規則違反の手続きは開始されないものとする。

19 規程遵守に関する報告書

AIU は原規程第 24 条と署名当事者の規程遵守に関する国際基準に基づく WA の規程遵守を WADA に報告する。

20 教育

WA の代理である AIU は、原規程第 18 条 2 並びに教育に関する国際基準の要件に従い、教育の計画、実施、評価、及び推進を行うものとする。

21 世界アンチ・ドーピング規程の解釈

21.1 原規程の正文は WADA が維持するものとし、英語及びフランス語で公表されるものとする。英語版とフランス語版との間に矛盾が生じた場合、英語版が優先するものとする。

21.2 原規程の各条項に付されている解説は、原規程の解釈に使用されるものとする。

21.3 原規程は独立、かつ自立した文書として解釈されるものとし、署名当事者又は各国政府の既存の法令を参照して解釈されないものとする。

21.4 原規程の各部および各条項の見出しは、便宜上のものであって、原規程の実体規定の一部とはみなされず、また、当該見出しが言及する規定の文言に対して影響するものであるとはみなされない。

21.5 原規程、国際基準または本規則において「日」という用語が使用される場合には、

別途規定される場合を除き、暦日を意味するものとする。

- 21.6 原規程は、署名当事者によって受諾され、当該署名当事者の規則にて実施される以前から審理中の事案に対し、遡及して適用されない。但し、原規程以降に発生した違反について本規則第 10 条に基づいて制裁措置を認定する場合には、原規程以前におけるアンチ・ドーピング規則違反も「1 回目の違反」又は「2 回目の違反」として数えられる。
- 21.7 「世界アンチ・ドーピング・プログラム及び原規程の目的、範囲および構成」、「付属文書 1 - 定義」は、原規程の不可分の一部として扱われる。

付属文書 1

定義

本アンチ・ドーピング規則の使用において、以下の用語の意味は後述の通りである。(下記の定義語は、複数形、所有格、及び異なる品詞において使用される用語を含む。)

ADAMS: アンチ・ドーピング管理運営システムであり、データ保護に関する法とあいまって、関係者及び WADA のアンチ・ドーピング業務を支援するように設計された、データの入力、保存、共有、報告をするためのウェブ上のデータベースによる運営手段をいう。

投与 (Administration): 他の者による、禁止物質又は禁止方法の、提供、供給、管理、促進、その他使用又は使用の企てへの参加をいう。但し、当該定義は、真正かつ適法な治療目的その他認められる正当理由のために使用された禁止物質又は禁止方法に関する誠実な医療従事者の行為を含まないものとし、又、当該禁止物質が真正かつ適法な治療目的のために意図されたものでないこともしくは競技力を向上させるために意図されたものであることについて状況全体から立証された場合を除き、当該定義は、競技会外の検査において禁止されない禁止物質に関する行為を含まないものとする。

違反が疑われる分析報告 (Adverse Analytical Finding): 「分析機関に関する国際基準」に適合する WADA 認定分析機関又は WADA 承認分析機関からの報告のうち、禁止物質又はその代謝物もしくはマーカーの存在が検体において確認されたもの、又は禁止方法の使用の証拠が検体において確立されたものをいう。

アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告 (Adverse Passport Finding): 適用のある国際基準において記載されているアスリート・バイオロジカル・パス

ポートに基づく違反が疑われる報告として特定された報告をいう。

加重事情 (Aggravating Circumstances) : 標準的な制裁措置よりも厳しい資格停止期間の賦課を正当化する可能性のある、競技者若しくはその他の人に関連する状況又は競技者もしくはその他の人の行動をいう。当該状況及び行動は、以下を含むが、これらに限られない。競技者又は他の者が複数の禁止物質もしくは禁止方法を使用もしくは保有し、複数の機会において禁止物質もしくは禁止方法を使用もしくは保有し、又は、他の複数のアンチ・ドーピング規則違反を行ったこと、通常の個人であれば当該アンチ・ドーピング規則違反の競技力向上の効果を当該状況又は行動がなかった場合に適用されたであろう資格停止期間を超えて享受する可能性があること、競技者又は他の者がアンチ・ドーピング規則違反の発見又は判断を避けるために詐欺的又は妨害的行為を行ったこと、競技者又は他の者が結果管理中に不正干渉を行ったこと。疑義を避けるために付言すると、ここに記載された状況及び行動の例はそれらに限るものではなく、他の類似の状況又は行動もより長い資格停止期間の賦課を正当化する場合がある。

アンチ・ドーピング活動 (Anti-Doping Activities) : アンチ・ドーピング教育及び情報、検査配分計画、登録検査対象者リストの維持、アスリート・バイオロジカル・パスポートの管理、検査の実施、検体の分析の手配、インテリジェンスの収集及びドーピング調査の遂行、TUE 申請の処理、結果管理、賦課された措置の遵守の監視及び執行、その他原規程及び／又は国際基準に定めるとおり、アンチ・ドーピング機関により又はこれに代わって遂行されるアンチ・ドーピングに関連するすべての活動をいう。

アンチ・ドーピング機関 (Anti-Doping Organisation) : ドーピング・コントロール手続の開始、実施又は執行に関する規則を採択する責任を負う WADA 又は署名当事者をいう。具体例としては、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、その他の自己の競技大会において検査を実施する主要競技会機関、WA やその他の国際競技連盟、国内アンチ・ドーピング機関が挙げられる。

競技者 (Athlete) : 国際レベル (定義については各国際競技連盟が定める) 又は国内レベル (定義については各国内アンチ・ドーピング機関が定める) のスポーツにおいて競技するすべての人をいう。アンチ・ドーピング機関は、国際レベルの競技者又は国内レベルの競技者のいずれでもない競技者につき、アンチ・ドーピング規則を適用することによりこれらの者を「競技者」の定義に含める裁量を有する。国際レベルの競技者又は国内レベルの競技者のいずれでもない競技者につき、アンチ・ドーピング機関は以下の事項を行う選択権を有する。限定した検査を行いもしくは検査を行わないこと、すべての禁止物質を対象として網羅的に分析するのではなく、その一部について検体分析を行うこと、限定的な居場所情報を要請しもしくは居場所情報を要請しないこと、又は、事前の TUE を要請しないこと。但し、ア

アンチ・ドーピング機関が、国際レベル又は国内レベルに至らずに競技する競技者につき検査する権限を行使することを選択し、当該競技者が本規則第2条1、第2条3又は第2条5のアンチ・ドーピング規則違反を行った場合には、本アンチ・ドーピング規則に定める措置が適用されなければならない。本規則第2条8及び第2条9並びにアンチ・ドーピング情報及び教育との関係では、原規程を受諾している署名当事者、政府その他のスポーツ団体の傘下において競技に参加する人は、競技者に該当する。

[競技者の解説：スポーツに参加する個人は5つの区分のうち一つに該当すると判断して差し支えない。1)国際レベルの競技者、2)国内レベルの競技者、3)国際レベル又は国内レベルの競技者ではないが国際競技連盟又は国内アンチ・ドーピング機関が権限を行使することを選択した個人、4)レクリエーション競技者、及び、5)国際競技連盟及び国内アンチ・ドーピング機関が権限を行使せず、又は権限を行使することを選択していない個人。すべての国際レベル又は国内レベルの競技者は原規程のアンチ・ドーピング規則の適用の対象となるが、国際レベル及び国内レベルの競技の厳密な定義は、国際競技連盟及び国内アンチ・ドーピング機関のアンチ・ドーピング規則が各々定める。]

アスリート・バイオロジカル・パスポート (Athlete Biological Passport)：「検査及びドーピング調査に関する国際基準」及び「分析機関に関する国際基準」において記載される、データを収集及び照合するプログラム及び方法をいう。

サポートスタッフ (Athlete Support Person)：スポーツ競技会に参加し、又は、そのための準備を行う競技者と共に行動し、治療を行い、又は、支援を行うコーチ、トレーナー、監督、代理人、チームスタッフ、オフィシャル、医療従事者、親又は他の者をいう。

企て (Attempt)：アンチ・ドーピング規則違反に至ることが企図される行為の過程における実質的な段階を構成する行動に意図的に携わることを行う。但し、企てに関与していない第三者によって察知される前に当人が当該企てを放棄した場合には、違反を行おうとした当該違反の企てのみを根拠としてアンチ・ドーピング規則違反があったことにはならない。

非定型報告 (Atypical Finding)：「分析機関に関する国際基準」又はこれに関連するテクニカルドキュメントに規定された更なるドーピング調査を要求する旨の、違反が疑われる分析報告の決定に先立ってなされる、WADA 認定分析機関又はその他の WADA 承認分析機関からの報告をいう。

アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告 (Atypical Passport Finding)：該当する国際基準において、アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告として記載される報告をいう。

インテグリティユニット (Integrity Unit) : 本規則第 1 条 2 と WA 憲章 Part X の定義による。

CAS : スポーツ仲裁裁判所をいう。

競技会 (Competition) : 単一の所轄組織の下で、1 日もしくは数日にわたって行われる種目または複数の個人種目 (例えば、世界陸上競技選手権大会)。

アンチ・ドーピング規則違反の措置 (「措置」) (Consequences of anti-doping rule violations ('Consequences')) : 競技者又はその他の人がアンチ・ドーピング規則違反を行った場合に、次に掲げるもののうちの 1 又は 2 以上の措置が講じられることをいう。

(a) 失効 : 特定の競技会又は競技大会における競技者の成績が取り消されることをいい、その結果として、獲得されたメダル、タイトル、得点、褒賞金、及び褒賞の剥奪を含む措置が科される。

(b) 資格停止 : 一定期間にわたって、競技者又は他の者に対して、アンチ・ドーピング規則違反を理由として、本規則第 10 条 14 の規則のとおり、競技会、種目、もしくはその他の活動への参加が禁止され、又は資金拠出が停止されることをいう。

(c) 暫定的資格停止 : 本規則第 8 条の規則に従って開催される聴聞会において最終的な判断が下されるまで、競技者又はその他の人による競技会や種目への参加又は活動が暫定的に禁止されることをいう。

(d) 金銭的措置 : アンチ・ドーピング規則違反に関連する費用回収をいう。

(e) 一般開示 : 一般公衆又は本規則第 14 条に基づき早期通知の権利を有する人以外の人に対する情報の拡散又は伝達をいう。

汚染製品 (Contaminated Product) : 製品ラベル又は合理的なインターネット上の検索により入手可能な情報において開示されていない禁止物質を含む製品をいう。

カウンシル (Council) : WA 憲章 Part V に記述された組織をいう。

判断限界 (Decision Limit) : 「分析機関に関する国際基準」において定義されているとおり、検体における閾値物質のための結果の値であって、これを超えた場合に違反が疑われる分析報告がなされるものをいう。

委託された第三者 (Delegated Third Party) : AIU が、ドーピング・コントロール又はアンチ・ドーピング教育プログラム的一面を委託する人をいい、AIU のために検体採取その他ドーピング・コントロール・サービスもしくはアンチ・ドーピング教育プログラムを行う第三

者もしくは他のアンチ・ドーピング機関、又は、AIUのためにドーピング・コントロール・サービスを行う独立請負人として務める個人（例えば、雇用されていないドーピング・コントロール・オフィサー又はシャペロン）を含むが、これらに限られない。この定義はCASを含まない。

失効 (Disqualification) : 「アンチ・ドーピング規則違反の措置」を参照すること。

ドーピング・コントロール (Doping Control) : 検査配分計画の立案から、不服申立ての最終的な解決及び措置の執行までのすべての段階及び過程（検査、ドーピング調査、居場所情報、TUE、検体の採取及び取扱い、分析機関における分析、結果管理並びに本規則第10条14（資格停止又は暫定的資格停止期間中の地位）の違反に関する調査又は手続を含むがこれらに限られない。）をいう。

教育 (Education) : スポーツの精神を育成し保護する価値観を浸透させ、かかる行為を発展させ、また、意図的及び意図的ではないドーピングを予防するための、学習の過程をいう。

発効日 (Effective Date) : 本規則第1条6の規則の定義による。

種目 (Event) : 競技会における単一の競争または競技（例：100m競争、やり投げ）をいい、その予選も含む。国際基準における“Event（イベント）”の用語は、本アンチ・ドーピング規則で定義される”Competition（競技会）“の意味として扱われている。

競技会の期間 (Event Period) : 競技会の所轄組織により定められた、競技会の開始と終了の間の時間をいう。

競技会会場 (Event Venues) : 競技会の所轄組織により指定された会場をいう。

過誤 (Fault) : 義務の違反又は特定の状況に対する適切な注意の欠如をいう。競技者または他の者の過誤の程度を評価するにあたり考慮すべき要因は、例えば、当該競技者または他の者の経験、当該競技者又は他の者が要保護者であるか否か、障がい等の特別な事情、当該競技者の認識すべきであったリスクの程度、並びに認識されるべきであったリスクの程度との関係で当該競技者が払った注意の程度及び行った調査を含む。競技者または他の者の過誤の程度を評価する場合に考慮すべき事情は、競技者または他の者による期待される行為水準からの乖離を説明するにあたり、具体的で、関連性を有するものでなければならない。そのため、例えば、競技者が資格停止期間中に多額の収入を得る機会を失うことになるという事実や、競技者に自己のキャリア上僅かな時間しか残されていないという事実又は競技日程上の時期は、本規則第10条6.1又は第10条6.2に基づき資格停止期間を短縮するに

あたり関連性を有する要因とはならない。

[過誤に関する解説：競技者の過誤の程度を評価する基準は、過誤が考慮されるすべての規則に共通である。但し、本規則第10条6.2の場合、過誤の程度を評価する際に、競技者または他の者に「重大な過誤又は過失がないこと」が認定される場合を除き、制裁措置を軽減することは適切ではない。]

金銭的措置 (Financial Consequences)：「アンチ・ドーピング規則違反の措置」を参照すること。

聴聞会手続き (Healing Process)：聴聞パネルへの事案の照会または発行までの裁決と聴聞会パネルによる決定の通知までの時間枠の包括的な手続き（第1審または不服申し立てによる）。

競技会 (時) (In-Competition)：競技者が参加する予定の競技会の前日の午後11時59分に開始され、当該競技会及び競技会に関係する検体採取手続の終了までの期間をいう。

[解説：競技会 (時) について普遍的に受諾された定義を有することは、すべての競技にわたり競技者間のより大きな調和をもたらし、競技会 (時) 検査の該当する時間枠に関する競技者間の混乱を除去し又は減少させ、競技大会中の競技会間における不注意による違反が疑われる分析報告を回避し、競技会外で禁止される物質からもたらされる潜在的な競技力向上の利益が競技会期間に持ち越されることを防ぐのに資するものである。]

インディペンデント・オブザーバー・プログラム (Independent Observer Program)：オブザーバー及び／又は監査人のチームが、WADA のコンプライアンス監視プログラムの一環として、WADA の監督下で、特定の競技会の前又はその最中にドーピング・コントロール手続を監視し、ドーピング・コントロール手続について助言を提供し、監視事項に関して報告を行うことをいう。

個人スポーツ (Individual Sport)：チームスポーツ以外のスポーツをいう。(例：個人、趣味、短距離、超短距離、集団でスタートする競技会)

資格停止 (Ineligibility)：上記の「アンチ・ドーピング規則違反の措置」を参照すること。

組織的な独立性 (Institutional Independence)：不服申し立ての聴聞パネルは、結果管理について責任を負うアンチ・ドーピング機関から機関として完全に独立していなければならないことをいう。よってそれらはいかなる方法によっても、結果管理について責任を負うア

ンチ・ドーピング機関により運営され、これに関連し又はその傘下にあつてはならない。

行動規範 (Integrity Code of Conduct) : WA 憲章 75 条に記載されている (随時修正される)。

国際競技会 (International Competition) : 国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、WA、主要競技大会機関又はその他の国際的スポーツ団体が当該競技会の所轄組織であるか、又は、当該競技会に関してテクニカルオフィシャルを指名している競技会をいう。WA における競技会は国際競技会を指し、WA 憲章や WA 規則で定義される。

国際レベルの競技者 (International-Level Athlete) : 「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に適合し、各国際競技連盟の定義する、国際レベルにおいて競技する競技者をいう。スポーツとしての陸上競技や本アンチ・ドーピング規則の目的のために、国際レベルの競技者とは本規則第 1 条 4.4 に規定される。

[解説：国際競技連盟は、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に適合する限り、競技者を国際レベルの競技者に分類する上で使用する基準 (例えば、ランキング、特定の国際競技会への参加、ライセンスの種類など) を自由に決定することができる。但し、国際競技連盟は、競技者が国際レベルの競技者に分類されたときは、競技者にてこれを速やかにかつ容易に確認できるよう、当該基準を明確かつ簡潔な様式で公表しなければならない。例えば、当該基準が特定の国際競技会への参加を含む場合には、それらの国際競技会の一覧を公開しなければならない。]

国際検査対象者登録リスト (International Registered Testing Pool) : 本規則第 5 条 5.1 の定義による。

国際基準 (International Standard) : 原規程を支持する目的で WADA によって採択された基準をいう。国際基準は、国際基準に基づき公表されたテクニカルドキュメントを含むものとする。

主要競技会機関 (Major Event Organizations) : 国内オリンピック委員会の大陸別連合及びその他の複数のスポーツを所轄する国際的な機関であつて、大陸、地域又はその他の国際競技会の所轄組織として機能する機関をいう。

マーカー (Marker) : 化合物、化合物の集合体又は生物学的変数であつて、禁止物質又は禁止方法の使用を示すものをいう。

代謝物 (Metabolite) : 生体内変化の過程により生成された物質をいう。

加盟団体、各国陸連 (Member or Member Federation) : WA 憲章の定義による。

最低報告レベル (Minimum Reporting Level) : WADA 認定分析機関が、検体における禁止物質又はその代謝物もしくはマーカーの推定濃度がこれを下回る場合に、当該検体を違反が疑われる分析報告として報告すべきでないものとされる、当該推定濃度をいう。

18 歳未満の者 (Minor) : 18 歳に達していない人をいう。

国内アンチ・ドーピング機関 (National Anti-Doping Organization) : 国内において、アンチ・ドーピング規則の採択及び実施、検体採取の指示、検査結果の管理並びに結果管理の実施に関して第一の権限を有し、責任を負うものとして国の指定を受けた団体をいう。関連当局によって当該指定が行われなかった場合には、当該国の国内オリンピック委員会又はその指定を受けた者が国内アンチ・ドーピング機関となる。

国内レベルの競技者 (National-Level Athlete) : 「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に適合する、各国内アンチ・ドーピング機関が定義する、国内レベルで競技する競技者をいう。

国内競技会 (National Competition) : 国際レベルの競技者又は国内レベルの競技者が参加する競技大会又は競技会のうち国際競技大会に該当しないものをいう。

国内オリンピック委員会 (National Olympic Committee) : 国際オリンピック委員会公認の組織をいう。国内競技連合が国内オリンピック委員会のアンチ・ドーピングの分野における典型的な責任を負う国においては、国内オリンピック委員会は、当該国内競技連合を含むものとする。

過誤又は過失がないこと (No Fault or Negligence) : 競技者または他の者が禁止物質もしくは禁止方法の使用もしくは投与を受けたこと又はその他のアンチ・ドーピング規則に違反したことについて、自己が知らず、又は、推測もせず、かつ最高度の注意をもってしても合理的には知り得ず、推測もできなかつたであろう旨を当該競技者が立証した場合をいう。要保護者又はレクリエーション競技者の場合を除き、本規則第 2 条 1 の違反につき、競技者は禁止物質がどのように競技者の体内に入ったかについても立証しなければならない。

重大な過誤又は過失がないこと (No Significant Fault or Negligence) : 競技者または他の者が、事情を総合的に勘案し、過誤又は過失がないことの基準を考慮するにあたり、アン

チ・ドーピング規則違反との関連において、当該競技者または他の者の過誤又は過失が重大なものではなかった旨を立証した場合をいう。要保護者又はレクリエーション競技者の場合を除き、本規則第2条1の違反につき、競技者は禁止物質がどのように競技者の体内に入ったかについても立証しなければならない。

運営上の独立性 (Operational Independence) : (1)結果管理について責任を負うアンチ・ドーピング機関又はその関連組織 (例えば、メンバー連盟又は同盟) の理事会構成員、スタッフメンバー、委員会構成員、コンサルタント及びオフィシャル、並びに、案件のドーピング調査及び裁定前段階に関与している人が、結果管理について責任を負うアンチ・ドーピング機関の聴聞パネルのメンバー及び／又は事務局 (当該事務局が判断の協議過程及び／又はドラフティング過程に関与している限りにおいて) に任命されてはならないこと、並びに、(2)聴聞パネルが、アンチ・ドーピング機関その他第三者から干渉を受けることなく聴聞及び判断決定手続を行う地位にあることをいう。その目的は、聴聞パネルのメンバーその他聴聞パネルの判断に別途関与している個人が、事案のドーピング調査又は事案を進行させる判断に関与していないことを確保することにある。

競技会外 (Out-of-Competition) : 競技会 (時) 以外の期間をいう。

人 (Person) : 自然人 (競技者またはサポートスタッフを含む) 又は組織もしくはその他の団体をいう。

保有 (Possession) : 実際に体内にある状態又は積極的に保有している状態をいう (これに該当するものは、禁止物質もしくは禁止方法に対して、又は、禁止物質もしくは禁止方法が存在する場所に対して、人が独占的に制御し、又は、制御を及ぼすことを意図している場合に限られる。)。但し、禁止物質もしくは禁止方法に対して、又は、禁止物質もしくは禁止方法が存在する場所に対して、人が独占的に制御していない場合には、当該人が禁止物質又は禁止方法の存在を知っており、かつ、これに対して制御を及ぼす意図があった場合のみが積極的保有に該当する。但し、人が、アンチ・ドーピング規則に違反した旨の通知 (種類は問わない。) を受ける前に、アンチ・ドーピング機関に対する明確な表明により、保有の意思がなく、保有を放棄した旨を証明する具体的な行為を起こしていた場合には、当該保有のみを根拠としてアンチ・ドーピング規則違反があったことにはならない。本定義における異なる記載にかかわらず、禁止物質又は禁止方法の購入 (電子的その他の方法を含む。) は、当該購入者による保有を構成する。

[解説: 本定義に基づき、競技者の車内において蛋白同化ステロイド薬が発見された場合、第三者がその自動車を用いていた旨を当該競技者が立証できなければ、違反が成立する。この場合、AIUは、競技者本人が当該自動車を独占使用できない状態にあったとしても競技者

は蛋白同化ステロイド薬の存在を知っており、蛋白同化ステロイド薬に支配を及ぼす意図があったということを証明しなければならない。同様に、競技者とその配偶者が共同で管理している自宅の薬棚に蛋白同化ステロイド薬が発見された場合には、AIUは、薬棚の中に蛋白同化ステロイド薬が存在することを競技者が知っており、蛋白同化ステロイド薬に支配を及ぼす意図があったことを証明しなければならない。禁止物質を購入する行為自体は、例えば、製品が届かず、他人がこれを受領し、又は、第三者の住所に送付された場合でも、保有を構成する。]

禁止表 (Prohibited List) : 禁止物質及び禁止方法を特定した表をいう。

禁止方法 (Prohibited Method) : 禁止表に記載された方法をいう。

禁止物質 (Prohibited Substance) : 禁止表に記載された物質又は物質の分類をいう。

要保護者 (Protected Person) : アンチ・ドーピング規則違反の時点において、以下に該当する競技者又は他の者をいう。(i)16歳に達していない者、(ii)18歳に達しておらず、登録検査対象者リストに含まれておらず、オープン・カテゴリーで国際競技大会において競技したことのない者、又は、(iii)年齢以外の理由で、該当する国の法律に従い法的な能力が十分でないと判断された者。

[解説:本規程は、以下の理解に基づき、保護された人を特定の状況において他の競技者または他の者とは異なる扱いをしている。特定の年齢又は知的能力を下回る場合には、競技者または他の者は、原規程に含まれる行動禁止を理解し、評価する精神的能力を有しない可能性がある。これは、例えば、知的障がい理由として法的な能力が十分でないことが確認されたパラリンピックの競技者を含む。「オープン・カテゴリー」という用語は、ジュニア又は年齢グループ区分に限定される競技会を除くことを意図している。]

暫定聴聞会 (Provisional Hearing) : 本規則第7条4.4との関係において、本規則第8条に基づく聴聞会に先立って開催される略式の聴聞会であって、競技者または他の者に対して通知を交付し書面又は口頭で意見を聴取する機会を与えるものをいう。

[解説:「暫定聴聞会」とは、事案における事実の完全な審査を伴わない可能性のある、予備的な手続にすぎない。競技者または他の者は暫定聴聞会の後、事案の本案につき、引き続いて完全な聴聞を受ける権利を有する。これに対し、本規則第7条4.3に当該用語が使用されるところの「緊急聴聞会」とは、迅速な日程に基づき行われる当該案件に関する完全な聴聞会である。]

一般開示 (Publicly Disclose(or Public Disclosure)) : 上記の「アンチ・ドーピング規則

違反の措置」を参照すること。本規則第 12 条における手続きのために、一般開示は早期通知を所有する権利を持つ者や一般市民への情報の普及や配布を意味する。

レクリエーション競技者 (Recreational Athlete) : 該当する国内アンチ・ドーピング機関によりレクリエーション競技者として定義される人をいう。但し、当該用語は、アンチ・ドーピング規則違反を行う前の 5 年間の内に、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に適合して各国際競技連盟が定義する) 国際レベルの競技者もしくは («検査及びドーピング調査に関する国際基準」に適合して各国内アンチ・ドーピング機関が定義する) 国内レベルの競技者であった人、オープン・カテゴリーで国際競技大会においていずれかの国を代表した人、又は、国際競技連盟もしくは国内アンチ・ドーピング機関により維持された登録検査対象者リストもしくは他の居場所情報リストに含まれた人を含まないものとする。

[解説: 「オープン・カテゴリー」という用語は、ジュニア又は年齢グループ区分に限定される競技会を除くことを意図している。]

地域アンチ・ドーピング機関 (Regional Anti-Doping Organization) : 国内アンチ・ドーピング・プログラムにつき委託された領域を調整し、管理する、加盟国の指定する地域的団体をいう。国内アンチ・ドーピング・プログラムにつき委託された領域とは、アンチ・ドーピング規則の採択及び実施、検体の計画及び採取、結果の管理、TUE の審査、聴聞会の実施、並びに地域レベルにおける教育プログラムの実施を含む場合がある。

関係するアンチ・ドーピング機関 (Relevant Anti-Doping Organisation) : 各国陸連に関する本規則第 15 条のために、各国陸連やひとつまたは複数の機関、権限、地域や各国の陸連が所轄する団体に関して、責任やスポーツとしての陸上競技におけるアンチ・ドーピングに対する地域や国の中での権限を持ち、そうでなければ本アンチ・ドーピング規則における各国陸連の責務を放棄する責任がある。

登録検査対象者リスト (Registered Testing Pool) : AIU 又は国内アンチ・ドーピング機関の検査配分計画の一環として、重点的な競技会 (時) 検査及び競技会外の検査の対象となり、またそのため本規則第 5 条 5 及び「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に従い居場所情報を提出することを義務づけられる、国際競技連盟が国際レベルの競技者として、また国内アンチ・ドーピング機関が国内レベルの競技者として各々定めた、最優先の競技者群のリストをいう。

結果管理 (Results Management) : 「結果管理に関する国際基準」の第 5 条に従った通知又は特定の事案 (例えば、非定型報告、アスリート・バイオロジカル・パスポート、居場所情報関連義務違反) において「結果管理に関する国際基準」の第 5 条に明示的に規定される当該

通知前手順から、責任追及過程を通じて第一審又は（不服申立てがあった場合には）不服申立て段階における聴聞手続の終了を含む案件の終局的な解決までの時間枠を包含する過程をいう。

「検体」又は「標本」(Sample or Specimen)：ドーピング・コントロールにおいて採取された生体物質をいう。

[解説：一定の宗教的又は文化的集団においては、血液検体の採取は信条に反すると主張されることがあるが、当該主張には根拠がないものとされている。]

署名当事者 (Signatories)：原規程第 23 条に定めるとおり、原規程を受諾し、これを実施することに同意した団体をいう。

特定方法 (Specified Method)：本規則第 4 条 2.2 を参照すること。

特定物質 (Specified Substance)：本規則第 4 条 2.2 の定義による。

厳格責任 (Strict Liability)：アンチ・ドーピング規則違反を立証するためには、アンチ・ドーピング機関において、競技者側の使用に関しての意図、過誤、過失又は使用を知っていたことを立証しなくてもよいとする本規則第 2 条 1 及び第 2 条 2 に基づく法理をいう。

濫用物質 (Substance of Abuse)：本規則第 4 条 2.3 を参照すること。

実質的な支援 (Substantial Assistance)：本規則第 10 条 7.1 との関係において、実質的な支援を提供する人は、(1)自己が保有するアンチ・ドーピング規則違反その他本規則第 10 条 7.1. (a) 項に記載された手続に関するすべての情報を署名入りの書面又は録音された面談により完全に開示し、(2)アンチ・ドーピング機関又は聴聞パネルからの要求がある場合には、例えば、聴聞会において証言をするなど、当該情報に関する事案又は案件のドーピング調査及び裁定に対し十分に協力しなければならない。さらに、提供された情報は、信頼できるものであり、かつ、開始された事案又は手続の重大な部分を構成するものでなければならず、仮に事案又は手続が開始されていない場合には、事案又は手続の開始に十分な根拠を与えるものでなければならない。

不正干渉 (Tampering)：ドーピング・コントロール手続を覆すが、別途禁止方法の定義に含まれない意図的な行為をいう。不正干渉は、一定の作為又は不作為を目的として贈賄又は収賄を行うこと、検体の採取を妨害すること、検体の分析に影響を与え又はこれを不可能にすること、アンチ・ドーピング機関又は TUE 委員会もしくは聴聞パネルに提出される文書を

偽造すること、証人から虚偽の証言をさせること、結果管理又は措置の賦課に影響を与えるためにアンチ・ドーピング機関又は他の聴聞機関に他の詐欺的行為を行うこと、及びドーピング・コントロールの側面に対する類似の意図的な妨害又は妨害の企てを含むが、これらに限られない。

[解説：例えば、本規則は、検査中にドーピング・コントロール・フォームにおける識別番号を改変すること、B 検体の分析時に B のボトルを破壊すること、異物を追加することにより検体を改変すること、又は、ドーピング・コントロール手続で証言もしくは情報を提供した潜在的な証人もしくは証人を威嚇し、威嚇しようとする企てを禁止する。不正干渉とは、結果管理手続中に発生する不正行為も含む。本規則第 10 条 9.3(c) を参照すること。しかし、アンチ・ドーピング規則違反の責任追及に対する人の正当な防衛の一環として取られた行動は、不正干渉とはみなされないものとする。ドーピング・コントロール・オフィサー又はドーピング・コントロールに関わる他の人に対する攻撃的な行為であって、別途不正干渉を構成しない行為は、スポーツ団体の規律規則で取り扱われるものとする。]

特定対象検査 (Target Testing)：「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に定める基準に基づき、検査のために特定の競技者を抽出することをいう。

チームスポーツ (Team Sport)：競技会中に、競技者交代が認められるスポーツをいう (例：リレー、ミックスリレー)。

テクニカルドキュメント (Technical Document)：国際基準に規定されたとおりの特定のアンチ・ドーピングの主題についてのテクニカルな義務的要件を含む、WADA が採択し、随時公表する文書をいう。

検査 (Testing)：ドーピング・コントロール手続のうち、検査配分計画の立案、検体の採取、検体の取扱い並びに分析機関への検体の搬送を含む部分をいう。

治療使用特例 (TUE) (Therapeutic Use Exemption (TUE))：医療上の症状を有する競技者が禁止物質又は禁止方法を使用することを認めるものである。但し、本規則第 4 条 4 及び「治療使用特例に関する国際基準」に定める条件が充足される場合に限る。

不正取引 (Trafficking)：アンチ・ドーピング機関の権限に服する競技者、サポートスタッフまたは他の者が、第三者に対し、(物理的方法、電子的方法その他方法を問わず) 禁止物質又は禁止方法を販売、供与、輸送、送付、配送又は頒布すること (又は当該目的のために保有すること) をいう。但し、当該定義は、真正かつ適法な治療目的その他認められる正当理由のために使用された禁止物質に関する誠実な医療従事者の行為を含まないものとし、

また、当該禁止物質が真正かつ適法な治療目的のために意図されたものでないこともしくは競技力を向上させるために意図されたものであることにつき状況全体から立証された場合を除き、当該定義は、競技会外の検査において禁止されない禁止物質に関する行為を含まないものとする。

TUE 委員会 (TUE Committee) : 本規則第 4 条 4.4.3 に従い付与と承認の適用を検討する AIU によって任命されたパネル。AIU はパネルのような形で個別に選任し、適切な第三者に委任する。

使用 (Use) : いずれかの禁止物質又は禁止方法において、手段を問わず、これを利用し、塗布し、服用し、注入しもしくは摂取することをいう。

WADA : 世界アンチ・ドーピング機構をいう。

条件付合意 (Without Prejudice Agreement) : 本規則第 10 条 7.1(a)及び第 10 条 8.2 において、定められた時間内に、競技者または他の者がアンチ・ドーピング機関に情報を提供することを認める、アンチ・ドーピング機関と競技者または他の者との間の書面による合意であって、以下の理解が規定されたものをいう。

実質的な支援に関する合意又は事案解決合意が成立に至らなかった場合には、アンチ・ドーピング機関は、この特別の設定の中で競技者又は他の者から提供を受けた情報を、原規程に基づく結果管理手続で当該競技者又は他の者の利益に反する方法で使用してはならず、また、競技者または他の者は、この特別の設定の中でアンチ・ドーピング機関から提供を受けた情報を、原規程に基づく結果管理手続で当該アンチ・ドーピング機関の利益に反する方法で使用してはならない。

かかる合意は、アンチ・ドーピング機関、競技者または他の者が、合意に記載される定められた期間以外にあらゆる情報源から収集された情報又は証拠を使用することを妨げるものではない。

付属文書 2

アンチ・ドーピングプロトコール

以下のプロトコールは、国際基準を補足することや陸上競技の特異性と AIU のアンチ・ドーピングプログラムを必要に応じて反映するために作成されたものである。このプロトコールは国際基準に矛盾するものではなく、国際基準と合わせて読まなければならない。本プロトコールと国際基準の間に相違が生じた際は、国際基準が優先されるものとする。

AIU に対する付属文書の照会は、該当する場合は、WA の代理としての AIU への照会となる。

1. 居場所情報の収集

1.1 四半期の第一日目から行う検査のための計画及び準備を促進するために、当該四半期の前月の 15 日を期限として国際検査対象者登録リストへの居場所情報の提出を要する。

1.2 「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の第 4 条 8.8.2 に規定する情報に加えて、国際検査対象者登録リストに登録されているアスリートは、四半期の居場所情報提出の一部として下記の情報を求められる（情報は最新のものに常時更新する必要がある）。

- (a) 自身の現在の携帯番号
- (b) コーチの氏名と連絡先（コーチのメールアドレスと携帯番号）
- (c) マネージャー、代理人、正式な代表者の氏名と連絡先（それぞれ個人のメールアドレスと携帯番号）
- (d) 登録されているあるいは所属するクラブや地域の組織の名称や連絡先、および
- (e) 随時 AIU が決定するその他の関連する情報

1.3 国際検査対象者登録リストに登録されていないアスリートは、AIU の要望により上記 1.2 の情報の提示を求められることがある。

1.4 AIU は「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の第 4 条 8.8.2 に従って居場所情報の提示を求められていない二番手の階層の競技者に検査を行うことができるように居場所情報を求める（例：基本的な連絡先の情報、練習拠点、定期的な練習場所、出場予定の競技会の年間スケジュール）。AIU はその競技者へ居場所情報の必要性やその時期や形式を通知するものとする。二番手の階層の競技者が居場所情報の提出に応じなかった場合は、AIU はその競技者の国際検査対象者登録リストの対象への引き上げを検討しなければならない。

2. 検体採取要員

2.1 検体採取要員は、WA の代理としての AIU からの証明書等、検体を採取する権限を証明する、検体採取機関により提供された公的な文書を所持するものとする。

2.2 DCO は、氏名及び写真（すなわち、検体採取機関から付与された身分証明書、運転免許証、保険証、パスポート又はその他類似の有効な証明書）並びに当該証明書の有効期限が記載されている補完的な証明書を携帯するものとする。BCO の身分証明の要件は、氏名及び

写真、採血資格の証明書を含むものとする。

3. 検体採取セッションに関する採取情報

3.1 AIU は検体採取セッションに関連して記録するために、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の第7条4.5に規定されたことに加えて情報を要求することがある。

3.2 検体採取セッションに関連して記録された情報は単一のドーピング・コントロール・フォームに集約される必要はなく、むしろ、検体採取セッション中、並びに／又は各々の通告書式及び／又は補足報告書といったその他の公式文書を通じて収集しても良い。

4. 安全性の確保／検査後の管理

4.1 DC0 あるいは他の責任者はドーピング・コントロール・ステーションにおいて採取されたすべての一致した検体及び検体採取文書がドーピング・コントロール・ステーションから搬送されるまで安全に保管されていることを確保しなければならない。

4.2 DC0 あるいは他の責任者は検体が第三者機関（例：分析機関や分析機関に送るための宅配）に渡されるまで安全に管理しなければならない。検体の安全性が担保できない場所では、DC0 及び責任者が検体を管理するものとする。検体へのアクセスは常に検体採取要員によって制限されなければならない。

4.3 DC0 及び責任者はすべての密封された検体がドーピング・コントロール・ステーションから搬送されるまで完全性、同一性及び安全性が確保された状態で保管されるよう確認しなければならない。可能であれば、尿検体は暖かい環境を避け低温環境で保管するものとする。

4.4 検体は「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に従い搬送されなければならない。

4.5 採取された検体の一連の管理に関する全ての情報は、検体が意図された目的地に到着したことを確認することも含み、記録されなければならない。

5. 世界記録の公認に対するドーピング・コントロール

5.1 世界記録の公認を目的としたドーピング・コントロールは、WA 競技規則第31条3.5に従い実施されるものとし、これは随時改正されることがある。

6. 検体分析：分析機関書類

6.1 「結果管理に関する国際基準」の第5条 1.2.1(e)に従い、分析機関書類の発行に関する費用は競技者が支払うものとする。